北区地域包括ケア推進計画

北区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

●(令和3年度~令和5年度)



令和3年3月 東京都北区

はじめに

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、計画を策定してきた一年となりました。 密を避けるために、集まること、訪問することが難しくなり、今まで取り組んできた 様々な活動が停滞し、活動の自粛により高齢者の認知機能や身体機能の低下が心配されて います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症予防の対応、健康的な生活習慣を維持するために何ができるかを模索し、いくつか新しい取り組みも始めました。地域に合わせて身近なところでたくさんの居場所を作り、つながるための取り組みを進めています。

北区では「区民とともに」の基本姿勢のもと、「長生きするなら北区が一番」を実現するため、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

これらの取り組みにより整備してきた様々な地域資源を点から面へ展開できるよう、このたび、令和3年4月から3年間の計画である「北区高齢者保健福祉計画」と「第8期 北区介護保険事業計画」を一体的なものとした「北区地域包括ケア推進計画」を策定しました。

今計画では「北区版地域包括ケアシステムの深化〜地域共生社会の実現に向けて〜」を基本方針とし、人生100年時代に誰もが輝くことができるよう、地域の実情を踏まえた地域にふさわしい施策の実現と、高齢者一人ひとりが役割を持ち、いきがいづくり・社会参加につながる取り組みに力を入れてまいります。

また、高齢者あんしんセンターの機能強化、認知症施策の充実と介護保険事業の円滑な 運営を図ることで、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる北区の実現を目指 しています。

策定にあたっては「北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会」の委員の皆様には WEB会議も含め活発にご議論いただきました。そして区議会をはじめ公聴会やパブリックコメント等からも幅広く意見をいただき、できる限り計画に反映させる様努めてまいりました。この計画策定に当たりご協力いただきましたすべての皆様に心からお礼を申し上げます。

地域の皆様と考え、皆様とともに作ったこの計画を、「北区版地域包括ケアシステム」 の構築・深化のために、皆様とともに推進してまいります。

令和3年3月 東京都北区長 花川 與惣太

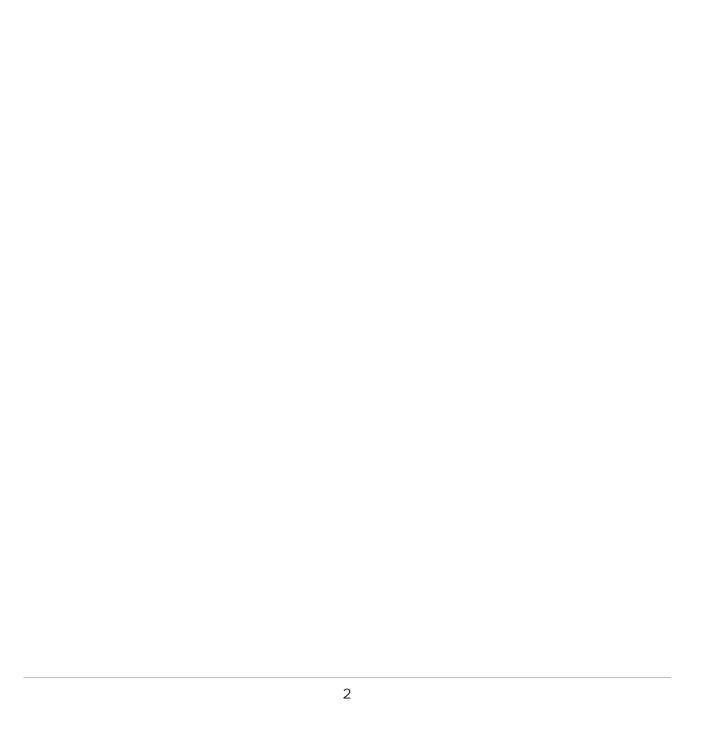
目 次

第 1	章	計画策定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1		
	(1) 人口減少社会・超高齢社会の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2) 高齢者をめぐる様々な問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3) 介護保険制度改革の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(4) 地域共生社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2	章	北区における高齢者の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1	- 高齢者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	2	アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	アンケート調査結果等からみえる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	前期施策の取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	-		
第3	辛	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
क्र ७	푸		
	1	基本理念·····	
	2	基本方針·····	
	3	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	重点的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	日常生活圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
第4	章	施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	基本	x目標1 一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり	53
			67
			86
			95

第5章	介護保険事業の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
1	介護サービスの利用状況と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
	(1)標準給付額	117
	(2) 居宅サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
	(3) 施設サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
	(4) 地域密着型サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
	(5) 地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	148
2	介護保険料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
	(1) 介護保険財源の負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
	(2) 介護保険料の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
	(3) 第8期計画期間の介護保険料設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
	(4) 令和7年度(2025年度)及び令和22年度(2040年度)の	
_	介護保険料・・・	161
3	介護保険制度の円滑な運営に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
	(1) 低所得者への配慮····································	162
	(2) 給付適正化計画····································	166
	(3) 事業運営の適正化・安定化のための支援及び普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
	(4) 福祉人材の確保と育成及び業務の効率化と質の向上・・・・・・・・・ (5) 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の	173
	(3) 安川護有寺に対するサバビサノーションサービス提供体制の構築に関する計画・・・	174
	(6) 災害や感染症に対する備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	181
		101
第6章	認知症施策の推進~北区認知症施策推進計画~・・・・・	183
1	普及啓発•本人発信支援······	185
2	予防(備え)∙ 社会参加 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	187
3	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 · · · · · · · · · ·	188
4	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への	
	支援・認知症の人の権利・・・・	190
第7章	計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193
1	計画の総合的な推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
2	計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料編		197
コラ	4	
1	住民から発進する地域共生社会の実現に向けた取り組み・・・・	66
2	地域包括ケア推進における大学との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94



計画策定の概要



1 計画策定の背景

(1) 人口減少社会・超高齢社会の到来

内閣府の令和2年版高齢社会白書によると、日本の総人口は、令和元年10月



1日現在、1億2,617万人となっています。日本の総人口は長期の人口減少過程に入っております。一方、65歳以上人口は増加傾向が続き、令和24年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。そのため、ニーズの増加・多様化に対応できる体制を整備するとともに、現役世代の顕著な減少を迎える局面変化に的確に対応する必要があります。

高齢化率を見ると、令和18年に33.3%、令

和47年には38.4%に達すると推計されています。

北区の総人口は、ここ数年増加が続いており、平成30年には35万人に達しました。一方高齢者65歳以上人口は減少傾向にあり、高齢化率も緩やかな減少傾向にあります(11ページ参照)。75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向にあり、平成28年には前期高齢者人口(65~74歳)を上回っています。高齢者全体に占める後期高齢者の割合も上昇傾向となっております。(12ページ参照)

(2) 高齢者をめぐる様々な問題

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。スポーツ庁が実施している「体力・運動能力調査」によると、高齢者の身体状況は、改善傾向がありますが、全ての高齢者の心身状況が良好なわけではありません。介護ニーズだけでなく、生活ニーズも多様化しているため、「平均的な高齢者像」に基づく画一的な施策だけでは対応することができない時代を迎えようとしています。また、個人や家族の在り方自体も変化し、多様化しています。一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加や孤立化だけでなく、「8050問題」や「ダブルケア」「ヤングケアラー」の問題など、個人が抱える問題が複雑に絡み合った状態への対応が必要とされています。さらに、医療と介護両方のニーズを有する高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

65歳を過ぎると、4人に1人が認知症またはその予備軍と言われ、誰もが認知症になりうる時代となりました。認知症の人を支える生活支援の取り組みは進んできましたが、認知症の人や家族の意見が十分に反映されているとは言えません。

また、介護保険サービスを支える福祉人材の不足も依然として深刻です。介護職員の処遇改善が十分進まない中、職員不足によるサービス低下など利用者への影響も懸念されています。

(3) 介護保険制度改革の動向

令和4年度から、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者になりは じめ、令和7(2025)年度にはすべてが後期高齢者となります。このため、 今後、急速に介護ニーズ・生活ニーズが多様化・増加すると想定されます。一 方で、介護サービスの支え手である現役世代人口が急速に減少していきます。 そのため、社会の活力の維持・向上を図るとともに、全世代型社会保障を実現 するため、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要とされ ています。

また、暮らしや地域の在り方が多様化する中では、一人ひとりが尊重され、 多様な経路で社会とつながり、参画して生きる力や可能性を最大限に発揮する 「地域共生社会」の実現が必要とされています。介護保険制度は、これを支え るために、地域の実情を踏まえながら、適切に運営することが求められます。 こうした状況を踏まえて、次の3施策を進めることが示されています。

- (1)介護予防・地域づくりの推進(健康寿命の延伸)/「共生」と「予防」 を両輪とする認知症施策の総合的推進
- (2) 地域包括ケアシステムの推進(地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント)
- (3) 介護現場の革新(人材確保、生産性の向上)

(4) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、そこに住む住民や多様な主体が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域で共に生きる社会のことを指します。

国において、平成30年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることや、高齢者のみならず若年層も含めて、すべての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

さらに、令和3年4月1日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備することが求められています。

北区では、前期「北区地域包括ケア推進計画」までの間の取り組みを通じて、 北区版地域包括ケアシステムを構築してきました。これにより、各地域におい ては、「通いの場」や「介護と医療の連携の仕組み」など、様々な主体を整備し てきました。

今後、地域の状況を踏まえ、その地域に暮らす区民一人ひとりが、その有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、様々な地域資源を活用できるネットワークの構築が必要とされています。

2 計画の目的

本計画では、前期計画の取り組みや方向性を承継し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、人生100年時代に誰もが輝くことができるよう、高齢者及びその家族の実態と意向を反映するとともに、地域の実情を踏まえた地域にふさわしい施策の実現を目指します。医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化」を図るための取り組みを推進していきます。



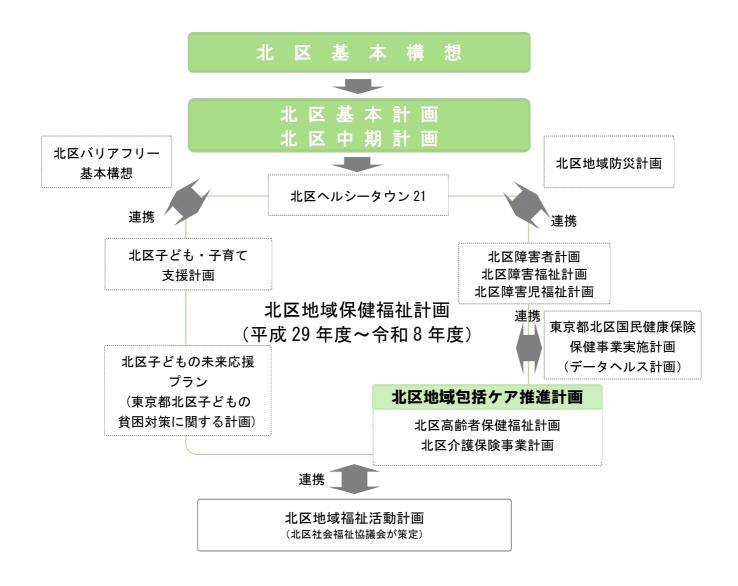
3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」(法律上は「老人福祉計画」)と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービス・認知症施策を総合的に展開することを目指しています。

本計画の策定にあたっては、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとします。

とりわけ、「北区地域保健福祉計画」は、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、区民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す計画です。

「地域共生社会」の実現に向けて、「北区地域保健福祉計画」の理念をベースとして、「北区障害者計画・北区障害福祉計画・北区障害児福祉計画・北区へルシータウン21」とも連携しながら、高齢者の地域生活を支援します。



4 計画の期間

この計画の期間は、「介護保険事業計画」の期間が、介護保険法の規定により 3年を一期として定める必要があることから、令和3年度から令和5年度まで の3年間とします。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度 (2025年)	令和 8年度
高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画						令和7年度を見据えた		
				保健福祉 ·護保険事		計画の	D策定	
							保健福祉 ·護保険事	1

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者の方や介護者の方、高齢になる前の55~64歳の方のニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和元年度にアンケート調査を実施しました。

また、国等の指針に基づき、「北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会」「北区介護保険運営協議会」の委員の意見などを踏まえながら検討を行うとともに、本計画の中間のまとめについて、広く区民の意見を求めるために、パブリックコメントや公聴会を実施しました。

なお、計画の策定にあたっては関連する他の計画との整合性を図りつつ、東京都等の関連する機関とも連携を図っています。



北区における高齢者の現状と課題

10			

1 高齢者の現状

①北区の総人口及び高齢者人口の推移

北区の総人口は、ここ数年増加が続いており、平成30年には35万人に達しました。一方高齢者人口(65歳以上)は減少傾向にあり、高齢化率も緩やかな減少傾向にあり、令和3年にはそれぞれ推計で86,716人、24.4%となります。今後高齢者人口並びに高齢化率は引き続き減少傾向にあり、高齢者人口は令和7(2025)年に83,542人、高齢化率は令和7(2025)年には23.0%になるものと推計されます。

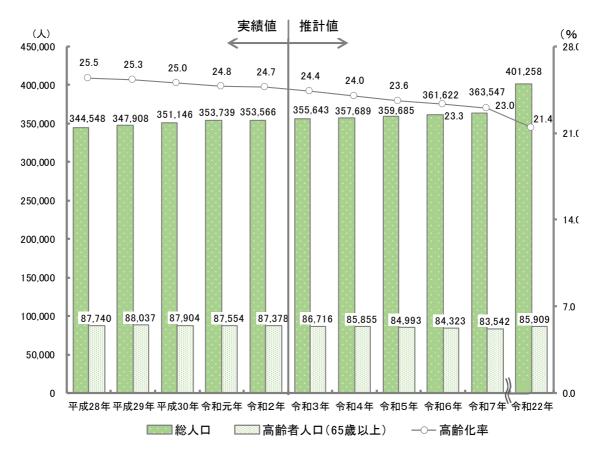


図1 北区の総人口及び高齢者人口の推移

住民基本台帳: 各年10月1日現在(令和3年以降は推計値)

②前期・後期別高齢者人口の推移

後期高齢者人口(75歳以上)はここ数年増加傾向にあり、平成28年には前期高齢者人口(65~74歳)を上回っています。高齢者全体に占める後期高齢者の割合も上昇傾向となっており、令和7(2025)年には60.6%になるものと推計されています。

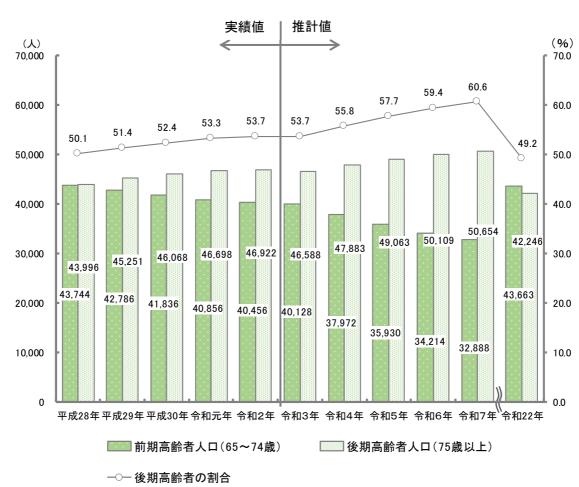


図2 前期・後期別高齢者人口の推移

住民基本台帳: 各年10月1日現在(令和3年以降は推計値)

(3)65~74、75~84、85歳以上人口の推移

85歳以上人口は増加傾向にあります。高齢者人口(65歳以上)並びに後期高齢者人口(75歳以上)に占める85歳以上人口の割合も増加傾向にあり、令和7(2025)年には、65歳以上人口に占める85歳以上人口は、20.1%、75歳以上人口に占める85歳以上人口は33.1%になるものと推計されます。

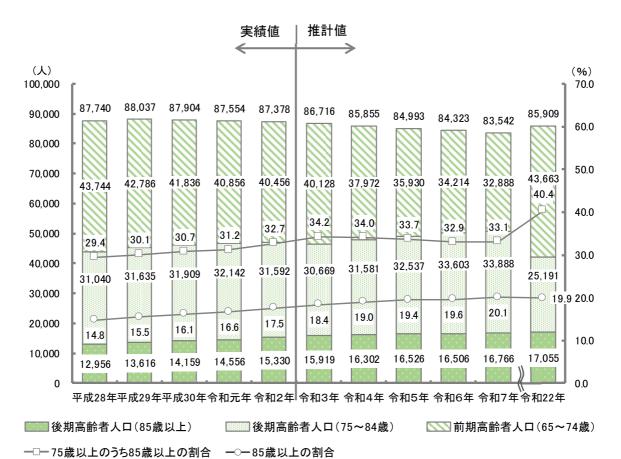
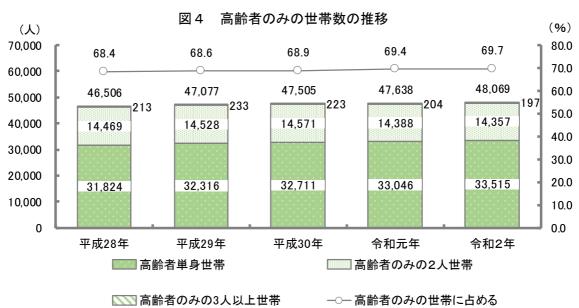


図3 65~74、75~84、85歳以上人口の推移

住民基本台帳: 各年10月1日現在(令和3年以降は推計値)

④高齢者のみの世帯数の推移

高齢者のみの世帯はここ数年増加傾向にあり、また、高齢者単身世帯も増加 しています。高齢者のみの世帯に占める単身世帯の割合は、令和2年で69.7% となっています。



単身世帯の割合

住民基本台帳: 各年 10 月 1 日現在

⑤要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数の推移は年々増加傾向にあり、平成27年から令和2年で、特に要介護1が増加しています。

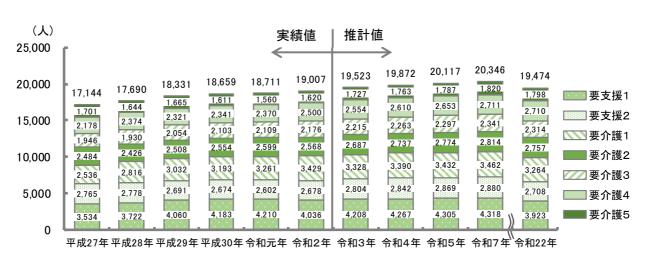


図5 要介護・要支援認定者数の推移

介護保険課資料(各年10月1日現在)

⑥高齢者の年齢階層別要介護・要支援認定率の状況

要介護・要支援認定者の割合は、後期高齢者のほうが高くなっています。認 定率は年齢の上昇とともに高くなる傾向にあり、特に80歳以上から急激に上 昇しています。

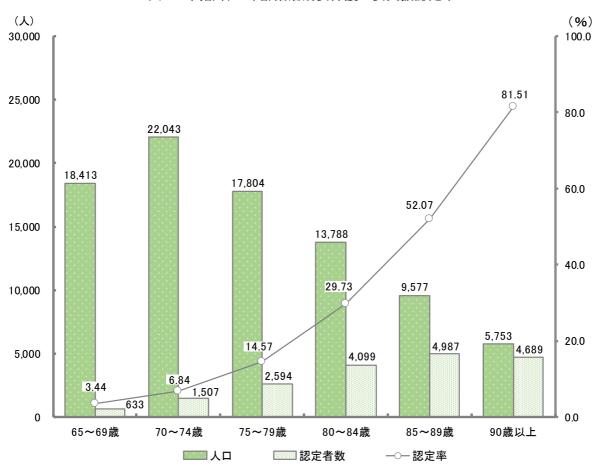


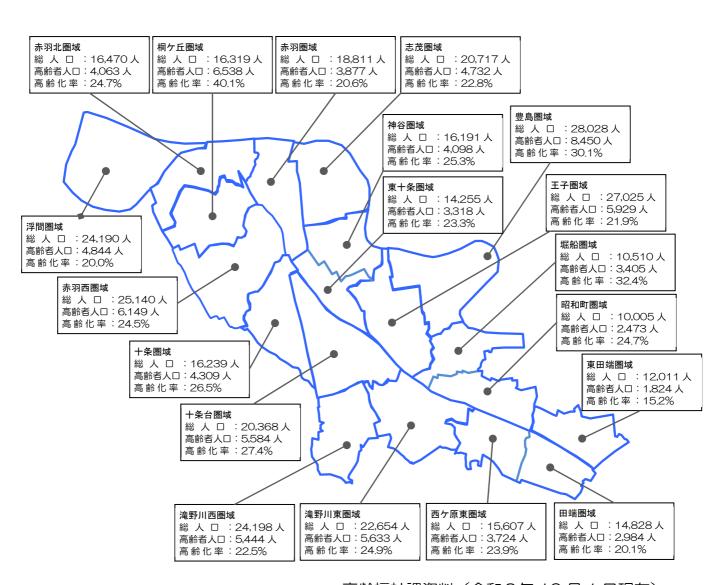
図6 高齢者の年齢階層別要介護・要支援認定率

介護保険課資料(令和2年10月1日現在)

⑦日常生活圏域別の高齢者人口・高齢化率

- 日常生活圏域別の高齢者人口・高齢化率は以下のとおりとなっています。
- 日常生活圏域については、45ページに説明があります。

図7 日常生活圏域別の高齢者人口・高齢化率



高齢福祉課資料(令和2年10月1日現在)

⑧認知症高齢者数の推計

高齢者人口の増加に伴い、認知症を発症する人の数も増加しています。

令和元年10月現在の介護保険要介護・要支援認定率をもとに認知症高齢者 (認知症自立度 II 以上)の将来推計を行うと、令和7年度(2025年)には 12,127人になると予測されます。



図8 認知症高齢者数の推計

令和元年 10月1日現在の介護保険要介護認定実績値をもとに北区将来推計人口から 算出した推計値

《認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準》

	<i>-</i>	
目立		日常生活自立度IからMに該当しない(認知症を有しない)方
I		何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、
	ш	誰かが注意していれば自立できる。
	Па	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
兄 守	Пb	家庭内でも上記『の状態が見られる。
切 り	т	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、
知 食		介護を必要とする。
		日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
が	Шb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
必要	π7	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常
症		に介護を必要とする。
ත <u> </u>		著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とす
		న .
	又は支援	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

75歳を超えると認知症の人の割合が増えはじめ、85歳以上は2人に1人が認知症を発症します。

誰もが認知症になりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。

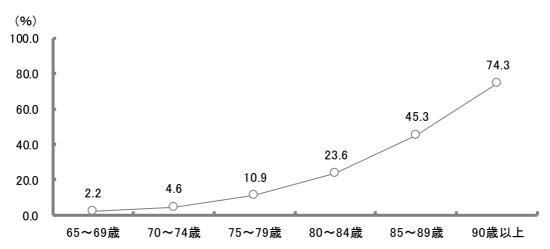


図9 年齢階級別認知症高齢者の割合

令和元年 10月1日現在の北区要介護認定者数をもとに北区年齢階級別人口から算出

⑨主要死因別死亡順位

区全体でみると、毎年「悪性新生物(がん)」や「心疾患」など、生活習慣病による死亡が多くなっています。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	
1 位	悪性新生物(がん)	悪性新生物(がん)	悪性新生物(がん)	
	29. 2%	29. 7%	28. 7%	
2 位	心疾患	心疾患	心疾患	
2 132	15. 4% 14. 3%		15. 7%	
3 位	肺炎	老衰	老衰	
3 177	8. 6%	8.0%	7. 3%	
A 1÷	脳血管疾患	脳血管疾患	肺炎	
4 位	7. 4%	7. 7%	7. 2%	
5 /÷	老衰	気管、気管支及び肺	脳血管疾患	
5 位	6. 4%	6. 2%	7. 1%	

図 10 主要死因別死亡順位(区全体)

東京都福祉保健局

2 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

「北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査」は、本計画策定の資料とするために、高齢者の方や介護者の方、高齢者になる前の55歳~64歳の方の実態と意向を把握することを目的として実施しました。この調査は郵送配付・郵送回収により実施し、令和元年12月27日から令和2年1月10日までの期間に実施しました。

◆調査票の配付・回収状況

調 査 票	配付数	有効回答数	有効回答率
①要介護認定を受けていない方の調 査【一般高齢者調査】	5,000	3,158	63.2%
②要介護(要支援)認定を受けてい る方の調査【認定者調査】	2,000	1,113	55.7%
③在宅介護実態調査	2,000	1,131	56.6%
④55 歳以上 64 歳以下調査	2,500	1,215	48.6%
合計	11,500	6,617	57.5%

(2) 調査結果の概要

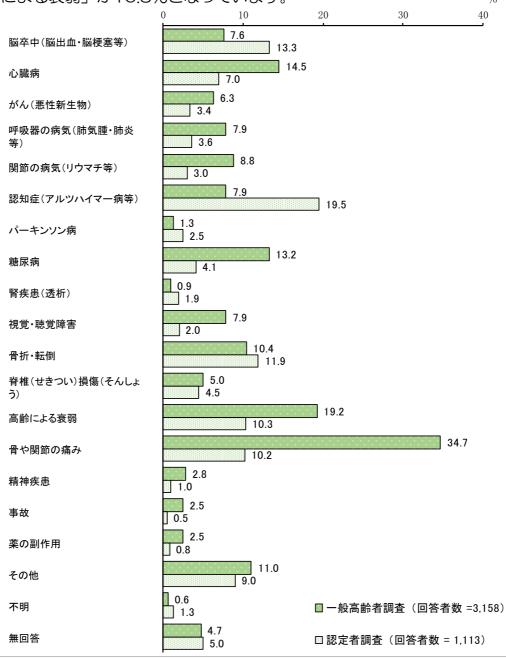
【一般高齢者調查・認定者調查】

①家族や生活状況について

i) 介護・介助が必要になった主な原因

一般高齢者調査では、「骨や関節の痛み」が34.7%と最も多く、次いで「高齢による衰弱」が19.2%、「心臓病」が14.5%、「糖尿病」が13.2%となっています。

認定者調査では、「認知症(アルツハイマー病等)」が19.5%と最も多く、次いで「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が13.3%、「骨折・転倒」が11.9%、「高齢による衰弱」が10.3%となっています。

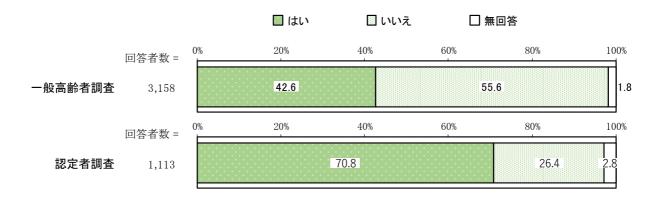


②毎日の生活について

i) 物忘れが多いか

一般高齢者調査では、「はい」が42.6%、「いいえ」が55.6%となっています。

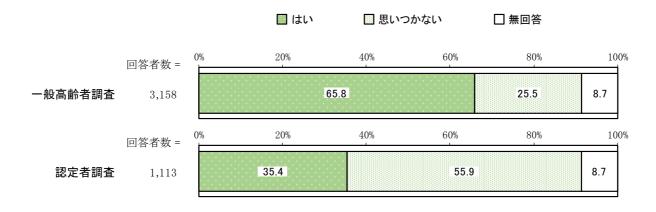
認定者調査では、「はい」が70.8%、「いいえ」が26.4%となっています。



ii) 趣味の有無

一般高齢者調査では、「はい」が65.8%、「思いつかない」が25.5%となっています。

認定者調査では、「はい」が35.4%、「思いつかない」が55.9%となっています。

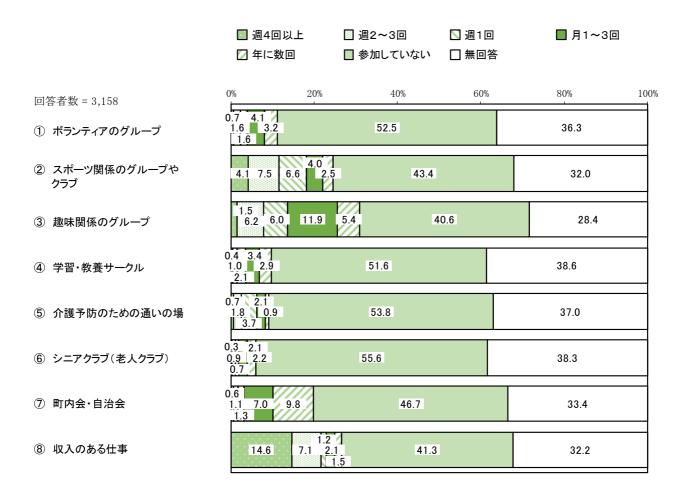


③地域での活動について

i) 地域での活動への参加について(一般高齢者調査)

『収入のある仕事』で「週4回以上」の割合が14.6%、『趣味関係のグループ』で「月1~3回」の割合が11.9%となっています。

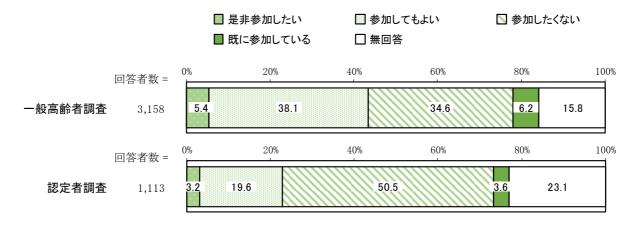
また、『シニアクラブ (老人クラブ)』で「参加していない」の割合が55.6% と高くなっています。



ii) 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

一般高齢者調査では、「参加しても良い」が38.1%と最も多く、次いで「参加したくない」が34.6%、「既に参加している」が6.2%「是非参加したい」が5.4%となっています。

認定者調査では、「参加したくない」が50.5%と最も多く、次いで「参加しても良い」が19.6%、「既に参加している」が3.6%、「是非参加したい」が3.2%となっています。

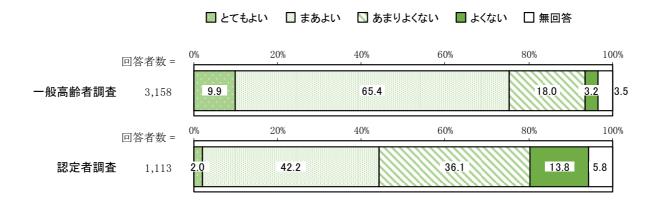


④健康について

i) 現在の健康状態について

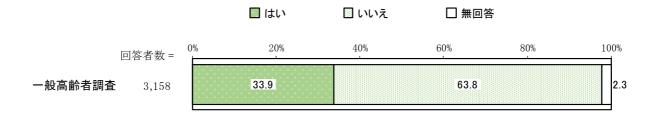
一般高齢者調査では、「まあよい」が65.4%と最も多く、次いで「あまりよくない」が18.0%、「とてもよい」が9.9%、「よくない」が3.2%となっています。

認定者調査では、「まあよい」が42.2%と最も多く、次いで「あまりよくない」が36.1%、「よくない」が13.8%、「とてもよい」が2.0%となっています。



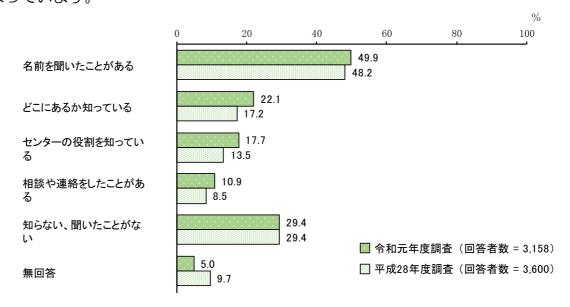
⑤認知症に関する相談窓口の認知度について

「はい」の割合が33.9%、「いいえ」の割合が63.8%となっています。



⑥高齢者あんしんセンターの認知度について

「名前を聞いたことがある」が49.9%と最も多く、次いで「知らない、聞いたことがない」が29.4%、「どこにあるか知っている」が22.1%、「センターの役割を知っている」が17.7%、「相談や連絡をしたことがある」が10.9%となっています。



⑦携帯電話・スマートフォン等の使用状況について

i) 携帯電話・スマートフォンもしくはタブレットの使用状況

一般高齢者調査では、「携帯電話を使っている」が45.4%と最も多く、次いで「スマートフォンもしくはタブレットを使っている」が29.3%、「使っていない」が15.4%、「両方使っている」が8.2%となっています。

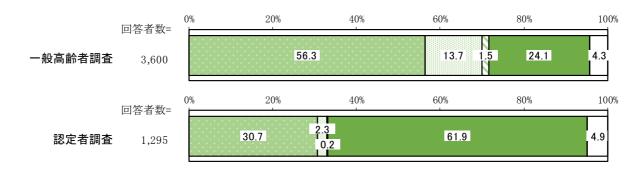
認定者調査では、「使っていない」が60.2%と最も多く、次いで「携帯電話を使っている」が30.6%、「スマートフォンもしくはタブレットを使っている」が5.8%、「両方使っている」が0.9%となっています。

- 携帯電話をもっている
- □スマートフォンもしくはタブレットを使っている
- ☑ 両方使っている
- 使っていない
- □ 無回答

【令和元年度調查】



【平成28年度調査】



⑧在宅療養の継続について

i) 最期の療養が必要になった場合、理想として在宅療養の継続について

一般高齢者調査では、「わからない」が40.4%と最も多く、次いで「続けたい」が33.9%、「続けたいと思わない」が22.0%となっています。

認定者調査では、「わからない」が35.5%と最も多く、次いで「続けたい」が31.5%、「続けたいと思わない」が26.9%となっています。

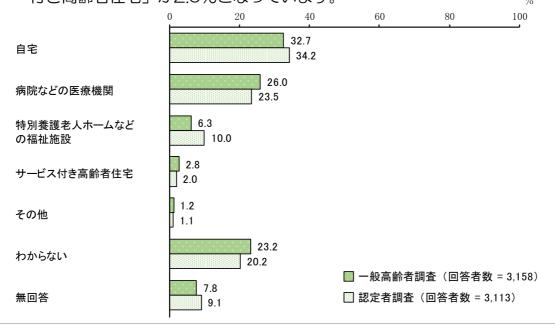


⑨最期を迎えたい場所について

i) 人生の最期を迎えたときに過ごしたい場所について

一般高齢者調査では、「自宅」が32.7%と最も多く、次いで「病院などの医療機関」が26.0%、「特別養護者人ホームなどの福祉施設」が6.3%、「サービス付き高齢者住宅」が2.8%となっています。

認定者調査では、「自宅」が34.2%と最も多く、次いで「病院などの医療機関」が23.5%、「特別養護老人ホームなどの福祉施設」が10.0%、「サービス付き高齢者住宅」が2.0%となっています。

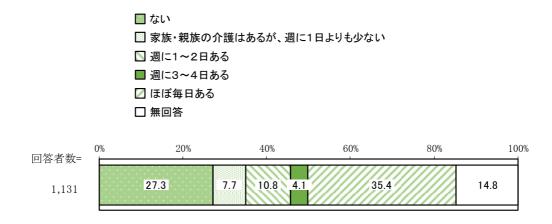


【在宅介護実態調査】

①調査対象者本人について

i) 家族や親族の方からの介護

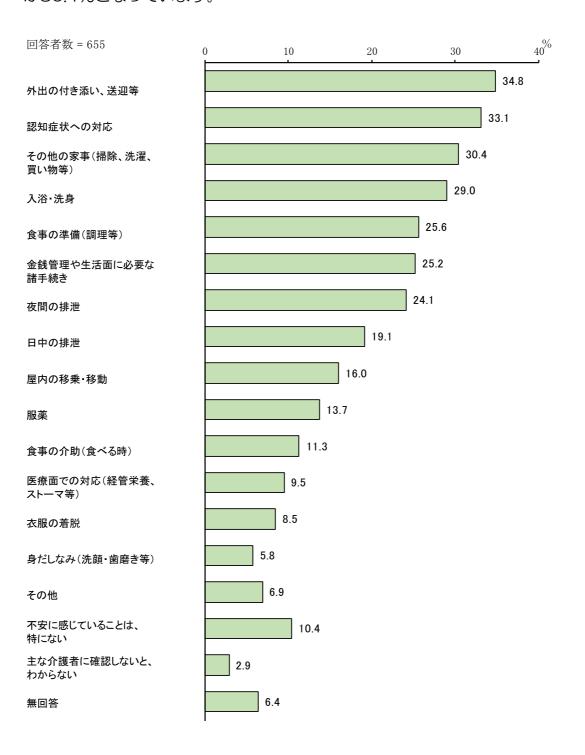
「ほぼ毎日ある」の割合が35.4%と最も多く、次いで「ない」の割合が27.3%、 「週に1~2日ある」の割合が10.8%となっています。



②主な介護者の方について

i) 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じ る介護等について

「外出の付き添い、送迎等」の割合が34.8%と最も多く、次いで「認知症状への対応」の割合が33.1%、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」の割合が30.4%となっています。

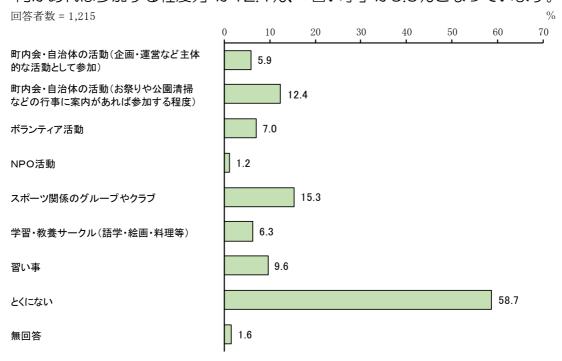


【55歳以上64歳以下調査】

①地域のつながり、社会参加について

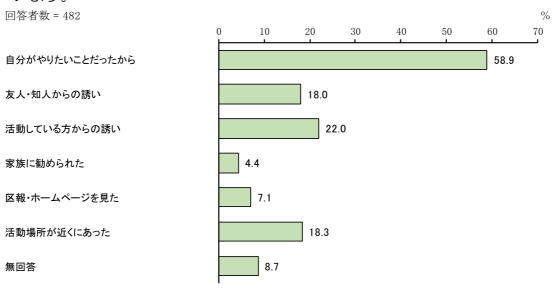
i) 社会参加の有無について

「とくにない」が58.7%と最も多く、次いで「スポーツ関係のグループやクラブ」が15.3%、「町内会・自治体の活動(お祭りや公園清掃などの行事に案内があれば参加する程度)」が12.4%、「習い事」が9.6%となっています。



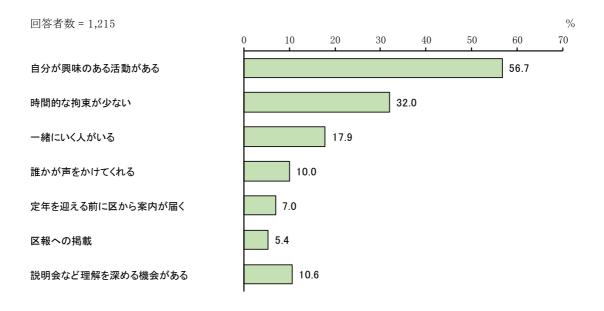
ii) 活動のきっかけについて

「自分がやりたいことだったから」が58.9%と最も多く、次いで「活動している方からの誘い」が22.0%、「活動場所が近くにあった」が18.3%となっています。



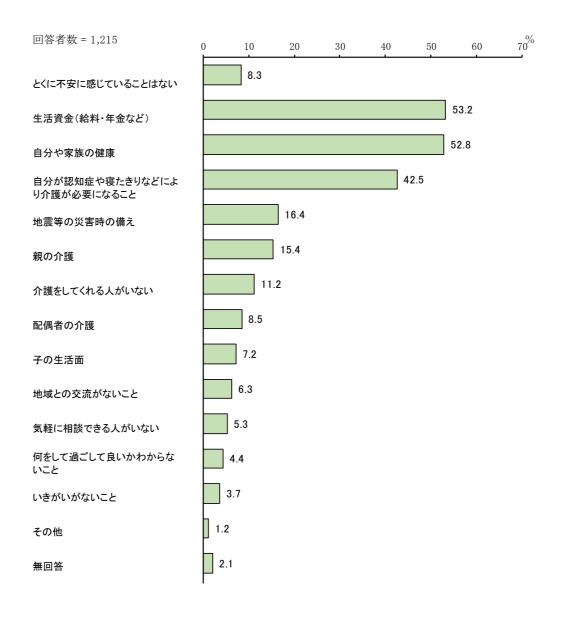
iii) 地域活動への参加に必要なことについて

「自分が興味のある活動がある」が56.7%と最も多く、次いで「時間的な拘束が少ない」が32.0%、「一緒にいく人がいる」が17.9%となっています。



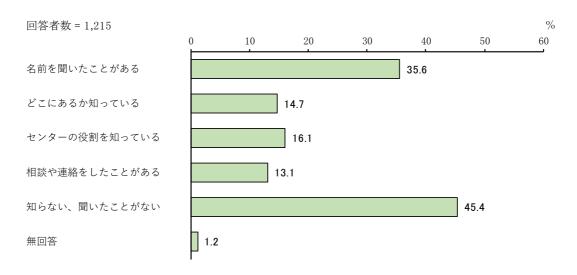
iv) 高齢期の生活に不安を感じていることについて

「生活資金(給料・年金など)」が53.2%と最も多く、次いで「自分や家族の健康」が52.8%、「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」が42.5%となっています。

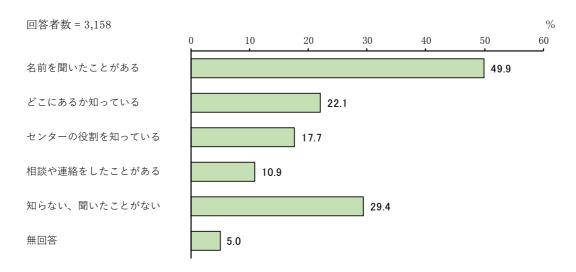


②高齢者あんしんセンターの認知度について

「知らない、聞いたことがない」が45.4%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがある」が35.6%、「センターの役割を知っている」が16.1%、「どこにあるか知っている」が14.7%、「相談や連絡をしたことがある」が13.1%となっています。



【参考】(一般高齢者調査)



3 アンケート調査結果等からみえる課題

ここでは、アンケート調査結果等からみえる課題を、前期計画における基本 目標ごとに整理しました。

(1)「いつまでも健やかに自立した生活を続けるために」についての課題

- ・高齢者人口が増加する中で、健康でいきいきと暮らすことができるよう、遊び、学び、コミュニケーションなどを通じて生きがいを持つことが必要です。また、区民自らが、若い時から壮・中年期、高齢期に関心を持ち、生涯を見通した生活設計を立てることや、健康づくり、仲間づくりなどいきがいづくりを支援していくことも必要です。
- 高齢者の社会参加やいきがいづくりのニーズが多様化していく中、高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)などを効果的に活用し、高齢者自らが活動できる場の提供や、地域活動がしやすい機会の提供(きっかけづくり)などの自主的活動の支援や、就労を希望する高齢者に、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に活かされる就労機会の提供が重要となっています。また、高齢者が地域活動や就労について相談し、取り組みがしやすくなる環境整備が必要です。

(2)「互いに支え合い、安全で快適に暮らせる地域づくり」についての課題

- 要介護状態になるおそれのある高齢者に対しては、その前の段階から、一人 ひとりの状況に応じたきめ細かな介護予防サービスを提供するとともに、効果的な介護予防事業の実施や自立した生活を確保するための支援が必要です。
- ・支援が必要な高齢者の急増が予測されるなか、地域のボランティア活動や近隣住民による見守り・支え合い、生活支援サービスの提供など、高齢者を支援の対象と捉えるだけでなく、担い手としての力を活かしながら、互いに支え合える体制を確立することが必要です。アンケート調査によると、地域づくり活動について一般高齢者では参加意向が高く、高齢者の参加促進とともに、支援の必要な高齢者と支援者をつなぐ仕組みづくりが重要となります。

(3)「住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために」についての課題

- ・医療や介護が必要になっても、住み慣れた自宅等で、その人らしい在宅療養生活を継続するためには、在宅療養を支える地域の医療・介護関係機関の連携が重要です。アンケート結果によると、約3割の方が長期の療養が必要になった場合に「在宅療養の継続」を希望し、人生最期を迎える場所としても約3割の方が「自宅」を希望しており、在宅療養のニーズの高さが伺えます。一方で、約4割の方は在宅療養の継続について「わからない」とも回答しており、多くの方が在宅療養のイメージを持てていないことで、その判断ができていないと考えられます。在宅療養を推進するため、医療・介護関係機関の連携に取り組むとともに、在宅療養や看取りに関する啓発活動を行っていく必要があります。
- ・アンケート調査結果から、介護者の約3割が「認知症状への対応」に不安を感じ、55歳以上64歳以下の方の4割強が「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」に不安を感じています。認知症に関する正しい知識の普及啓発を進め、認知症に対する多くの不安を解消して、認知症への社会の理解をさらに深めることが必要です。認知症になり、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を防止しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる仕組みづくりを進める必要があります。

(4)「地域共生社会の実現に向けて」についての課題

- •「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとり の人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組み が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。
- ・医療と介護の連携による多職種のネットワークや、予防・生活支援が一体的に提供できるよう、点と点のつながりが線となり、更に面となって有機的につながり、地域の高齢者を中心に行政、地域、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等、その他の関係者が高齢、障害、子ども等の制度の垣根を越えて分野横断的に関係機関が連携する包括的な支援体制が求められています。

4 前期施策の取り組み状況

ここでは、前期計画における基本目標ごとに、施策の取り組み状況を整理しました。

進捗状況

計画内容に対して、〇二計画以上

△=進捗しているが多少遅れている、多少少ない

×=未実施もしくは著しく遅れている、著しく少ない

(1)「いつまでも健やかに自立した生活を続けるために」についての状況

全事業数	0	Δ	×
37事業	25事業	12事業	O事業
	(67.6%)	(32.4%)	(O%)

全37事業のうち、25事業が計画以上に実施されていました。

また、「シルバー人材センターの活動支援」や「老人いこいの家の運営」など 12事業は進捗が多少遅れている状況でした。

(2)「互いに支え合い、安全で快適に暮らせる地域づくり」についての状況

全事業数	0	Δ	×
59事業	47事業	10事業	2事業
りき手夫	(79.7%)	(16.9%)	(3.4%)

全59事業のうち、47事業が計画以上に実施されていましたが、「都市型軽費 老人ホームの整備」、「特別養護老人ホームの整備」が著しく遅れています。

また、「北区地域包括ケア連絡会の開催」や「サービス付き高齢者向け住宅の供給」など10事業は進捗が多少遅れている状況でした。

(3)「住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために」についての状況

全事業数	0	Δ	×
42事業	37事業	4事業	1事業
	(88.1%)	(9.5%)	(2.4%)

全42事業のうち、37事業が計画以上に実施されていましたが、「短期入所生活介護(ショートステイ)の整備」が著しく遅れています。

また、「若年性認知症啓発事業」や「老人保健施設の整備」など4事業は進捗が多少遅れている状況でした。

(4)「地域共生社会の実現に向けて」についての状況

全事業数	0	Δ	×
12事業	9事業	3事業	O事業
	(75.0%)	(25.0%)	(0.0%)

全12事業のうち、9事業が計画以上に実施されていました。

また、「福祉のしごと総合フェア」や「福祉人材の確保の推進」など3事業は 進捗が多少遅れている状況でした。

第**3**章

計画の基本的な考え方

_	
c	J
c	7
	-

1 基本理念

本計画は、「北区基本構想」の北区の将来像及び「北区基本計画 2020」の基本目標、「北区地域保健福祉計画」の基本理念「健やかに安心してくらせるまちづくり」を踏まえ、「みんなで支え安心してくらせる地域づくり」を基本理念とします。

基本理念

みんなで支え安心してくらせる地域づくり

2 基本方針

北区はこれまで地域包括ケアシステムの構築に取り組んできた結果、様々な地域資源を整備してきました。その地域資源を点から面へ展開できるよう「北区版地域包括ケアシステムの深化」に取り組みます。

そして深化の方向性として、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現と基本理念の実現を目指し、本計画より新たに「北区版地域包括ケアシステムの深化~地域共生社会の実現に向けて~」を基本方針として設定します。

基本方針

北区版地域包括ケアシステムの深化 ~地域共生社会の実現に向けて~

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の 多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ご と』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会



3 基本目標

基本方針に合わせて、4つの基本目標を設定しました。

基本目標

基本目標1

一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり

誰もが輝ける地域をつくるためには、地域住民や支援組織、専門機関、行政などが連携・協力した支援体制が必要です。住民一人ひとりが人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、行政はコーディネーターとしての役割を担い、地域で何かをやってみたいという思いを後押しします。

基本目標2

自立して豊かな高齢期を過ごすために

若年期の健康なときからおのおのの健康状態にあった適切な健康づくりや介護予防を行うなど健康寿命の延伸に向けて取り組むことで、自分らしく活動的な生活を高齢期まで長く送れるようになります。生涯を見通した将来設計を立て、いきがいづくりの手段となる健康づくり、仲間づくりを促進できるよう、機会・場所の提供をしていきます。また、就労し、収入を得ることもいきがいにつながるため、高齢者の就労・就業を支援していきます。

基本目標3

多様な機関の協働による支援体制の充実

地域の実情に応じた支援体制の構築を推進できるよう、区が高齢者あんしんセンターとと もに介護や健康に関する地域データの提供や分析を行い、地域における課題の解決へ取り組 んでいきます。また、直営の高齢者あんしんセンターを基幹型の地域包括支援センターと位 置づけ、各高齢者あんしんセンターの相互調整、後方支援など支援体制を強化します。

基本目標4

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために

高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしを続けるためには、戸建てか集合住宅か等の居住実態や、住民性などの地域性を踏まえ、地域の実情に合った支援やサービスが必要不可欠です。多様な選択肢を示し、本人の意思に沿った決定をすることが可能となるよう、地域における基盤の整備を進めていきます。また、災害や感染症等緊急時への対策、成年後見制度の利用支援、権利擁護等安心・安全に資する施策を推進します。

4 計画の体系

基本理念	基本方針	基本目標	施策の方向	
	北区	基本目標 1	地域のすべての人々が互いに支え体制の充実	え合う p.54
}	放地域包	一人ひとりが輝くための 多彩なネットワークづくり	多様な地域資源の活用	p.61
んなで支え安心し	包括ケア	p.53	多世代間の交流による重層的なでの創出	つながり p.64
支え	アシス	#+===	いきがい・役割を実感できる環境	竟の整備 p.67
安心	テムの	<u> </u>	健康寿命の延伸	p.69
して	化		社会参加・介護予防の促進	p.76
	~ 地	基本目標3	高齢者あんしんセンターの機能	強化
4	域	多様な機関の協働による		p.86
る曲	地域共生社	支援体制の充実 p.86	介護・福祉・医療・保健の連携	p.89
てくらせる地域づくり	会の実現に		安全・安心の確保	p.96
<	現	基本目標 4	ニーズや実情にあった住まいの	
り	に	住み慣れた地域で自分らし		p.104
	向けて~	い暮らしを続けるために p.95	福祉人材の確保	p.107
	5		在宅生活支援の充実	p.109

5 重点的な取り組み

国は計画の策定にあたって、以下の事項について記載を充実させるよう定めました。

- ①令和7(2025)・令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

本計画の推進にあたって、国の基本指針や北区の現状と課題などを踏まえ、重点的な取り組みを4点設定します。本計画では全ての施策・事業を総合的、包括的に推進していきますが、重点的な取り組みについては、本計画の期間中特に集中的に推進していきます。

重点的な取り組み

- 1. 地域の特色を反映した施策の推進
- 2. 認知症の人や家族の視点を重視した施策の展開
- 3. 高齢者あんしんセンターの機能強化
- 4. 高齢者のいきがい・社会参加の促進

1. 地域の特色を反映した施策の推進

北区では、高齢になっても住み慣れた地域で安心してくらせるよう地域包括ケアシステムの考え方を取り入れ、その構築に取り組んできました。地域によって高齢化の状況及びそれに伴うサービスの需要も異なっていることから、地域包括ケアシステムを深化させていくためには、データによる地域分析及び考察をしっかりと行い、地域のニーズに応じた有効な施策を効率的に展開することが求められています。

データによる地域分析を行うため、日常生活圏域ごとに介護給付費データ等をもとに 「地域分析カルテ」を作成し、高齢者あんしんセンターの職員や、生活支援コーディネー ターとともに意見交換をする場を設け、地域の課題を共有しました。 地域の実情に応じ策定した取り組みや目標達成に向け、進捗を管理し実態調査等を行い、状況を確認するとともに、地域円卓会議などを通じ、地域課題の改善程度や新たな課題を把握して、取り組みや目標の修正を検討する PDCA サイクルを円滑に運用し、施策を推進してまいります。

2. 認知症の人や家族の視点を重視した施策の展開

(1) 認知症に関する正しい知識・理解の普及

認知症への社会の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座等、認知症に関する講座や学習会等を開催します。

また、認知症の人本人の希望や意見を、地域づくり活動に反映させていく仕組みを充実させるとともに、認知症の人自身の言葉や、できることを活かしていきいきと活動する姿を積極的に発信していきます。

(2) 早期支援の仕組みづくり

認知症の診断前後等は、本人や家族は病気の受容や今後の見通しなどに大きな不安を抱えます。認知症の人の悩みやニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を新たに整備し、地域支援体制の強化を図ります。また、認知症当事者による相談支援や、当事者同士の交流を図ることで、本人同士がつながり、一人ひとりがいきがいをもってよりよく暮らしていくきっかけとなるよう、認知症ピアサポート活動を支援します。

同時に、早期に医療・介護・生活支援につなぐサポート体制を、引き続き充 実させていきます。

3. 高齢者あんしんセンターの機能強化

現在、高齢者あんしんセンターは区直営1か所と委託型16か所で担当地域を持ちながら運営しています。総合相談の支援事業を中心に、高齢者の見守りや認知症の対応、権利擁護事業として、虐待の早期発見や成年後見制度の利用支援、地域のケアマネジャーの支援も行っています。

8050 問題や社会的孤立・介護と育児のダブルケア等地域住民が抱える問題が複合化・複雑化している中、地域ケア会議の構築や事業評価の実施等高齢者あんしんセンターの機能強化のために様々な取り組みを進めてきました。

本計画期間では、区直営の高齢者あんしんセンターは担当地域を持たず、基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有する基幹型センターへ移行し、地域の課題解決に向けて機能強化を図っていきます。

4. 高齢者のいきがい・社会参加の促進

人生 100 年時代において、高齢者が元気で長生きするためには、運動や栄養といった健康づくりはもちろんですが、社会的役割を持つことがよいとされています。

高齢者が「健康づくり、仲間づくり等に興味を持ち、楽しく参加できるための『仕掛けづくり』」と、「参加しただけ、学んだだけでは終わらず、主体的な活動により就労や社会参加につながるいきがいづくり」を促進する『仕組みづくり』を支援し、高齢者の活躍の場につながる取り組みをコーディネートし、地域における高齢者の社会活動参加を促進します。

また、就労についても、「限られた時間・期間だけ人手が欲しい」といった就労ニーズと意欲のある高齢者をマッチングする事業を行うなど様々な就労形態やニーズにあわせた 支援を行います。

「働きたい」、「地域に貢献したい」、「趣味の活動を広げたい」など、様々な思いを持っている高齢者のワンストップ窓口としての機能を持つ北区立いきがい活動センター(きらりあ北)を設置し、自己発見、やりがいの創出、地域デビューのノウハウ習得や講師になるため学び、体験することで一人ひとりが役割を持つことができ、いきがいづくり・社会参加につながるような取り組みに力を入れていきます。

いきがい活動センター(きらりあ北)を開設

~人生 100 年時代を見据えた健康長寿社会の実現に向けて~



令和3年1月にいきがい活動センターがオープンしました。 高齢者の「就労」と「社会参加」につながる「いきがいづくり」 を支援していきます。

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の 取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形 での高齢者の社会参加等の促進するための、就労的活動支援コー ディネーターである「ジョブコーディネーター」を配置し、就労 機会を創出します。

就労支援のほか、区内で活動するボランティア地域団体との協働により、様々な人が地域活動に参加し、多世代間で支え合う地域づくりを進め、地域を元気に盛り上げます。

また、従前の健康増進センターで実施していたフリーエクササイズ、ゆったリズム等の運動プログラム も充実させ、身体状況や生活リズムに合わせて選択できる多様な介護予防事業を開催します。

6 日常生活圏域の設定

住民が、日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各区市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めます。本計画においては、北区内を地域振興室の区域に合わせ 19 の圏域に分けています。

	圏域	高齢者あんしん センター	担当地域
1	十条台	十条台	中十条1~4丁目、岸町1~2丁目、十条台1丁目、上十条1丁目、王子本町1~3丁目
2	王子	王子光照苑	王子1~6丁目、豊島1丁目
3	豊島	豊島	豊島2~8丁目
4	十条	十条	十条台2丁目、上十条2~5丁目、十条仲原1~4 丁目
5	東十条	事 1 夕 - 地 公	東十条1~6丁目
6	神谷	東十条•神谷	神谷1~3丁目
7	赤羽西	西が丘園	赤羽西1~6丁目(5丁目3~15を除く)、西が 丘1~3丁目
8	志茂	みずべの苑	志茂1~5丁目
9	赤羽	赤羽	岩淵町、赤羽1~2丁目、赤羽3丁目1~4、5 (2~11)、6(1~9·27~32)、赤羽南1~ 2丁目
10	赤羽北	赤羽北	赤羽北1~2丁目、3丁目(3~5、16~25を除く)、赤羽台4丁目2~15、17(9・25~65)、18、19、赤羽3丁目5(1・13~15)、6(10~26)、7~29
11	浮間	浮間	浮間1~5丁目
12	桐ケ丘	桐ケ丘やまぶき荘	桐ケ丘1~2丁目、赤羽北3丁目3~5、16~ 25、赤羽台1~3丁目、4丁目1、16、17(1~8・10~24・66・68)、赤羽西5丁目3~15
13	滝野川西	滝野川西	滝野川3~7丁目
14	滝野川東	飛鳥晴山苑	滝野川1~2丁目、西ケ原2~4丁目
15	西ケ原東	注取1111ナノナ・ミ	西ケ原1丁目、上中里1丁目、中里1~3丁目
16	田端	滝野川はくちょう	田端1~6丁目
17	昭和町	122手000t - 北京が八	上中里2~3丁目、昭和町1~3丁目、栄町
18	堀船	昭和町・堀船	堀船1~4丁目
19	東田端	新町光陽苑	田端新町1~3丁目、東田端1~2丁目

日常生活圏域ごとの取り組み

地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるためには、それぞれの日常生活圏域の住民ニーズを的確に把握し、様々な地域資源を活用する必要があります。

そのため、北区では、令和元年度より介護保険や医療データの分析を行い、「地域分析カルテ」を作成することで、各圏域の実態の見える化に取り組んでまいりました。さらに、高齢者あんしんセンターの職員や地域住民の方をはじめとする関係機関の方とともに、地域分析カルテを参考に意見交換を行い、データと現場の感覚のすり合わせを行いました。

こうした活動を経て、高齢者あんしんセンターごとに取り組む目標を定めました。区は、 目標に沿った取り組みに対して伴走しながら支援を行い、PDCA サイクルの円滑な実施を 推進し、地域の特性に合わせた効果的な取り組みを進めてまいります。

	圏域	高齢者 あんしん センター	目標とする地域像	評価方法
1	十条台	十条台	住民が交流スペースで世代を越えて交流することができる。 住民一人ひとりがいきがいを持って輝ける。	住民自身が得意なことを持ち寄って披露できる、ボードゲームやカード遊びができる場(交流スペース)を高齢者あんしんセンター内に作り周知した上での、利用者数やリピート率利用者からの意見収集
2	王子	王子光照苑	住民が、いきがいや役割をもって 地域で生活することができる。	サロン等実施したイベントへの参加事例の報告資源マップを作成し、地域住民のニーズを把握
3	豊島	豊島	住民が「支え」「支えられ」おたがいさまな関係を実感することができ、最期まで安心して暮らせる。	住民主体のサロン活動や災害訓練の実施、参加者の声認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の開催、受講者数、開催後の参加者の活動事例多世代を対象とする見守り活動の事例報告
4	十条	十条	住民が、点在する生活情報を知り、必要な情報の活用や自身の活躍の場を広げられる。	・エリアの生活情報を整理し、住民が必要な情報を知り得たり、つながることで問題解決できた、あるいはその糸口になった好事例の報告
5	東十条		誰かの助けが必要になっても、な	おたがいさまネットワークの登録
6	神谷	東十条・神谷	じみの関係、なじみの暮らしを続けるために、圏域内町会・自治会から最低1名がこんちゃんサポーター(認知症支援ボランティア)に登録できる。	団体数認知症サポーター養成講座開催数認知症サポーターステップアップ 講座開催数こんちゃんサポーター登録数

	圏域	高齢者 あんしん センター	目標とする地域像	評価方法
7	赤羽西	西が丘園	住民が新たな生活様式に対応した 屋外等の「集まる場」に参加し、 筋力・認知機能低下予防に取り組 むことができる。	実施回数や参加人数参加者の声定期的な体力測定の結果
8	志茂	みずべの苑	・公園を利用した自主グループによる体操の集いを広め、住民の歩く力を維持・向上する。・志茂ジェネを通じ、多世代交流を行う。	・体操実施グループ数や参加者数・体力測定や歩行に関するアンケート測定結果・参加者からの聞きとり
9	赤羽	赤羽	住民が、新たなつながりに参加す ることができる。	• 「新たなつながり活動」が可能となったかを報告
10	赤羽北	赤羽北	【住み慣れた地域に誰もが集える 場所がある】 ①元気な方が自主的に参加できる 「場所」がある ②杖など利用しながらも身近に参 加できる「場所」がある ③誰もが孤立することなく、頼れ る「場所」や人がある	①②→実施場所・実施回数・参加対象者の人数などの把握をする ③→孤立している人への支援について関係機関と連携のもと新たなネットワークを構築し検討していく
11	浮間	浮間	高齢者が集う場が増える。 住民がオンライン(LINEやZ OOM等)を活用した話し合いや 集いの場に参加することができ る。	・高齢者が集う場を把握し、地域情報見える化サイト等の活用によるリスト化 ・オンライン活用の実績報告
12	桐ケ丘	桐ケ丘やま ぶき荘	後期高齢者を含め、誰もがゆるやかに地域と繋がり、お互いに見守り・支え合い、安心して暮らし続けることができる。	 高齢者あんしんセンターの役割について周知し、本人や家族、周囲の方を含めた相談件数 社会資源同士がつながる交流会等の機会をつくることによる、地域のネットワーク数 地域との共催イベントの開催 地域イベント(祭り)存続への協力 おたがいさまネットワークや民生委員定期訪問の登録者数・回数 認知症サポーター、キャラバンメイト、サポート店数 小・中学生向け認知症サポーター養成講座の開催 各種包括事業への参加者数

	圏域	高齢者 あんしん センター	目標とする地域像	評価方法
13	滝野川西	滝野川西	「見守り活動(戸別訪問・自治会サロン)」を通して自治会内で、個々人の間で「挨拶から話しかけやすい関係」が構築でき、非常時における相談や高齢者あんしんセンターへの相談につながることができる。全自治会での「見守りネットワーク会議(協議体)」を通して、自治会の壁を越えた「顔の見える関係」が構築でき、地域活動における相談や共同作業をできやすくなる。	・「見守り対象マップ・リスト」を毎年作成し、各自治会における見守りを必要といている方を把握
14	滝野川東	飛鳥晴山苑	コロナ禍を含めた圏域住民の日常 生活課題を把握できる 住民が介護予防・認知症予防につ いて理解を深めることができる。 圏域にある地域情報を共有し、介 護事業者、障害者施設関係機関の 顔がつながり、簡易にアクセスで きる。	・日常生活課題調査結果・圏域内の介護、障害施設関係機関を地図やリストで見える化し、公開する
15	西ケ原東		住民誰もが、多世代・多分野とつ	・多世代・多分野の集まりの開催状
16	田端	滝野川はく ちょう	ながり、地域の魅力や課題を共有 することができる。	況 ・多世代・多分野の集まりへの参加 者の声 ・共有できた人数や方法
17	昭和町		住民の方たちとあんしんセンタ	・地域の方たちと協働・実施する協
18	堀船	昭和町・堀船	ーと協働で高齢者の生活課題を 理解するとともに解決に向けた 取り組みができる ・住民の方たちが今日的な福祉課 題や共生社会についての理解が 深められる	議体の報告書 ・今日的な福祉課題を地域の方たちと学ぶ機会を実施した際のアンケート結果 ・地域での多世代の支援者のインタビューやアンケートなどの調査を実施した際の報告書 ・共生社会の実現の一助となるような住民主体の新規サロンの開設状況
19	東田端	新町光陽苑	住民が、地域包括支援センター職員 や関係機関が保有している地域情 報を共有することができる。	

第**4**章

施策の展開

_	,	`
h	(1
v	•	J

■ 事業一覧

事業名	頁
基本目標 1 一人ひとりが輝くための	53
多彩なネットワークづくり	
(1)地域のすべての人々が互いに支え 合う体制の充実	
「重点】生活支援体制整備事業	54
【重点】エロダ張体制金属事業 【重点】北区地域ケア会議の開催	
【重点】認知症への理解を深めるための普	
及・啓発の推進	
【重点】認知症サポーター養成講座の開催 【重点】認知症カフェの開催	55
【新規】介護予防のための地域ケア個別会議	
の開催	
北区地域包括ケア連絡会の開催	
コミュニティソーシャルワーカー(CSW) の配置	56
社会福祉協議会への支援	
民生委員・児童委員の活動支援 おたがいさまネットワーク	57
地域見守り・支えあい活動促進補助事業(町	
会・自治会への助成)	
一人ぐらし高齢者定期訪問	58
地域のきずなづくり推進プロジェクト	00
北区版認知症ケアパスの更新・配布	
認知症高齢者訪問相談事業 認知症家族介護者支援事業	
排徊高齢者家族支援 #個高齢者家族支援	59
若年性認知症啓発事業	00
(2) 多様な地域資源の活用	
【重点】認知症支援ボランティアの活動支援	61
【重点】認知症サポート店の活動支援	01
【新規】認知症ピアサポート活動支援	
【新規】チームオレンジの整備	
高齢者会食推進事業	62
ふれあい交流サロンの開催 「介護マーク」の配布・普及	
北区NPO・ボランティアぷらざの運営	
コミュニティビジネス支援事業	63
(3) 多世代間の交流による重層的なつ	
ながりの創出	
【重点】小・中学校等における認知症サポー	64
ター養成講座の開催	
絵本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及 小・中学校における福祉啓発教育の推進	
世代間交流の開催(幼稚園・こども園・小・	
中学校との交流)	
昔遊び・伝統的文化継承活動	65
放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」	
高齢者参画による世代間交流	

事業名	頁
基本目標2 自立して豊かな高齢期を	
過ごすために	
(1)いきがい・役割を実感できる環境の整備	67
【重点】【新規】いきがい活動センターの運営	٠.
(施設愛称:きらりあ北)	
授産場の運営	
シルバー人材センターの活動支援 高齢者いきいきサポーター制度	
一向即台いるいるサバーター制度 就職相談事業	68
起業家支援事業	
(2)健康寿命の延伸	
糖尿病重症化予防事業の実施	69
特定健康診査・特定保健指導の実施	
後期高齢者健診の実施	
【新規】生活習慣病重症化予防事業の実施	70
健康フェスティバル	
さくら体操の普及 ウォーキング大会	71
フォー・フラハ云 筋力アップ体操教室	
新型栄養失調予防	72
ロコモ予防	
食育の普及・啓発	
健康づくり応援団(健康づくりグループ支援)	73
健康づくり応援団(人材育成:さくら体操指導員・楽しい食の推進員)	
胃・子宮・肺・乳・大腸がん検診	
耳・眼・歯周病・口腔機能維持向上・骨粗し	
よう症検(健)診	74
高齢者肺炎球菌予防接種	
高齢者インフルエンザ予防接種	 -
健康づくり推進店シニア元気メニュー	75
(3)社会参加・介護予防の促進	
【重点】老人いこいの家の運営	76
【重点】【新規】全高齢者実態把握調査の実施 【重点】介護予防・生活支援サービス	
【重点】ガ酸が、エルス版が一と人	
【重点】地域リハビリテーション活動支援事業	
【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体	77
的実施	
介護予防把握事業	
介護予防普及啓発事業 介護予防リーダーの育成	78
対接が約9年9年の自成 認知症予防プログラムの普及	10
一般介護予防事業評価事業	
介護予防拠点施設事業	79
(施設愛称:ぷらっとほーむ)	
シニアクラブの活動支援	
高齢者ヘルシー入浴補助券 高齢者ふれあい食事会	80
「重点】ことぶき大学	
【重点】IT関係講座	
消費生活出張講座	
高齢者向けプレミアム付き区内共通商品券	81
の発行支援	
高齢者対象のスポーツへの参加促進	

事業名	頁
スポーツ施設の高齢者利用料金制度	
シルバースポーツウィーク事業	82
博物館観覧料高齢者料金の設定	
基本目標3 多様な機関の協働による	
支援体制の充実	86
	00
(1) 高齢者あんしんセンターの機能強化	
【重点】高齢者あんしんセンターの運営	
【重点】認知症地域支援推進員の配置	
高齢者あんしんセンターの出張窓口の設置	87
高齢者あんしんセンターサポート医の配置	
高齢者あんしんセンター事業評価の実施	
地域分析の実施	88
独立行政法人都市再生機構(UR)との連携	
(2)介護・福祉・医療・保健の連携	
【重点】認知症初期集中支援チームの配置	
認知症対応力向上に向けた支援	89
認知症地域支援推進会議	
北区もの忘れ相談事業	
かかりつけ医・歯科医・薬局の定着	
地域医療支援病院等との医療連携体制の充実	90
医療社会資源調査の実施	
在宅療養推進会議の開催	91
ICTを活用した情報共有・多職種連携の支援	91
多職種連携研修会・顔の見える連携会議の開	
催支援	92
摂食えん下機能支援推進事業	
近隣自治体との連携、情報交換	93
基本目標 4 住み慣れた地域で自分ら	95
しい暮らしを続けるために	50
(1)安全・安心の確保	
【新規】介護サービス事業所感染症対応支援事業	96
【重点】避難行動要支援者対策の推進	
福祉避難所の整備	
避難行動要支援者世帯家具転倒防止及び感	97
震ブレーカー機器取付事業	51
成年後見制度の利用促進	
権利擁護センター「あんしん北」の機能充実	98
高齢者虐待防止センターの充実	00
こころの相談室	
区長による成年後見申立て及び本人・親族の	
申立費用の助成	00
成年後見人報酬助成	99
救急医療キットの配付	
熱中症予防対策の実施	
高齢者見守り・緊急通報システム	
認知症高齢者等の緊急一時保護事業	400
福祉サービス第三者評価の推進	100
特殊詐欺対策	

事業名	頁
地域安全・安心ネットワーク事業	
北区安全・安心ネットワーク加入団体への活	
動支援	101
消費生活相談	
バリアフリー基本構想の推進	
駅周辺交通バリアフリー化整備事業の推進	
建築物のバリアフリー化の促進及びユニバ	102
ーサルデザインの推進	
鉄道駅エレベーター等整備事業	103
高齢者交通安全教室	
(2) ニーズや実情にあった住まいの確保	
特別養護老人ホームの整備	404
特別養護老人ホームの入所調整	104
養護老人ホームの入所措置	
住宅改造費助成事業	
住宅改修・福祉用具アドバイザー派遣	105
住まい安心支援事業	100
高齢者住宅(シルバーピア)の管理	
高齢者世帯の住み替え支援	400
都市型軽費老人ホームの整備	106
サービス付き高齢者向け住宅の供給	
有料老人ホームの情報提供	
(3)福祉人材の確保	
介護・看護による離職防止・職場復帰のため の支援	107
福祉のしごと総合フェア	
福祉資格取得の支援	
福祉人材の確保の推進	108
人材育成・研修事業の実施	
(4) 在宅生活支援の充実	
地域密着型サービスの基盤整備	109
在宅療養協力支援病床確保事業	
在宅療養相談窓□事業	
在宅療養普及啓発推進事業	110
病院の救急車を活用した在宅療養者搬送事	110
業の支援	
短期入所生活介護(ショートステイ)の整備	
老人保健施設の整備	
エンディングノートの発行	111
家族介護者リフレッシュ事業	
寝具乾燥サービス	
訪問理美容サービス	
高齢者生活援助サービス	4 4 0
高齢者緊急生活支援	112
家族介護者教室の開催	
おむつ支給事業	
若年性認知症訓練事業	440
ごみの訪問収集	113
ふれあい訪問収集	

基本目標1 一人ひとりが輝くための多彩なネットワークづくり

【現状と課題】

北区において、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。また、2人以上で暮らしている世帯においても、日中1人になることがある状況の高齢者もいます。このような中で、高齢者が日常生活での様々な問題に直面したときには、家族の支え合いはもとより、住み慣れた地域における助け合いを通じて、解決できることが必要です。

地域で行われている住民相互の支え合いの活動や、地域の団体が提供する生活の支援などを十分に活用し、誰もが輝ける地域をつくるためには、地域住民や支援組織、専門機関、行政などが連携・協力した支援体制が必要です。

【施策の方向】

住民や地域の多彩な主体のつながりが線となり、さらに面となって有機的につながることで、ともに支え合う地域を目指します。

住民一人ひとりが人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民 一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現 に向けて、行政はコーディネーターとしての役割を担い、地域で何かをやってみた いという思いを後押しします。

【事業の実績・計画内容について】

①実績について

本計画は令和2年度中に作成したため、令和2年度中の実績が確定していない 場合は、「(見込み)」と記載しています。

なお、令和元年度及び令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響で実績が増減している場合があります。

②計画内容について

計画内容は令和3年度から5年度の3年間の計画を記載しています。

(1) 地域のすべての人々が互いに支え合う体制の充実

従来の「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり助け合いながら暮らしていくことのできるすべての人を包み込むコミュニティ、地域や社会を作っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

事業内容	実績	計画内容
【重点】生活支援体制整備事業 地域包括ケアシステムを支える介護予防・生活支援の基盤整備を進める事業です。各高齢者あんしんセンターに生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会に北区全体のコーディネート業務を委託し、区内の地域資源の把握・情報の見える化、ニーズと取り組みのマッチング、サービスの開発や地域ネットワーク構築等に取り組みます。 《長寿支援課》	【平成30年度】 第1層生活支援コーディネーター業務を北区社会福祉協議会に委託 【令和元年度】 第1層生活支援コーディネーター業務を北区社会福祉協議会に委託 【令和2年度】 第1層生活支援コーディネーター業務を北区社会福祉協議会に委託	【令和3~5年度】 第1層、第2層生活支援コーディネーターを中心に、地域特性に応じて必要な生活支援の体制、地域づくりを進めていきます。
【重点】北区地域ケア会議の開催 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めていくため、 区レベルの「地域包括ケア連絡会(おたがいさま地域創生会議)」、「地域包括ケア連絡会 (王子・赤羽・滝野川3地区)」、「地域ケア個別会議(高齢者あんしんセンター単位)」の3層からなる「地域ケア会議」を開催します。 《高齢福祉課、長寿支援課》	【平成30年度】 地域ケア側別会議 開催回教 329名 地域ケア数 329名 地域ケア数 329名 地域大学 33回 参加人包括・赤 81回 が 81回	【令和3~5年度】 「地域ケア個別会議」、「地域包括アア個別会議」、「地域包括圏域ルののはでは、ののでは、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

事業内容	実 績	計画内容
【重点】認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 認知症についての正しい知識を深め、認知症への備えや早期支援につなげるため、普及・啓発を推進します。 《長寿支援課》	【平成30年度】 認知症月間図書館イベントの実施 認知症啓発講演会 1回 【令和元年度】 認知症月間図書館イベントの実施 認知症啓発講演会 2回 【令和2年度】 認知症啓発講演会 2回 【令和2年度】 認知症月間図書館イベントの実施	【令和3~5年度】 認知症の人の声や希望を区民に発信しい支援の助識がある。 の方すのがあるがある。 の対象をは、新くは、新くは、新くながないでは、一人では、大きながながながながながながながある。 の対象をは、大いのの対象をは、大いのの対象をは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
【重点】認知症サポーター養成講座の開催 認知症に関する正しい知識の普及と地域の応援者(サポーター)を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。 《長寿支援課》	【平成 30 年度】 101 回開催 3,672 人受講 延人数 24,544 人 【令和元年度】 75 回開催 1,997 人受講 延人数 26,541 人 中止 6 回 【令和 2 年度】(見込み) 30 回開催 500 人受講 延人数 27,041 人	【令和3~5年度】 認知症サポーター数 28,000人 (令和5年度末まで)
【重点】認知症カフェの開催 地域の支え合いを進める交流・活動の場です。 認知症の正しい情報案内のほか、医師による 「もの忘れ相談」や専門スタッフ(歯科医師、 臨床心理士、作業療法士)による相談も実施 しています。 《長寿支援課》	参加者数 4,451 人	【令和3~5年度】 ・既存の認知症力フェに加え、民間運営型の認知症力フェの設置にも取り組みます。 ・認知症の人の声や希望を発信する場としての役割を強化していきます。
【新規】介護予防のための地域ケア個別会議の開催 要介護度が軽度(事業対象者・要支援認定)の高齢者の自立支援、重度化防止を視点とした会議の開催について検討を行い、軽度者のQOL(生活の質)やケアマネジメントの向上、必要な支援の構築や地域づくりにつなげます。 《高齢福祉課》	【 令和2年度 】 検討着手	【令和3年度】 検討・試行 【令和4・5年度】 実施

事業内容	実 績	計画内容
北区地域包括ケア連絡会の開催 区内の各高齢者あんしんセンターの総合相談・連絡調整機能を高め、保健・医療・介護・福祉等の地域資源ネットワークの構築を目指します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 各高齢者あんしんセンタ -連絡会 35回 【令和元年度】 各高齢者あんしんセンタ -連絡会 32回 【令和2年度】(見込み) 各高齢者あんしんセンタ -連絡会 17回	【令和3~5年度】 定期的に開催し、社会 資源ネットワークの構 築を目指します。
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置 主に制度の狭間で困っている方や既存のサービスだけでは十分な対応ができない方からの相談に応じ、地域や関係機関と連携しながら課題解決に向けた取り組みを行うCSWを配置します。 《健康福祉課》	【平成30年度】 平成30年度から神谷・東 十条地域に加え、桐ケ丘地域にもCSWの配置を 実施した。 【令和元年度】 神谷・東十条地域では援、 桐ケ丘地域では新た近地域では新た近り下を発足した。 【令和2年度】 さらなる活動の充実を 指し、新たな取り組みの	
社会福祉協議会が地域社会の重要な担い手として活動できるよう、適切な支援を行います。また、家事や外出の付添いなどを支援する「友愛ホームサービス事業」及び車いすごと乗車できるリフト付き車両を貸出す「ハンディキャブ貸出事業」に対して、適切な支援を行います。 《健康福祉課》	支援を行う。 【平成30年度】 引き続き社会福祉協議会 が費助とでは、30年度補助実績額 いで成30年度補助実績額 を行う。 【中成30年度補助実績額 を行う。 【令和元年度】 引き活事業とでは、30年度補助実績額 を持ちます。 「令和元年度】 引き活事業となるにののののでは、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度補助に、10年度・10年度・10年度・10年度・10年度・10年度・10年度・10年度・	

事業内容	実績	計画内容
民生委員・児童委員の活動支援 民生委員・児童委員が地域における気軽な相談相手として、また、福祉関連の問題を抱える方への助言・援助者として活動できるよう、適切な支援を行います。 《健康福祉課》	【平成30年度】 委員 309人 定数 309人 定例会 40回開催 総会 1回 自主院協 221回 【令和元年度】 委員例会 303人 選別会 1回 宣主院協 55回 【令和2年度】(見込み) の会主民協 55回 【令和2年度】(見込み) を関係会 21回開催 を受ける。 を関係を表現の にの要求を表現の にの要求を表現の にの要求を表現の にの要求を表現の にの要求を表現の にの要求を表現の にの要求を表現しています。 にの事業にある には、これにはいません。 には、これにはいます。 にはいます。 にはいまする。 にはいままする。 にはいまする。 にはいまする。 にはいまする。 にはいままる。 に	【令和3~5年度】 民生委員・児童委員協議 会の事務局として、毎月 の定例会の開催や情報 提供・連絡調整、相談、 研修等の支援を実施し ます。
おたがいさまネットワーク 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した 生活を送れるように高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター(民生委員から推薦を受けたボランティア)が連携して、高齢者虐待の防止、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守りなど、ネットワークの充実により見守り体制の連携強化を図っていきます。また、ライフライン事業者等との見守り協定を締結するとともに、警察・消防などの関係機関も含めた情報共有のための連絡会を開催します。 《長寿支援課》	【平成30年度】 声かけサポーター 28人協力機関 6か所協力団体1,196か所対象者 324人協定締結事業者 4事業者おたがいさまネットワク全体会(地域の担い手づくり講演会と合同開催)開催回数 1回参加人数 250人 【令和元年度】 声かけサポーター 24人協力機関 6か所協力団体1,204か所	【令和3~5年度】 高齢者あんしんセンタ、協力は協力は協力では、 協力機関ポー連携してを協力がはできます。

事業内容	実績	計画内容
地域見守り・支えあい活動促進補助事業(町会・自治会への助成) 一人暮らし高齢者等の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助することにより自主的な地域の見守り活動の輪を広げるとともに「おたがいさまネットワーク」による見守り体制の連携強化を図ります。なお、補助期間は10年間で、新規受付は令和4年度をもって終了となります。 《長寿支援課》	【平成 30 年度】 継続 61 団体 新規 4 団体 【令和元年度】 継続 63 団体 新規 2 団体 【令和 2 年度】 継続 64 団体 新規 5 団体	【令和3~5年度】 地域見守り・支えあい 活動を行う町会・自治 会との連携を推進する とともに、補助金がいさ まネットワーク」等に よる重層的な支援を行います。
一人ぐらし高齢者定期訪問 一人暮らし高齢者を、民生委員・児童委員が週 一回程度定期的に訪問し、安否の確認や悩み事 の相談を行い、精神的安定をもたらすととも に、孤独感、孤立感の解消を図ります。 《長寿支援課》	【平成 30 年度】 194 人 【令和元年度】 148 人 【令和2年度】(見込み) 155 人	【令和3~5年度】 おたがいさまネットワークの見守り体制と役割分担しながら、訪問による見守りを必要とする対象者に対応していきます。
地域のきずなづくり推進プロジェクト 町会・自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、高齢者あんしんセンター等、地域活動団体の事業連携及び各団体の持つ人材・情報・技術等の得意分野を活かした協力体制を構築し、団体の活動力及び地域力強化を目的として、各地域振興室単位での地域円卓会議の開催を推進します。 地域活動に関心のある方々を対象に、地域デビュー講座等を開催します。 《地域振興課》	【平成30年度】 14地域 【令和元年度】 ・19地域実施 (地域円卓会議) ・地域の担い手育成講座 (地域デビュー講座等)は新型コロナウイルストの上、 【令和2年度】(見込み) ・19地域実施 (地域円卓会議) ・地域の担い手育成講座	【令和3~5年度】 引き続き、地域円卓会 議をはじめ、地域のき ずなづくり推進のため の講座等を開催しま す。
北区版認知症ケアパスの更新・配布 認知症の進行にあわせた適切な医療・介護サービス等を受けることができるよう「北区版 認知症ケアパス(北区認知症あんしんなび)」 を適宜更新します。認知症の人やその家族、 医療・介護関係者等に配布し、ケアパスの活 用を推進します。	【平成 30 年度】 15,000 部配布 概要版 13,000 部配布 【令和元年度】 10,000 部配布 【令和2年度】 8,500 部配布 簡易版 4,000 部配布	【令和3~5年度】 ・年 1 回発行します。 ・医療・介護等の関係機関のほか、必要な人の手に届くような配布方法を工夫します。
認知症高齢者訪問相談事業 認知症の高齢者及び家族に対し、精神科医師等が訪問相談を行い、適切な治療やケアについての助言、認知症に関する知識の提供、医療機関への受診指導や紹介などを行います。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 11 人 【令和元年度】 12 人 【令和 2 年度】(見込み) 10 人	【令和3~5年度】 訪問相談を行い、適切 に対応します。

事業内容	実 績	計画内容
認知症家族介護者支援事業 介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、 介護者を対象としたつどいや、認知症のケア に関する講座を開催します。 《長寿支援課》	【平成30年度】 認知症家族介護者教室4回 実29人参加 【令和元年度】 認知症家族介護者教室3回 実19人参加 【令和2年度】	【令和3~5年度】・認知症の初期段階を含めた支援のあり方を、介護者の視点を踏まえて開催します。・オンラインでの開催を検討します。
徘徊高齢者家族支援 徘徊症状のある認知症高齢者等を在宅で介護する家族に対し GPS を利用した位置情報 サービスを提供し、徘徊時における事故の防止を図るなど在宅で安心して介護できる環境を整備します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 利用人数 38人 【令和元年度】 利用人数 37人 【令和2年度】(見込み) 利用人数 40人	【令和3~5年度】 在宅で安心して介護ができる環境を整備します。
若年性認知症啓発事業 65歳未満で発症する若年性認知症の本人と家族が、地域で安心して暮らすことができるように、相談支援や普及啓発に取り組みます。	【平成30年度】 若年認知症カフェ 1か所 【令和元年度】 若年性認知症カフェ 1か所 【令和2年度】(見込み) 若年性認知症カフェ 1か所	【令和3~5年度】 若年性認知症カフェを 起点に、啓発活動や、認 知症の人によるピアサ ポート活動を展開して いきます。



北区における地域ケア会議と協議体

北区全域

<政策形成>

- 高齢者保健福祉計画 への位置づけ
- 介護保険運営協議会
- 地域包括支援センター 運営協議会

おたがいさま地域創生会議

学識経験者、医師、歯科医師、町会・自治会、民生・児童委員、ボランティア、商店街連合会、介護サービス事業者、介護予防事業者、社会福祉協議会、高齢者あんしんセンター、シルバー人材センター 各委員で構成

ワーキンググループの設置

各圏域の地域課題の共有化および各分野の意見や 知恵からサポート・サービスの創出へとつなげる

王子・赤羽・滝野川 3圏域

各圏域の地域課題 社会資源の把握 情報共有

地域包括ケア連絡会

各圏域高齢者あんしんセンター・社会福祉協議会の 生活支援コーディネーターが運営

小地域から集約した地域課題や活動について 情報共有、課題解決のための検討、サポートの創出

高齢者あんしんセンター単位

地域課題の 発見・共有

地域ケア個別会議 (個別事例の検討) 地域包括ケア連絡会(地域課題の検討)

各高齢者あんしんセンターの主任介護支援専門員や 生活支援コーディネーター等を中心に開催

介護事業所

民生 • 児童委員

ケアマネージャー

町会・自治会

NPO ボランティア

医療機関

 \bigcap

高齢者あんしんセンター・地域でできるサポートの創出、課題解決 ネットワークづくり

民間企業

おたがいさま
ネットワーク協力団体

行 政

高齢者あんしん センター 社会福祉協議会

(2) 多様な地域資源の活用

地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めるため、地域福祉に関わる様々な団体などによる活動を支援するとともに、それぞれの役割を持ち、みずからのこととして主体的に取り組むことができる仕組みづくりを推進します。

事業内容	実 績	計画内容
【重点】認知症支援ボランティアの活動支援 認知症サポーターが認知症についてより理解を 深め、地域で活動できるよう、ステップアップ講 座を開催します。また、登録制度を設けて、活躍 の場を広げます。 <i>《長寿支援課》</i>	【平成 30 年度】 ステップ 講座 15 回開催 388 人受講 認知症サポーター 登録数 26 人 【令和元年度】 ステップ講座 11 回開催 278 人受講 認知症サポーター 登録数 52 人 【令和2年度】(見込み) ステップ 講座 3 回開催 認知症サポーター 登録数 70 人	【令和3~5年度】 認知症支援ボランテよび症支援ボランテよび症を関いている。 では、これの といいでは、これの これの これの これの これの これの これの これの これの これの
【重点】認知症サポート店の活動支援 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人 に配慮した応対を心がける小売業・金融機関等を 区に登録し、認知症ケアパス等で区民に広く周知 します。 《長寿支援課》	【平成 30 年度】 サポート店数 180 事業所 【令和元年度】 サポート店数 197 事業所 【令和2年度】(見込み) サポート店数 210 事業所	【令和3~5年度】 認知症サポート店を対象に、ステップアップ講座を実施し、活動のブラッシュアップを図ります。 王子・赤羽・滝野川圏域各1回開催 (令和5年度末まで)
【新規】認知症ピアサポート活動支援 認知症診断前後、心理面や生活面への早期からの支援として、認知症当事者による相談支援や当事者同士の交流による支え合いを進めます。 《長寿支援課》 ※認知症ピアサポート:認知症の人自身が、自らの体験に基づき、ほかの認知症の人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域交流を通じて、お互いに支え合うことです。		【令和3年度】 ピアサポーター育成 【令和4年度】 認知症カフェでの活動展 関 【令和5年度】 認知症カフェ及びチーム オレンジでの活動展開

事業内容	実績	計画内容
【新規】チームオレンジの整備 認知症診断前後の、空白の期間における心理面・生活面への早期からの支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を整備し、地域支援体制の強化を図ります。 《長寿支援課》 ※空白の期間:認知症の診断前後や初期の段階における、介護保険サービスを含めた支援の対象になりにくい、地域社会からの孤立や家族も含めた葛藤・不安を伴う期間を示します。		【 令和3年度 】 検討 【 令和4年度 】 モデル1地区 【 令和5年度 】 モデル3地区
高齢者会食推進事業 地域において高齢者を対象とした会食及び配食 サービス活動を自主的に実施し、区の要件を満た す団体に活動費の補助を実施します。 《長寿支援課》	【平成 30 年度】 14 団体 【令和元年度】 15 団体 【令和 2 年度】(見込み) 3 団体	【 令和3~5年度】 15 団体
ふれあい交流サロンの開催 閉じこもりがちな高齢者や認知症の人が、いつでも安心して交流できる「ふれあい交流サロン」を各高齢者あんしんセンターの圏域ごとに、区の施設や、連携・協力に関する協定を締結した UR 都市機構の団地内集会所など、様々な場所を活用し、実施します。	【平成30年度】 全高齢者あんしんセンターで実施 【令和元年度】 全高齢者あんしんセンターで実施 【令和2年度】 全高齢者あんしんセンターで実施	【令和3~5年度】 引き続き各高齢者あんし んセンターで実施しま す。
「介護マーク」の配布・普及駅等のトイレの付き添いや、男性介護者が女性用下着を買うときなど、介護中であることを周囲に理解していただくために「介護マーク」を配布し、普及します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 引き続き窓口・高齢者あんしんセンターで配付 【令和元年度】 引き続き窓口・高齢者あんしんセンターで配付 【令和2年度】 引き続き窓口・高齢者あんしんセンターで配付	【令和3~5年度】 引き続き窓口・各高齢者 あんしんセンターで配布 し、普及を図ります。

事業内容	実績	計画内容
北区NPO・ボランティアぷらざの運営 市民活動推進機構への事業委託、施設管理委託を通じて、区民の視点に立ったNPO・ボランティア活動推進のための事業実施とともに活動環境の整備を図ります。 《地域振興課》	協働事業の実施や、新たな 提案、相談などに対応する ために、各課に協働推進員 1名を置き、情報共有や連 携が図れる体制を整備し ました。 【平成30年度】 協働推進員 66人 【令和元年度】	【令和3~5年度】 引き続き同規模で実施し ます。
	協働推進員 71 人 【令和2年度】(見込み) 協働推進員 69 人	
コミュニティビジネス支援事業 地域に密着した課題を地域が担い解決していく コミュニティビジネスを推進し、地域の活性化や 地域の雇用創出につなげていくため、セミナーを 実施します。 《産業振興課》	【平成30年度】 セミナー参加者 88人 シンポジウム参加者 33人 【令和元年度】 セミナー参加者 65人 シンポジウム参加者 15人 個別相談参加者 116人	引き続き、コミュニティビジネスの担い手の発掘・支援を行うため、兄弟を保のセミナー、シンポ年度で立いた加え、令和元年度に立ち上げたコミュニネットワークによるセミナーや個別相談を実施します。
	【令和2年度】 セミナー参加者 105人(見込み) シンポジウム参加者 30人 個別相談参加者 70人(見込み)	【令和3~5年度】 セミナー参加者 100人 シンポジウム参加者 40人 個別相談参加者 60人
再掲 【重点】地域リハビリテーション活動 支援事業 <i>《長寿支援課》</i>	2-(3)「社会参加·介語 P77 参照	護予防の促進」
再掲 【重点】地域介護予防活動支援事業 《 <i>長寿支援課》</i>	2-(3)「社会参加·介語 P77参照	護予防の促進」
再掲 健康づくり応援団 (健康づくりグループ 支援) 《健康推進課》	2-(2)「健康寿命の延修 P73参照	
再掲 健康づくり応援団(人材育成:さくら体操 指導員・楽しい食の推進員) 《健康推進課》	2-(2)「健康寿命の延修 P73参照	₱⅃

(3) 多世代間の交流による重層的なつながりの創出

地域活動の担い手が減少する中、限られた資源で地域の課題を解決するには 世代を超えた多世代間の交流を通じ、問題を共有化することが必要です。ジェ ネラティビティ(次世代の価値を生み出す行為に積極的に関わること。)の考え のもと、地域の中で交流を生む仕組みづくりを推進します。

事業内容	実 績	計画内容
【重点】小・中学校等における認知症サポーター養成講座の開催 小・中学校等教育機関において認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい理解の普及を推進します。 《長寿支援課、教育指導課》	21 校 【 令和元年度】 16 校 中止 3 校	【令和3年度】 10校 【令和4年度】 15校 【令和5年度】 20校
総本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及 総本読み聞かせ教室を実施し、終了後は自主グループ化を図ります。 教室の卒業生は、シニアボランティアとして、保 育園、小学校、児童館や老人ホームなどで絵本の 読み聞かせを行い、地域で多世代共生型の社会貢献活動を展開しています。	【平成 30 年度】 教室開催 1 教室 20 人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 5G 自主グループ参加者数 50 人	【令和3年度】 教室開催 1 教室 15 人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 7G 自主グループ参加者数 83 人
《長寿支援課》	【令和元年度】 教室開催 1 教室 24 人 自主グループ立上件数 OG 支援自主グループ数 5G 自主グループ参加者数 53 人	【令和4年度】 教室開催 1教室 15人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 8G 自主グループ参加者数 98人
	【令和2年度】(見込み) 教室開催 1教室 15 人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 6G 自主グループ参加者数 68 人	【令和5年度】 教室開催 1教室 15人 自主グループ立上件数 1G 支援自主グループ数 9G 自主グループ参加者数 113人
小・中学校における福祉啓発教育の推進 小・中学校において福祉・介護に関する事業や制度を普及・啓発するための取り組みを行っていきます。 《教育指導課》	【平成30年度】 各校において実施します。 【令和元年度】 各校において実施します。 【令和2年度】(見込み) 各校において実施します。	【令和3~5年度】 各校において、継続して実 施します。

事業内容	実績	計画内容
世代間交流の開催(幼稚園・こども園・小・中学校との交流) 子どもの頃から、思いやりと助け合いの心を育てるために、昔遊びや昔語りなど高齢者と幼稚園・こども園の幼児、小・中学校の児童・生徒との交流の場をつくっていきます。		【令和3~5年度】 各校において、継続して実 施します。
昔遊び・伝統的文化継承活動 児童館等において子育て経験のある方や伝統的な日本文化の知識がある方を講師として、昔遊びや伝統的文化の継承活動を実施しています。 《子どもわくわく課》	【平成30年度】 講師を招き、各施設等で実施。 例)お茶・太鼓・昔遊び等 【令和元年度】 講師を招き、各施設等で実施。 例)お茶・太鼓・昔遊び等 【令和2年度】(見込み) 講師を招き、各施設等で実施。 例)お茶・太鼓・昔遊び等	ー、放課後子ども総合プラ
放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」 放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営する「放課後子ども総合プラン」事業において、地域の方を講師として、昔遊びや伝統的文化の活動などを実施しています。 《子どもわくわく課》	【平成30年度】 小学校29校で導入完了。 平成31年度に導入予定の新規5校の準備を行った。 【令和元年度】 小学校34校で導入完了。 【令和2年度】(見込み) 小学校34校で実施。令和3年度に導入予定の王子第一小学校の準備を行います。	【令和3~5年度】 全小学校で実施
高齢者参画による世代間交流 保育園において、地域における子育ての経験者・ 伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世 代間交流の推進を図ります。 《保育課》	【平成 30 年度】 開催回数 217 回/年 【令和元年度】 開催回数 169 回/年	新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ検討 【令和3~5年度】(予定) 開催回数 250回/年

コラム(1) 「住民から発進する地域共生社会の実現に向けた取り組み」

東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム 研究部長 藤原 佳典

(北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会委員長)

最近、「地域共生社会をつくる」という言葉をよく耳にしませんか。子どもから高齢者までが切れ目なくつながり、世代から世代へと交流・支え合いが継承される全世代型の地域づくりを意味します。

国は 2020 年 6 月、地域共生社会の実現のために法改正を行いました。市区町村においては、地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、世代や属性を問わない I 相談支援、 II 社会参加支援、II地域づくりの支援を推進することが求められています。簡単に言うと、地域包括ケアシステムにおける事業を多世代・多領域に拡張するものと言えます。 I や II は、主に福祉や保健分野の専門家が担います。一方、IIの地域づくりこそは、区民の皆さんが主人公です。

既に、厚労省の「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」(2019 年 12 月)において、地域高齢者の多様なニーズに応えるためには、従来の高齢者同士の体操や会食等の活動だけでなく、子育でサロンや子ども食堂で高齢者がサポーター等として活躍することも、いきがいや健康の源になれば、介護予防事業として推奨されています。

例えば、北区では、私の身近に、シニアによる絵本の読み聞かせグループ「りぷりんと・北」があります。区の認知症予防講座修了生の有志 30 名のボランティアが地域の様々な施設やカフェ等で定期的に読み聞かせを行っています。聞き手は実に 0 歳から 100 歳、家族や職員まで加わり、まさに多世代です。

コロナ禍では、3 密を避けるために、区とも相談しながら青空のもと公園で保育園児に読み聞かせを行う工夫も見られます。読み手も聞き手も、様々な困りごとを抱えているかもしれません。そんなことは関係なく、読み聞かせを通して知り合った緩いつながりは、回を重ねることで、世代を超えて見守りや支え合いにつながる可能性があります。地域共生社会は、既に、区民の皆さんからスタートしているのではないでしょうか。





「りぷりんと・北」による絵本読み聞かせの様子

基本目標2 自立して豊かな高齢期を過ごすために

【現状と課題】

北区で暮らす多くの高齢者は、良好な健康状態を保っている一方で、令和7(2025)年には、「団塊の世代」が75歳に達することとなり、その時に備えて、高齢者自らが健康の重要性を改めて認識し、健康づくりに取り組むことが大切です。

また、高齢者の社会参加数は少ない状況となっており、多くの高齢者が社会参加 することのできる環境づくりが重要となっています。

このような状況を踏まえ、趣味や健康づくりから、就労、ボランティア、地域貢献、生涯学習等の幅広い分野において、高齢者が活躍できる地域づくりの取り組みが必要です。

【施策の方向】

若年期の健康なときからおのおのの健康状態にあった適切な健康づくりや介護予防を行うなど健康寿命の延伸に向けて取り組むことで、自分らしく活動的な生活を高齢期まで長く送れるようになります。生涯を見通した将来設計を立て、いきがいづくりの手段となる健康づくり、仲間づくり、就労などを促進できるよう、ニーズや意欲、能力に応じた機会・場所の提供をしていきます。

(1) いきがい・役割を実感できる環境の整備

高齢者が元気で長生きするためには、社会的役割を持つことがよいとされています。役割がある中での高齢者の社会参加等を促進する観点から取り組みを進めます。

事業内容	実 績	計画内容
【重点】【新規】いきがい活動センターの運営 (施設愛称:きらりあ北) いきがいづくりを進めるためのワンストップ窓 口となり、一人ひとりが役割を持って、就労や社 会参加につなげていけるよう、新たな活動拠点と していきがい活動センターを運営します。 《高齢福祉課》	【 令和2年度 】 施設開設	【令和3~5年度】 高齢者の就労と社会参加 につながる「いきがいづ くり」を支援するため、 「相談」「学び」「健康づく り・介護予防」を実施しま す。
接産場の運営 働く意欲のある高齢者に、個人の能力に応じた作業を提供し、就労を通して生活の安定といきがいづくりを支援します(王子・桐ケ丘授産場)。 《高齢福祉課》	月平均利用者数 【平成30年度】 王子 43.3 人 桐ケ丘 27.3 人 【令和元年度】 王子 40.6 人 桐ケ丘 24.6 人 【令和2年度】(見込み) 王子 41.0 人 桐ケ丘 23.0 人	【令和3~5年度】 両施設の利用者定員(王子50人、桐ケ丘33人) を満たすようにします。

事業内容	実績	計画内容
シルバー人材センターの活動支援 健康で働く意欲のある高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターに運営費の一部を補助し、就業を通した高齢者のいきがいづくりを図る支援を行います。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 会員数 2,452 人 【令和元年度】 会員数 2,494 人 【令和 2 年度】(見込み) 会員数 2,245 人	【令和3~5年度】 運営費の一部を補助し、 高齢者の就業機会を拡大 できるよう活動を支援し ます。
高齢者いきいきサポーター制度 高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や 地域に貢献する喜びを味わいながら自分自身の 健康維持・介護予防につなげるため、指定受入施 設でのボランティア活動時間に応じた交付金を 交付します。 《長寿支援課》	【平成30年度】 受入施設 68施設 登録者 873名 【令和元年度】 受入施設 89施設 登録者 879名 【令和2年度】(見込み) 受入施設 91施設 登録者 805名	【令和3年度】 受入施設 100施設 登録者 725名 【令和4年度】 受入施設 110施設 33分 745名 【令和5年度】 受入施設 120施設 33分 755名
就職相談事業 主に区内の求職者を対象にハローワーク王子と 共同で設置した赤羽しごとコーナーにおいて、内 職を含めた職業相談、求人紹介等を行います。 平成 25 年度より毎週 2 回の就職支援アドバイ ザーによる予約制の相談窓口を、1日 5 名まで 実施しています。	国 【平成30年度】 就職支援アドバイザー相 談者数 297名 【令和元年度】 就職支援アドバイザー相 談者数 221名 【令和2年度】(見込み) 就職支援アドバイザー相 談者数 200名程度	【令和3~5年度】
起業家支援事業 創業者が創業に必要な知識を習得し、効率的に開業できるようにセミナーを実施します。 また、平成27年度より、産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業として、指定の講座を基準の回数以上受講した起業家の内、希望者に証明書を発行し金融機関等と連携した創業支援を実施しています。	【平成30年度】 セミナー参加者 219人 【令和元年度】 セミナー参加者 205人 【令和2年度】(見込み) セミナー参加者 170人程度	起業家の二人の会員を表する。 一内きにをきちらいるできる。 一内きにをきちらりでは、 でをきたいででできる。 でをきたいででできる。 でをきたいでできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 ででででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

(2) 健康寿命の延伸

心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間である健康寿命を延ば すため、健康づくりに関する情報の普及啓発や、運動や栄養に関する講座など の開催、健診・検診の実施に引き続き取り組んでいきます。

事業内容	実績	計画内容
事業内容 糖尿病重症化予防事業の実施 日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省が作成した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、糖尿病重症化予防事業を実施します。令和元年度より、保健指導を実施しています。 《国保年金課》	実積 【平成30年度】 医を度】、事業対象を表す。 事業が多のを度】、事業が多のでででである。 事業を定め、またのでででである。 日のでは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、	計画内容 【令和3~5年度】 引き続きないでは、
特定健康診査・特定保健指導の実施 40歳~74歳の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施し、受診率の向上に取り組みます。 《国保年金課、健康推進課》	【平成30年度】 特定健診 25,363人 (受診率44,5%) 特定保健指導修了者 370人 (実績) 【令和元年度】 特定健診 24,276人 (受診率44.4%) 特定保健指導修了者 350人(実績) 【令和2年度】(見込み) 特定健診 21,155人 (受診率40.4%) 特定保健指導初回面接利用者 720名	特定健康診査の受診勧奨方法や時期、特定保健指導の利用勧奨方法や時期を検討し、受診率・実施率の向上に取り組みます。 【特定健康診査等実施計画(第3期)】 【令和3年度】特定健康診査受診率:55%特定保健指導実施率:45% 【令和4年度】特定健康診査受診率:50%【令和5年度】特定保健指導実施率:60%特定保健指導実施率:60%

事業内容	実績	計画内容
後期高齢者健診の実施 後期高齢者医療制度に加入している区民(65歳以上で一定の障害のある方及び75歳以上の方)を対象とした健康診査を実施し、受診率の向上に取り組みます。 《国保年金課、健康推進課》	【平成 30 年度】 23,195 人 (受診率 55.0%) 【令和元年度】 23,233 人 (受診率 54.6%) 【令和 2 年度】(見込み) 24,000 人	【令和3~5年度】 「第3期東京都後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)」に示される目標受診率を踏まえ、継続して実施していきます。
【新規】生活習慣病重症化予防事業の実施 データヘルス計画第2期および「東京都北区 国民健康保険生活習慣病重症化予防事業実施 要領」に基づき、生活習慣病重症化予防事業を 実施します。 《国保年金課》		【令和3年度】 特定健康診査の結果、数値が受診勧奨値を超えたにもかかわらず、医療機関を受診していない者に対し、通知発送および電話による受診勧奨を実施します。(予定数500人)
		【令和4年度】 引き続き、データヘルス 計画および「東京都北区 国民健康保険生活習慣病 重症化予防事業実施要 領」に基づいた重症化予 防事業を実施します。
		【令和5年度】 引き続き、データヘルス 計画および「東京都北区 国民健康保険生活習慣病 重症化予防事業実施要 領」に基づいた重症化予 防事業を実施します。
健康フェスティバル 健康づくりグループや関係機関と協働し、毎年10~11月にかけて健康づくりのイベントや講座を開催します。 《健康推進課》	【平成30年度】 元気で輪っしょい! 健康フェスティバル北区 2018 3,431人 (北・水辺ウォークの 1,238人を含む) 【令和元年度】 元気で輪っしょい! 健康フェスティバル北区 2019 1,823人 (台風19号の影響により 北・水辺ウォーク中止) 【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	【令和3~5年度】 区民一人ひとりが自分に 合った健康づくりのできる を見つける~11月に答え を見つけるでは、 が直に、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

事業内容	実績	計画内容
さくら体操の普及	【平成 30 年度】	【令和3~5年度】
転倒予防に効果的な北区オリジナルの健康体操「北区さくら体操」の普及に取り組みます。 《健康推進課》	町会・自治会・イベント等 13回 保育園 21回 【令和元年度】 町会・自治会・イベント等 11回 保育園 15回 ※新型コロナウイルス感染症 の影響を受け、令和2年3 月に開催する予定だったイ ベントが中止となった。	北区さくら体操指導員の 地域での活動のほか、普 及啓発資材、ホームペー ジ等を活用し、引き続き、 さくら体操の普及に取り 組みます。
	【令和2年度】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため北区さくら体操指導員の活動休止 ・YouTube 北区公式チャンネルでさくら体操の動画を配信	
ウォーキング大会	【平成 30 年度】	【令和3~5年度】
春に桜ウォーク、秋に北・水辺ウォークを実施 します。 《健康推進課》	桜ウォーク 2018 (H30.4.1) 2,418 人 桜ウォーク 2019 (H31.3.31) 2,697 人 ※近年、桜の開花が早まって いることから、3 月末に実 施。 2018 北・水辺ウォーク (H30.10.28) 1,238 人	区民がウォーキングに取り組むきっかけづくりとして、ウォーキング大会を実施します。 桜ウォーク 1回 北・水辺ウォーク 1回
	【令和元年度】	
	桜ウォーク 2020 (R2.3.29) 新型コロナウイルス感染症拡 大防止のため中止 2019 北・水辺ウォーク(R 元.10.27) 台風 19 号の影響により中止	
	【令和2年度】 ・新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため、桜ウォーク 2021、2020 北・水 辺ウォークともに中止 ・区内施設等で両ウォーキング大会のコースガイドを配 布	

事業内容	実績	計画内容
筋カアップ体操教室 運動習慣の定着を目指して、筋カトレーニングに加えてストレッチやさくら体操を行う体操教室を地域の会場で実施します。 《健康推進課》	【平成30年度】 参加者 延べ76,653人 【令和元年度】 参加者 延べ64,559人 (新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため、R2.2.27より全会場にて実施を休止) 【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止	【令和3~5年度】 引き続き、体操教室を地 域の会場で実施します。
新型栄養失調予防 区民の健康づくりに関する包括連携協定を締結している味の素株式会社等と連携し、新型栄養失調予防の普及・啓発に取り組みます。 《健康推進課》	【平成30年度】 栄養講座9回 151人 【令和元年度】 栄養講座9回 188人 【令和2年度】 ・新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため栄養講座中 止 ・区内施設で啓発資料を掲示・ 配布	【令和3~5年度】 引き続き、新型栄養失調 予防の普及・啓発に取り 組みます。
ロコモ予防 筋肉・骨・関節といった運動器の機能が低下し日常生活に不自由が生じるロコモティブシンドロームを予防するための普及・啓発に取り組みます。 《健康推進課》	【平成30年度】 1講座(全3回) 延べ72人 講演会1回 68人 【令和元年度】 2講座 60歳以上対象(全2回) 延べ57人 40~50歳代対象 (全1回) 19人 講演会1回 62人 【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座・講演会中止	【令和3~5年度】 引き続き、ロコモ予防の 普及・啓発に取り組みます。

事業内容	実績	計画内容
食育の普及・啓発 「食べるもの」や「食べること」の大切さについて体験を通して学びながら、栄養バランスのとれた楽しい食生活を送ることにより、健やかな心と体をつくります。 《健康推進課》	【平成30年度】 北区みんなで楽しむ食育フェア2019 (食育講演会等の関連事業を含む) 1,507人 【令和元年度】 北区みんなで楽しむ食育フェア2020 (食育講演会等の関連事業を含む) 1,660人 【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、北区みんなで楽しむ食育フェア 2021(食育講演会等の関連事業を含む)中止	【令和3~5年度】 食育に関する取り組みを 行う団体、NPO法人、学 校、民間企業等と連携し、 北区みんなで楽しむ食育 フェアや食育講演会等を 開催します。
健康づくり応援団(健康づくりグループ支援) 区民が仲間とともに、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、健康づくりを目的として区内で自主的に活動する「健康づくりグループ」の支援を行います。 《健康推進課》	【平成 30 年度】 123 グループ 【令和元年度】 117 グループ 【令和 2 年度】(見込み) 120 グループ	【令和3~5年度】 引き続き、健康づくりグ ループの活動を支援しま す。
健康づくり応援団(人材育成:さくら体操指導員・楽しい食の推進員) 区民の主体的な健康づくりを応援する人材として、「北区さくら体操指導員」や「北区楽しい食の推進員」を育成し、活動を支援するとともに、区民との協働による事業を推進します。 《健康推進課》	【平成30年度】 「平成30年度】 「北京の本度】 「北京の本度」 「北京の本では、 100 14 10 20 14 10 20 14 10 20 14 10 20 14 10 20 14 10 20 14 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	【令和3~5年度】 引き続き、「北区さくらは、 はいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 も、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	「北区さくら体操指導員」 新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため講習中止 「北区楽しい食の推進員会」 新型コロナウイルス感染症拡 大防止のため研修会は中止 し、食品衛生講習を書面開催	

事業内容	実績	計画内容
胃・子宮・肺・乳・大腸がん検診がんの早期発見、早期治療を図るため、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診を実施し、受診者数の増を図ります。 《健康推進課》	【平成 30 年度】 子宮がん 6,058 人 胃がん 3,692 人 乳がん 6,164 人 大腸がん 7,709 人 胃がんハイリスク 4,851 人 【令和元年度】 子宮がん 5,096 人 乳がん 5,877 人 大腸がん 7,601 人 関がんハイリスク 4,513 人 【令和2年度】(見込み) 子宮がん 7,200 人 胃がん 4,900 人 乳がん 7,200 人 乳がん 7,200 人 別がん 2,500 人 同がんハイリスク 1,200 人	【令和3~5年度】 北区医師会及び検診機関に委託して各がん検診を 実施します。 検診未受診者に受診勧奨 を行い、受診率向上に努めます。
耳・眼・歯周病・口腔機能維持向上・骨粗しょう症検(健)診 耳・眼・歯周病・口腔機能維持向上・骨粗しょう症の予防と早期発見を目的に健(検)診を実施し、受診者数の増を図ります。 《健康推進課》	国内 30 年度】 歯周病 3,919 人 3,307 人 耳 6,945 人 7,263 人 7,263 人 7,263 人 7,263 人 7,263 人 6,373 人	【令和3~5年度】 北区医師会及び北歯科医師会及び利科医師等を実別側部等を実施します。 健康支援センターにおいますを実施します。 健康ではます。 健康ではいるでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他の
高齢者肺炎球菌予防接種 区内に住所を有する65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方に、肺炎球菌ワクチン接種の促進を図ることにより、高齢者の肺炎球菌による肺炎の重症化の予防を図ります。 《保健予防課》	【平成 30 年度】 4,920 人 【令和元年度】 2,225 人 【令和 2 年度】(見込み)	【 令和3~5年度】 3,000 人
高齢者インフルエンザ予防接種 区内に住所を有する 65 歳以上の方にインフルエンザ予防接種費用の一部及び全額助成します。予防接種法を根拠に、都・区・医師会の3者協定に基づき実施します。	【平成 30 年度】 43,792 人 【令和元年度】 45,695 人 【令和2年度】(見込み) 62,000 人	【令和3~5年度】 50,000人

事業内容	実績	計画内容
健康づくり推進店シニア元気メニュー「健康づくり推進店」でシニア元気メニュー(高齢者の低栄養を予防するため、多様な食品を食べやすく摂取できる、外食や持ち帰り弁当等のメニュー)が提供できるように、メニューの開発相談を行います。シニア元気メニューを提供できる「健康づくり推進店」を増やし、高齢者が元気で暮らせるための食の環境整備の充実を図ります。 《保健予防課》	【平成30年度】 「シニア元気メニュー」 新規登録店舗10店舗 登録店舗総数41店舗 【令和元年度】 「シニア元気メニュー」 新規登録店舗4店舗 登録店舗総数44店舗 登録店舗総数44店舗 【令和2年度】(見込み) 新規登録店舗3店舗	【令和3~5年度】 「シニア元気メニュー」 新規登録店舗数 3年間で 10店舗以上



さくら体操



北・水辺ウォーク



桜ウォーク

(3) 社会参加・介護予防の促進

介護予防のためには、運動や栄養といった健康づくりはもちろんですが、人 や社会とのつながりが大切です。地域における高齢者の社会参加活動を促進す る取り組みを保険者機能強化推進交付金等も活用して進めます。

事業内容	実績	計画内容
【重点】老人いこいの家の運営 人生 100 年時代に向けた「いきがいづくり」「介護予防」に取り組み、自立した高齢期をめざす集いの場・活動の場・多世代交流の場をコンセプトとし、いくつになっても、だれもが自分らしく輝き、活躍できる社会を実現するために、地域における相談や学びの場を提供し、社会参加やそのきっかけづくりを行い高齢者のいきがいづくりにつなげます(志茂・名主の滝・滝野川3か所設置)。《高齢福祉課》	【平成30年度】 127,025人 【令和元年度】 94,258人 志茂老人いこいの家は、令和元年9月から令和2年4月まで改修工事のため休館。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月5日より休館。 【令和2年度】(見込み)年間利用者数40,000人	【令和3~5年度】 事業について、見直しを行います。 社会参加や介護予らいの うるがるがのでであるがのででであるがのででででであるがででででであるができた。 相談がいるででであるがいるででであるが、 はいきがいるでであるがいるでであるが、 はいきがいるできません。 はいるではいるでは、 はいるではいるではいるできます。 はいるではいるではいるではいます。
【重点】【新規】全高齢者実態把握調査の実施 人生 100 年時代を見据え、社会参加、介護予 防・自立支援につながる各種施策を構築する上 での基礎資料としていくため、65 歳以上で要 介護認定を受けていない在宅の高齢者の状況を 把握する調査を行います。		【令和3年度】 実態把握調査を実施し、調査結果を分析します。 【令和4年度】 調査結果の詳細な分析を行い、施策の検討を行います。 【令和5年度】 令和6年度からの次期地域包括ケア推進計画に反映させます。
【重点】介護予防・生活支援サービスいつまでも住み慣れた地域で、元気で自立した生活が送れるように、地域全体で介護予防を支援する取り組みです。要支援1・2と認定された方や笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)により生活機能の低下がみられた方が利用できます。引き続き必要なサービスを検討し、基盤整備に取り組みます。	【平成30年度】 〇生活援助員 2回修了名 35名 【令和元年度】 〇生活援助数 4回修了的一个。 4回修了的一个。 40回修了的一个。 40回修了的一个。 40回修了的一个。 40回修了的一个。 40回经的一个。 40回经的一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	【令和3年度】 〇生活援助員研修実施回数 4回修 100名 【令和4年度】 〇生活援助数 100名 【令和4年度】 〇生活援助数 100名 【令和4年度】 〇生流流型数 100名 「会和5年度】 〇生河流型 100名 「会和5年度】 〇生実修可力 100名 「会和5年度」 〇世元元 100名 「会和5年度」 〇世元 100名 「会和5年度」 「会和5年度度」 「会和5年度度」 「会和5年度」 「会和5年度」 「会和5年度度」 「会和5年度度」 「会和5年度度」 「

事業内容	実績	計画内容
【重点】地域介護予防活動支援事業 おたっしゃ筋力アップ体操教室などから、住民主体の介護予防につながる活動を行う自主グループの立上げを支援するとともに、通いの場づくりを推進していきます。 《長寿支援課》	【平成30年度】 自主グループ立上件数30G 支援自主グループ数99G 自主グループ交流会 2回 166人 【令和元年度】 自主グループ立上件数22G 支援自主グループ数116G 自主グループ交流会 1回 190人 【令和2年度】(見込み) 自主グループ立上件数16G 支援自主グループ立上件数130G 支援自主グループ交流会 1回 39人	【令和3年度】 自主グループ立上件数 36G 支援自主グループ数 166G 自主グループ交流会 1回 166人 【令和4年度】 自主グループ立上件数 36G 支援自主グループ数 202G 自主グループ交流会 1回 202人 【令和5年度】 自主グループ立上件数 36G 支援自主グループ立上件数 36G 支援自主グループ立点会 1回 2038 人
【重点】地域リハビリテーション活動支援事業地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、おたっしゃ教室や高齢者あんしんセンターのサロン活動などへのリハビリテーション専門職の関与を促進します。 《長寿支援課》	【平成 30 年度】 技術支援 28 件 会議参加 37 件 【令和元年度】 技術支援 15 件 会議参加 35 件 【令和 2 年度】(見込み) 技術支援 15 件 会議参加 37 件	【令和3~5年度】 技術支援 40件 会議参加 63件
【新規】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな 支援を実施するため、後期高齢者の保健事業につ いて介護保険の地域支援事業や国民健康保険の 保健事業と一体的に実施します。 《国保年金課・健康推進課・地域医療連携推進担 当課・高齢福祉課・長寿支援課・介護保険課》		【令和3~5年度】 令和6年度までの実施に 向けて検討を進めます。
介護予防把握事業 事業対象者(「笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)」を実施し、生活機能の低下があると判断された者)を的確に把握し、介護予防事業につなげるため、おたっしゃ教室説明・体験会等において笑顔で長生き調査を実施します。 《長寿支援課》	【平成30年度】 おたっしゃ教室説明・体験会 12回調査実施件数 732名 【令和元年度】 おたっしゃ教室説明・体験会10回実施 1回中止調査実施件数 690名 【令和2年度】(見込み) おたっしゃ教室説明・体験会 10回調査実施件数 400名	【令和3~5年度】 おたっしゃ教室説明・ 体験会 10回 調査実施件数 750名

事業内容	実績	計画内容
介護予防普及啓発事業 すべての高齢者に対して老年症候群に対する対策の必要性を理解してもらうために、サロンや講演会等を開催します。 <i>《長寿支援課》</i>	【平成30年度】 介護予防講演会 4回733人 介護予回2,610 95回2,610 健康86回20 1,367 分種 86回防数 6回数 6回数 6回数 6回数 6回数 6回数 6回数 6回数 6回数 6回	【令和3~5年度】 介護予防講演会 4回 460人 介護予防サロン 72回 2,160人
介護予防リーダーの育成 介護予防の知識と技能を身につけ、地域に介護予 防の知識を広め、介護予防の自主グループを展開	介護予防講演会 2回 250人 介護予防サロン 70回 980人 健康はつらつ講座 事業終了 介護予防教室 事業終了 【平成30年度】 修了者数 27人 【令和元年度】	【 令和3~5年度】 修了者数 40人
するためのリーダーを養成する講座を実施します。 <i>《長寿支援課》</i>	修了者数 40人 【令和2年度】(見込み) 修了者数 13人	
認知症予防プログラムの普及 絵本読み聞かせ教室やウォーキング教室を実施 し、終了後は自主グループ化を図ります。 (認知症予防:認知症になるのを遅らせる、認知 症になっても進行を緩やかにする) 《長寿支援課》	【平成30年度】 ウォーキング教室 2教室 35人 絵本読み聞かせ教室 1教室 20人 【令和元年度】 ウォーキング教室 2教室 40人 【令和元年度】 ウォーキング教会 1教室 24人 【令和2年度】 ウォーを 1教室 24人 【令和2年度】 ウォーカング教会 1教室 15人	【令和3~5年度】 ウォーキング教室 1 教室 20人 絵本読み聞かせ教室 1 教室 15人

介護予防事業評価検討会を開催し、おたっしゃ教室(おたっしゃ筋力アップ体操教室、元気アップマシントレーニング教室、ご近所体操教室)等の評価を行い、事業実施方法等の改善を図ります。 《長寿支援課》 「今和2年度開催回数 1 「今和2年度開催回数 1 「今和2年度開催回数 1 「今和2年度開催回数 1 「方護予防拠点施設事業 (施設愛称:ぷらっとほーむ) 「介護予防の普及啓発、地域活動の支援や生活支援サービスの担い手の育成等に関する事業(介護予防事業)と介護予防プログラムを提供する通所型サービス事業を実施します。 「本成30年の一分で表表を表現 1 「本成30年)の参加者で表表を表現 1	回 度】 (見込み) 回 山協議会	【令和3~5年度】 開催回数 1回 【令和3~5年度】 高齢者が元気に自立した
介護予防拠点施設事業 (施設愛称: ぷらっとほーむ) 介護予防の普及啓発、地域活動の支援や生活支援 サービスの担い手の育成等に関する事業(介護予 防事業)と介護予防プログラムを提供する通所型 サービス事業を実施します。 (本成 30 年) の介護予防 の参加者 海野川東 桐ケ丘 列	止協議会	
四事第四年 四事第四年 同通第四年 同の第四年 同の第四年 のの第一年 ののの第一年 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	普延予のでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	生活が送れるよくり、いているは、健康できます。また、地域や高齢者あんしんというできます。また、地域や高齢者あんしんでいるのでは、地域によりのでは、地域によりのでは、地域によりのでは、地域によりのでは、地域により、はるいるいるいるいは、はるいるいりは、はりは、はりは、はりはりは、はりは、はりはりは、はりはりはりはりはりはり

事業内容	実績	計画内容
シニアクラブの活動支援地域のシニアクラブの活動を支援するために運営費の一部を補助します。《長寿支援課》	【平成 30 年度】 126 クラブに助成 【令和元年度】 123 クラブに助成 【令和2年度】(見込み) 121 クラブに助成	【令和3~5年度】 運営費の一部を補助し、シ ニアクラブの会員増強等 の活動を支援します。
高齢者ヘルシー入浴補助券 区内に住所を有する70歳以上の方(要介護度4または5の者を除く)を対象に、社会参加の促進や入浴による健康の増進を図るため、高齢者ヘルシー入浴補助券を支給します。	【平成 30 年度】 利用枚数 242,008 枚 【令和元年度】 利用枚数 237,947 枚 【令和2年度】(見込み) 利用枚数 232,277 枚	【令和3~5年度】 利用枚数 242,000枚
高齢者ふれあい食事会年間を通して決まった曜日・会場に集まることで、外出のきっかけをつくり、同年代の方と一緒に食事や食後の時間を過ごすことで、様々な方と交流を深めることができるふれあい型の食事会を実施します。 《長寿支援課》	【平成30年度】 46 会場 参加者 942人 【令和元年度】 43 会場 参加者900人 【令和2年度】 32 会場 当選者713人 新型コロナウイルス感染 症拡大防止のため1年間 休止	【令和3~5年度】 参加者 900人
【重点】ことぶき大学 テーマは生活・健康・文学・音楽・時事問題など 幅広く設定し、高齢者の学習の場やいきがいづく りの場を提供します。 《生涯学習・学校地域連携課》	【平成30年度】 参加人数 638人 【令和元年度】 参加人数 736人 【令和2年度】 新型コロナウイルス感染 症拡大防止のため開催中 止	【令和3~5年度】 参加人数 700人/年

事業内容	実績	計画内容
【重点】IT関係講座	【平成 30 年度】	【令和3年度】
パソコンやスマートフォン、タブレット等の基本 的な操作や日常生活に役立つ活用法(インターネットやメール等)を学習する機会を設定し、情報	中央公園文化センター 区民講座 計3回 延べ 44人 【令和元年度】 中央公園文化センター	中央公園文化センター 区民講座 計6回 定員12名 赤羽文化センター 区民講座
活用を支援します。 《生涯学習・学校地域連携課》	区民講座 計6回 延べ 71人 【令和2年度】	計6回 定員12名 【令和4年度】 中央公園文化センター 区民講座
	中央公園文化センター区民講座計6回 延べ61人	計6回 定員12名 【令和5年度】 中央公園文化センター 区民講座
消費生活出張講座 10名以上のグループを対象に、悪質商法の手口	【平成 30 年度】 出張講座 30 回 参加者 826 人	計 6 回 定員 12 名 【令和 3 ~ 5 年度】 出張講座 40 回予定 参加者 1,000 人予定
とその対処方法など、消費者被害の未然防止に役立つ情報を分かりやすく伝えています。 《産業振興課》	【令和元年度】 出張講座 31 回 参加者 1,147 人 【令和2年度】(見込み)	
高齢者向けプレミアム付き区内共通商品券の発	出張講座 1回 参加者 18人 【平成 30 年度】	【令和3~5年度】
行支援 北区商店街連合会等が実施する区内在住の 65歳以上の高齢者を対象とした15%プレミアム付き区内共通商品券の発行を支援します。 《産業振興課》	販売価格 10,000 円 (商品券 11,500 円相当) 5,000 冊 【令和元年度】 販売価格 10,000 円 (商品券 11,500 円相当) 5,000 冊 【令和2年度】	引き続き、北区商店街連合会等が実施する区内在住の65歳以上の高齢者を対象とした15%プレミアム付き区内共通商品券の発行を支援します。 販売価格10,000円(商品券11,500円相当)5,000冊
	※新型コロナウイルス感染症の影響による特別措置として「一般」「高齢者向け」「子育て世帯向け」を統合して販売。販売方法は抽選方式に変更。	※新型コロナウイルス感 染症の状況をふまえ、事 業を実施していきます。
	販売価格 10,000円 (商品券 12,000円相当) 4,000冊	[本和2、5年本]
高齢者対象のスポーツへの参加促進 高齢者の興味・体力・技術レベル等に合わせた講 座や高齢者向けの種目・クラスを設定した大会を 開催して、高齢者がいっそう参加しやすくしてい きます。		【令和3~5年度】 各スポーツ施設の自主事業で、高齢者向け事業を実施していきます。
《スポーツ推進課》	事業数 15 教室 【令和2年度】(見込み) 事業数 15 教室	

事業内容	実績	計画内容
スポーツ施設の高齢者利用料金制度 高齢者のスポーツ活動推進のため、高齢者利用料金を設定しています。 《スポーツ推進課》	に伴い、スポーツ施設の一般・個人開放日使用料金及び十条台温水プール利用料金を半額としています。 【令和元年度】 変更なし 【令和2年度】	
シルバースポーツウィーク事業 敬老の日の週をシルバースポーツウィークと位置づけ、高齢者のスポーツ参加の機会拡充と場の 提供を行っていきます。 《スポーツ推進課》	大会を開催し多数の参加 がありました。	【令和3~5年度】 引き続き、シルバースポーツウィークにて、体育施設の個人無料開放や野球・サッカー・輪投げ大会を開催していきます。
博物館観覧料高齢者料金の設定 「元気高齢者料金」の対象施設の拡充の一環で、飛鳥山博物館常設展示の観覧料金に、一般料金のほかに高齢者料金(65歳以上、証明するものの提示が必要)を導入しています。 《飛鳥山博物館》 再掲 北区NPO・ボランティアぷらざの運営 《地域振興課》 再掲 昔遊び・伝統的文化継承活動 《子どもわくわく課》	出」 P65 参照	よる重層的なつながりの創
再掲 放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」《子どもわくわく課》再掲 高齢者参画による世代間交流《保育課》	出」 P65 参照	による重層的なつながりの創 による重層的なつながりの創

自立支援、介護予防・重度化防止の取り組み

高齢者が自立した生活を続けることができるよう支援し、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止に取り組むことは重要です。

高齢者一人ひとりが健康づくり・介護予防等に取り組むとともに、社会とつながり、外出や人との交流の機会を持ち続けることが大切です。また、いくつになっても、いきがい・役割を持って活動することは、健康長寿につながります。

北区では、前期計画から、認定の比較的軽度な方がこれ以上重度化しないように、 あるいは比較的軽度なうちに機能向上などに取り組むことで自立を促進するため、ま た、認定を受けていない方が引き続き地域の中で元気に過ごせるように、4つの項目 に重点を置いて取り組んでいます(次ページ参照)。

引き続き、効果的な取り組みとなるよう、実施状況や目標の達成状況について、年度ごとに評価を行いながら、自立支援、介護予防・重度化防止に取り組みます。

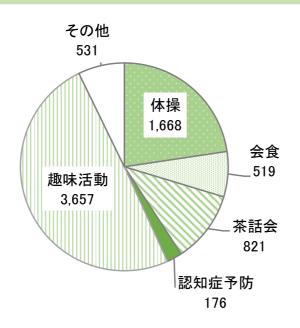
自立支援、介護予防・重度化防止の中心!通いの場



「住民主体の通いの場」は、身近な地域の中で歩いて通える範囲にあり、年齢や心身の状況などに関わらず、人と人がつながり、活動が広がる場となっています。

通いの場の数や参加する方はどんどん増えていて、取り組み内容も、 体操、ボランティア、会食、趣味活動、多世代交流などさまざまです。

令和元年度月1回以上の住民主体の通いの場の参加者

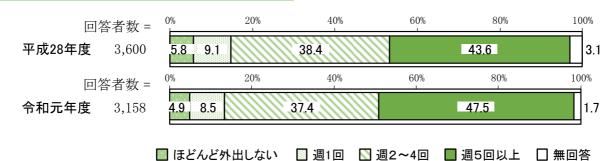


介護予防をきっかけとしたご近所体操教室 に取り組む自主グループやシニアクラブに よる運動・ボランティア・趣味活動などさま ざまな活動が特徴です。

令和2年4月1日現在、65歳以上の高齢者87,430人のうち、月1回以上の住民主体の通いの場への参加者は、7,372人で8.4%の参加となっています。

週に1回以上は外出しよう!

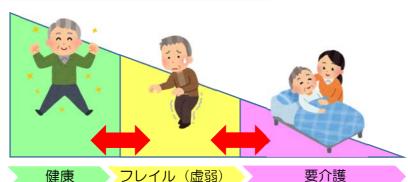
れも、平成28年度の調査よりも高くなっています。



北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査では、週に 1 回以上外出している65歳以上の方は、93.4%で、週に 2 回以上外出している方は、84.9%となっています。いず

自立支援、介護予防・重度化防止の取り組み	関連する事業
自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの質の向上 自立支援・介護予防のための地域ケア会議を管理栄養士、歯科 衛生士、リハビリテーション専門職、看護職等の幅広い医療専 門職が連携して実施することにより、北区のケアマネジメント について理念や基本方針などを共有し、地域課題や地域づくり、 北区に必要な生活支援サービスの検討につなげていきます。	介護予防のための地域ケア 個別会議の開催北区地域ケア会議の開催
住民主体の通いの場の展開 地域の中でいつまでも元気で自立した生活が続けられるよう、 高齢者が気軽に通える範囲に週1回以上活動できる住民主体の 通いの場を展開します。 また、区の事業から立ち上がった通いの場だけではなく、他部 署が推進している取り組みや、地域の中で住民が主体的に活動 している通いの場の情報を、生活支援コーディネーターをはじ めとした関係機関の職員が連携して把握し、地域資源として情 報共有を進め、多様な価値観にあった多様な通いの場を広げて いきます。	・地域介護予防活動支援事業・地域リハビリテーション活動支援事業・介護予防拠点施設事業・シニアクラブの活動支援・高齢者ふれあい会食事業・生活支援体制整備事業
地域における社会資源の開発とネットワークの構築 介護保険のサービスに限らず、地域の中で主体的に行われている通いの場や町会・自治会やボランティアによる支援などの多様な社会資源について、見える化した情報を多職種の関係者と共有し、活用を進めていきます。 介護予防・生活支援サービスの基盤整備	・生活支援体制整備事業・就労的活動支援事業・介護予防・生活支援サービ
自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議などを進めていくことにより、北区に必要な生活支援サービス、特に短期集中予防サービスについて検討し、モデル事業実施に向けて取り組んでいきます。	ス事業 ・介護予防のための地域ケア 個別会議の開催 ・地域リハビリテーション活 動支援事業

介護予防・フレイル予防



健康

要支援•要介護状態

要支援・要介護の 危険性が高い状態

加齢にともない、体力や気力 が低下し、食欲や活動量が低下 して虚弱になっていく状態を 「フレイル」といいます。

生活機能の自立度が高い「健 康」と日常生活動作に障害があ る「要介護状態」との間に位置 しているフレイル予防は、より 早期からの介護予防(=要介護 状態の予防)を意味していて、 従来の介護予防をさらに進めた 考え方といえます。

介護予防・フレイル予防のポイント

- ●50歳頃から、生活習慣病の予防と管理をしっかり行う。
- ●65歳頃からは、生活習慣病の管理を適切に行いながら、フレイル予防を始める。
- ●75歳頃からは、フレイルの予防をしっかり実践する。

3つの柱+1でしっかりとフレイル対策

バランスの良い食事

介護予防講演会 · 講座等



腔 お口の健康 かむ力



身体活動

歩く力・筋力

ご近所体操教室・ 体操自主グループ



社会参加

外出•交流•活動

人とのつながり・地域活動 通いの場



北区で「社会参加」するには

ボランティア活動

- ・北区介護予防リーダー
- 北区高齢者いきいきサポーター
- 高齢者ふれあい食事会協力員
- 認知症こんちゃんサポーター (認知症支援ボランティア) など

地域での活動

- 自主グループ
- ・シニアクラブ
- 町会・自治会
- 民生委員
- 個別のNPO・市民活動 など

就労

- いきがい活動センター きらりあ北
- ハローワーク
- 北区シルバー人材センター など

何からやっていいいのかわからない そんなときの相談窓口

高齢者あんしんセンター、介護予防拠点施設ぶらっとほーむ、北区NPOボランティアぶらざ、 いきがい活動センターきらりあ北、北区社会福祉協議会 など

基本目標3 多様な機関の協働による支援体制の充実

【現状と課題】

高齢者自身やその家族が、自宅で介護が必要となったときには、在宅で介護と連携した医療が受けられることが重要となっていきます。

このため、その人に応じた介護サービス及びそれらを補完する保険外のサービスが適切に提供されるよう、サービス内容の周知を図るとともに、ケアマネジメントの充実を図る必要があります。

また、地域住民が抱える問題が複合化・複雑化しており、医療・介護・障害・福祉など包括的な生活の支援体制の構築が重要であり、介護予防・健康づくりの段階から一定の医療ニーズへの対応まで、様々な場面において、多職種・他機関の連携による医療・介護連携を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

地域の実情に応じた支援体制の構築を推進できるよう、区が高齢者あんしんセンターとともに介護や健康に関する地域データの提供や分析を行い、地域における課題の解決へ取り組んでいきます。

また、直営の高齢者あんしんセンターを基幹型の地域包括支援センターと位置づけ、各高齢者あんしんセンターの相互調整、後方支援など支援体制を強化します。

(1) 高齢者あんしんセンターの機能強化

地域における高齢者のニーズが多様化する中、地域包括ケアシステムの深化に向け、区直営の王子高齢者あんしんセンターを新たに基幹型地域包括支援センターに位置付けるなど中核的な機関である高齢者あんしんセンターの機能強化を推進します。

事業内容	実績	計画内容
【重点】高齢者あんしんセンターの運営 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすために、高齢者を総合的に支援する体制の中核となる高齢者あんしんセンターを引き続き運営します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 17か所で運営 【令和元年度】 17か所で運営 【令和2年度】 17か所で運営	【令和3~5年度】 令和3年度に王子高齢者あんしんセンターを基幹型地域包括支援センターに位置付けます。あんしんセンター全体の機能強化を図ります。
【重点】認知症地域支援推進員の配置 地域での認知症に関する支援を効果的に行うため、認知症地域支援推進員を各高齢者あんしんセンターに配置し、医療・介護・地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人とその家族を支援する相談等を行います。	【平成30年度】 17地域包括支援センターに配置 【令和元年度】 17地域包括支援センターに配置 【令和2年度】 17地域包括支援センターに配置 【令和2年度】 17地域包括支援センターに配置	【令和3~5年度】 16 地域包括支援センターに配置
高齢者あんしんセンターの出張窓口の設置 高齢者人口が多い大規模集合住宅に高齢者あん しんセンターの出張窓口を設置します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 王子五丁目団地、豊島五丁目団地、マーヴェル赤羽台の3か所で運営 【令和元年度】 王子五丁目団地、ウェルホヨーリーの3か所で運営 【令和2年度】 王子五丁目団地、豊島五丁目団地、豊島五丁目団地、マーヴェル・ヴェル・ヴェル・ブェル・ブェル・ブェル・ブェル・ブェル・ブェル・アージャー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェ	【 令和3~5年度 】 3か所で運営
高齢者あんしんセンターサポート医の配置 高齢者あんしんセンターに非常勤医師を配置し、 医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスに つながらない高齢者の相談対応等、高齢者あんし んセンターを医療的側面から支援します。 《高齢福祉課、地域医療連携推進担当課》	【平成 30 年度】 7名配置 【令和元年度】 7名配置 【令和 2 年度】 7名配置	【 令和3~5年度】 7名配置
高齢者あんしんセンター事業評価の実施 高齢者あんしんセンターのサービスの質の向上 や各種事業の公平・公正な運営の確保を図り、 機能強化のための PDCA サイクルに活用する ため、事業の実施状況について、自己評価、利 用者評価、ヒアリングを通じ評価を行います。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 各高齢者あんしんセンターで実施 ヒアリング 6か所 【令和元年度】 各高齢者あんしんセンターで実施 ヒアリング 7か所 【令和2年度】 各高齢者あんしんセンターで実施 ヒアリング 6か所	【令和3~5年度】 各高齢者あんしんセンターの事業評価を実施し、サービスの質の向上、各種事業の公正・公平な運営の確保を図ります。

事業内容	実績	計画内容
地域分析の実施 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの着 実な深化につなげ、効果を上げるため、介護給 付実績等データによる分析を行い、日常生活圏 域ごとの実情を把握します。 《高齢福祉課・介護保険課・長寿支援課》	【平成30年度】 給付実績等を活用した分析カルテを作成 【令和元年度】 給付実績等を活用した分析カルテを作成 各高齢者あんしんセンターでヒアリングを実施	【令和3~5年度】 分析カルテを提示し、ヒアリングや意見交換をしながら各あんしんセンターの取り組みへの支援やPDCAの取り組みを支援していきます。
	【令和2年度】(見込み) 給付実績等を活用した分析カルテを作成 各高齢者あんしんセンターにおいて、日常生活圏 域ごとの目標を設定	
独立行政法人都市再生機構(UR)との連携 独立行政法人都市再生機構と締結した協定に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らし続けられるための地域包括ケアシステムの構築に向けて連携を進めていきます。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 王子五丁目団地の集会所で高齢者あんしんセンターがふれあい交流サロンを実施 【令和元年度】 王子五丁目団地の集会所で高齢者あんしんセンターがふれあい交流サロンを実施	【令和3~5年度】 集会所の利用を含め、U Rが進める団地の地域医療福祉拠点化と連携した 取り組みを進めていきます。
	上記ふれあい交流サロン に加え、認知症カフェを 実施	



(2) 介護・福祉・医療・保健の連携

継続的なサービス提供を維持するため、地域における介護・福祉・医療・保健の連携をより一層深めていきます。

事業内容	実 績	計画内容
【重点】認知症初期集中支援チームの配置 医療・介護の専門職(医師、臨床心理士、看護 師、作業療法士、介護福祉士)からなる初期集 中支援チームを各高齢者あんしんセンターに 配置します。認知症の人本人や家族等の相談 を受けて、対象者を訪問し、必要な医療や介護 の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活 をサポートします。	【平成30年度】 支援対象者数 52人 訪問延べ回数 363回 【令和元年度】 支援対象者数 69人 訪問延べ回数 273回 【令和2年度】(見込み) 支援対象者数 15人 訪問延べ回数 50回	【令和3~5年度】 支援対象者数 32人
認知症対応力向上に向けた支援 医療・介護・福祉等の従事者を対象に、認知症の人とその家族を地域で支えるために必要な 資質の向上及び、多職種連携の推進を目的と した研修やネットワークづくりを図ります。 《長寿支援課》	【平成 30 年度】 1 回開催 修了者 118 人 【令和元年度】 1 回開催 修了者 115 名 【令和 2 年度】 中止	【令和3~5年度】 年1回開催 修了者80人 オンライン開催を検討します。
認知症地域支援推進会議 認知症とともに生きるまちづくりに向けて、 北区医師会や認知症疾患医療センター、関係 団体と認知症の早期診断・早期支援の仕組み づくりや、医療・介護を含む統合的な生活支援 体制の構築等を検討します。 《長寿支援課》	【平成30年度】 認知症地域支援推進会議 2回開催 【令和元年度】 認知症地域支援推進会議 2回開催 【令和2年度】 認知症地域支援推進会議 3回開催	【 令和3~5年度 】 年2回開催
北区もの忘れ相談事業 北区医師会との連携により、認知症の心配のある人や家族を対象に認知症カフェにおいて、もの忘れ相談等を実施し、日常生活への助言や早期発見・早期支援を目指します。 《長寿支援課》	【平成30年度】 もの忘れ相談 23回 【令和元年度】 もの忘れ相談 21回 【令和2年度】(見込み) もの忘れ相談 10回	【 令和3~5年度 】 年32回開催

事業内容	実 績	計画内容
かかりつけ医・歯科医・薬局の定着 身近な地域で、安心して健康や病気に関する 相談や治療が受けられるよう、かかりつけ医、 かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着を 推進します。 《健康推進課・地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 健診や講演会等、さまざまな場を通じて、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及、定着に向けた広報活動を実施。 【令和元年度】 健診や講演会等、さまざまな場を通じて、かかりつけ歯科医・かかりつけを入りである。 【令和2年度】(見込み) 健診や講演会等、かりかけた広報活動を実施。 【令和2年度】(見込み) 健診や講演会等、かりつけた広報活動を実施。	まな場を通じて、かかり つけ医・かかりつけ歯科
地域医療支援病院等との医療連携体制の充実 区民の誰もが身近な地域で症状にあった適切 な医療が受けられるように、医療機能の分担 と連携を進め、地域医療システムの充実を図 ります。 《健康推進課・地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 区や地区医師会が参加する 医療連携会議等において、情報を共有。 【令和元年度】 区や地区医師会が参加する 医療連携会議等において、情報を共有。 【令和2年度】(見込み) 区や地区医師会が参加する 医療連携会議等において、情報を共有。	【令和3~5年度】 区や地区医師会が参加する医療連携会議等において、情報を共有。
医療社会資源調査の実施 区内の医療・介護の資源を把握するための調査を行い、在宅療養に必要なサービスの把握を行います。 調査結果をもとに、在宅療養に関係する機関をまとめた「在宅療養あんしんハンドブック」及び「医療社会資源情報検索システム」の更新を行い、区民や介護関係者等への在宅療養に関する情報提供の充実を図ります。 《地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 在宅療養推進会議「在宅療養 資源や成果物(冊子・システム)の検討。 【令和元年度】 ・調査の実施(調査件数734 ・調査の実施(調査件数734 ・北区ブッの作動を受したがである。 ・北ブの作成・医には、事事をである。 ・医がよりには、事まりでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	【令和3年度】 調査項目等の検討 【令和4年度】 ・調査の実施 ・「在宅療養あんしんハンドで医療社会資源情報検索システム」の更新 【令和5年度】 在宅療養あんしんハンドブックの配布・周知。

事業内容	実 績	計画内容
在宅療養推進会議の開催 在宅療養生活を送る区民及び家族を支えるため、介護と医療の連携の在り方や情報共有化の仕組みづくりの検討、事業の評価等を行います。 《地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 •在宅療養推進会議(全体会) 2回開催 •検討部会(連携事業評価部会、在宅療養資源検討部会、区民啓発推進部会) 計6回開催	【令和3~5年度】 ・在宅療養推進会議(全体会)の開催 ・検討部会の開催
	【令和元年度】 ・在宅療養推進会議(全体会) 2回開催 ・検討部会(連携事業評価部会、在宅療養資源検討部会、区民啓発推進部会)計9回開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催ー部中止(在宅療養推進会議)	
	【令和2年度】(見込み) 在宅療養推進会議 (全体会) 3回開催 (書面及びWEB開催)	
I C T を活用した情報共有・多職種連携の支援 区民の在宅療養生活を支えるため、病状の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかに情報共有できるよう、 I C T ネットワークを	【平成30年度】 ICTネットワークを活用 した多職種連携の取り組み を行っている北区医師会に 対し、事業費(啓発事業、会 議費等)を補助。	
活用した多職種連携の取り組みを支援します。	【令和元年度】 ICTネットワークを活用 した多職種連携の取り組み を行っている北区医師会に 対し、事業費(啓発事業、会 議費等)を補助。	
	【令和2年度】(見込み) ICTネットワークを活用 した多職種連携の取り組み を行っている北区医師会に 対し、事業費を補助。	

事業内容	実 績	計画内容
多職種連携研修会・顔の見える連携会議の開催支援 グループワーク等を通じて多職種連携の実際を学ぶ多職種研修会や、顔の見える連携会議など、地域の医療介護・関係者の顔の見える関係づくりと連携強化を図るための取り組みを支援します。 《地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 本事業を行う団体(北区在宅ケアネット)へ事業費の補助を行った。 ・多職種連携研修会の実施(研修修了生47名)・フォローアップ研修会の実施(参加者46名)・顔の見える連携会議の実施(参加者281名)	【令和3~5年度】 本事業を行う団体(北区在宅ケアネット)へ事業費の補助を行う。 ・多職種連携研修会の実施 ・顔の見える連携会議の実施
	【令和元年度】 本事業を行う団体(北区在宅ケアネット)へ事業費の補助を行った。 ・多職種連携研修会の実施(研修修了生 47名)・顔の見える連携会議の実施(参加者 181人) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部開催中止(フォローアップ研修、顔の見える連携会議) 【令和2年度】	
	本事業を行う団体(北区在宅ケアネット)へ事業費の補助を行った。 ・多職種連携研修会 (WEB開催) 2回開催 (参加者延べ219名)	
摂食えん下機能支援推進事業 「摂食えん下機能評価医及びリハビリテーションチームの養成研修会」などを通じて、摂食えん下に関する多職種連携を推進します。また、区民(介護者)等に向けた摂食えん下に関する講座、研修を実施し、区全体としての摂食えん下の対応力向上を支援します。 《地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 ・摂食えん下機能評価医・リムでリテームでリテーンででででいます。 の関係 の関係 の関係 では、122名 では、122名 でもないでは、143人の関係を対して、143人の関係を対して、143人の関係を対して、143人の関係を対して、112名 でもないでは、112名 では、112名 では	【令和3~5年度】 ・摂食えん下機能評価医・リハビリテーションチーム養成フォローアップ研修の開催 ・区民向け摂食えん下講座の開催

事業内容	実 績	計画内容
近隣自治体との連携、情報交換 東京都が主催する区西北部(北、豊島、練馬、 板橋)の情報交換会や東京都地域医療構想調 整会議の在宅療養ワーキング等により、近隣 自治体とのさらなる情報共有と連携を推進し ます。また、区外医療機関との連携づくりの検 討を行います。	【平成30年度】 ・東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」への参加 1回 【令和元年度】 ・東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」への参加 1回 【令和2年度】(見込み) ・東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」への参加 1回	【令和3~5年度】 東京都地域医療構想調整 会議「在宅療養ワーキン グ」への参加
再掲【重点】介護予防・生活支援サービス <i>《長寿支援課》</i>	2-(3)「社会参加·介護予 P76 参照	防の促進」
再掲【重点】北区地域ケア会議の開催 《高齢福祉課、長寿支援課》	1-(1)「地域のすべての人々 実」 P54 参照	が互いに支え合う体制の充
再掲【新規】介護予防のための地域ケア個別 会議の開催 《高齢福祉課》	1-(1)「地域のすべての人々 実」 P55 参照	が互いに支え合う体制の充
再掲 北区地域包括ケア連絡会の開催 《高齢福祉課》	1-(1)「地域のすべての人々 実」 P56 参照	
再掲 コミュニティソーシャルワーカー (CSW)の配置 《健康福祉課》	1-(1)「地域のすべての人々 実」 P56参照	が互いに支え合う体制の充
再掲【新規】高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施 《国保年金課・健康推進課・地域医療連携推進担 当課・高齢福祉課・長寿支援課・介護保険課》	2-(3)「社会参加·介護予 P77 参照	防の促進」

コラム② 「地域包括ケア推進における大学との連携」

東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科 准教授 八木 裕子

(北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会副委員長)

2021年の4月から、東洋大学赤羽台キャンパスに福祉系の学部が移転します。それに伴い、大学も地域包括ケアの推進の一端を担う必要があると考えています。

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、サポートし合うシステムのことです。高齢者が…と言いましたが、この地域包括ケアシステムには、住民の中で支援を必要としている人々、たとえば子育て中の親、児童や幼児、障害を持った方々も含まれます。

その地域包括ケアの推進に大学としてどのように参画していけるのかを考えてみました。

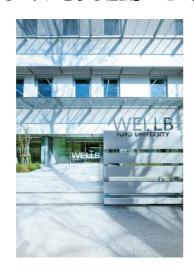
①地域包括ケア推進に不可欠な多職種協働教育を通じて、地域に貢献できる。

地域包括ケアシステムには、医療・介護・福祉関係機関の連携が不可欠です。学生への教育はもちろんのこと、北区にある様々な施設や事業所、施設等に、地域包括ケアシステムについての説明や、福祉や介護現場の方への多職種協働教育などをサポートすることが可能ではないかと思っています。多職種連携のメリットは、治療やケアの質の向上や利用者や家族の安心感に繋がります。「北区で暮らせてよかった」と区民のみなさんに思ってもらえるためにも、大学が持っているノウハウを提供していけたらと考えています。

②現場の実践と大学の理論を融合させることによって、様々な化学反応が期待できる。

大学はフィールド(現場)を持ち合わせていません。そこで学生が、北区の中の福祉や介護・保育のフィールドで実習やボランティアを行ない、その実践と大学で教える理論がぶつかることによって、これからの時代を支える人材の育成と輩出が可能になるのではないかと考えています。もちろん学生だけでなく、教員もフィールドでの調査や研究をさせていただきながら、北区にフィードバックすることで、面白い化学反応がみられるかもしれません。

社会全体で支え合いを担うセーフティネットワークをいま一度張り直し、多様な支えあいを強化していける「ケアをする社会」へとの変革に、大学も是非仲間に入れてください。





東洋大学赤羽台キャンパス 新校舎

基本目標4 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしを続けるためには、戸建てか 集合住宅か等の居住実態や、住民性などの地域性を踏まえ、地域の実情に合った支 援やサービスが必要不可欠です。

たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域に根差した必要性の高い高齢者施設の整備を進める必要があり、併せて、介護サービスの安定供給に向け、現在就労中の介護職員の定着はもとより、新たな担い手の確保に向けた取り組みを進めることが重要です。

「高齢化の進展」や地域医療構想による病床の機能分化・連携に伴う「病床数の減少」等に伴い、在宅医療の需要はさらなる増加が見込まれており、その対応が求められています。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしを続けるためには、在宅医療と介護を一体的に、切れ目なく提供する体制の構築が必要です。また、医療・介護関係者の連携だけではなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることが必要となります。合わせて人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解を促進することも、適切な在宅療養を継続するためには重要です。

【施策の方向】

多様な選択肢を示し、本人の意思に沿った決定をすることが可能となるよう、地域における基盤の整備を進めていきます。また、災害や感染症等緊急時への対策、 成年後見制度の利用支援、権利擁護等安心・安全に資する施策を推進します。

今後、大きく増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するため、医療・介護関係者の顔の見える連携づくりや、ICT ネットワークを活用した情報共有の推進など在宅医療・介護連携推進事業を引き続き推進するほか、在宅療養にあたり医療と介護が共通する4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)を意識した、新たな施策の検討や事業評価に取り組みます。また、医療や介護が必要になったときや人生の終末期を迎えたときに、在宅療養を選択肢の一つとして考えることができるよう、在宅療養や看取りに関する普及啓発活動を様々な機会を捉えて推進します。

(1) 安全・安心の確保

高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用や虐待防止、災害時などの緊急時の支援について取り組みを進めます。

待防止、災害時などの緊急時の支援について取り組みを進めます。		
事業内容	実績	計画内容
【新規】介護サービス事業所感染症対応支援事業 地震や水害などの災害や、感染症の感染拡大等により、介護サービス事業所の単体での運営が困難 となった場合に備え、地域の複数の事業所間において、大規模施設等が中心となって、物資や人材 等の連携体制を構築するための事業費補助を行います。 《介護保険課》		【令和3年度】 1 地区実施 【令和4年度】 3地区実施 【令和5年度】 19 地区実施
【重点】避難行動要支援者対策の推進 避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な高齢者や障害者等に対して、町会・自治会を単位とする自主防災組織や民生・児童委員など避難支援等関係者が避難支援などをすみやかに行えるようにします。 《防災・危機管理課、健康福祉課》	【平成30年度・令和元年度】 〈防災・危機管理課・健康 福祉課〉 避難支援等関係者(警察高民しんとのでは、一人のでは、一、一人のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	【令和3~5年度】 ・引き続いている。 ・引きがいる。 ・引きがいる。 ・引きがいる。 ・の方をがいる。 ・のでいる。 ・のでは、 ・のでいるは、 ・のでは、 ・の

作成件数 330名 (総委託件数 1,931名 内、作成件数 954名)

【令和2年度】(見込み) 引き続き避難支援等関係者 に対し、避難行動要支援者 名簿を配布するとともに、 高齢者(要介護3~5)を 対象に個別計画を作成。

事業内容	実 績	計画内容
福祉避難所の整備 要配慮者のための避難所の整備、避難所運営訓練の実施、備蓄物資の充実など、被災後の生活支援体制の整備に努めます。 《防災・危機管理課、健康福祉課》	【平成30年度】 〈福東大学 (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本	・災害種別に応じた福祉避難所開設の検討、避難スペースの確保
避難行動要支援者世帯家具転倒防止及び感震ブレーカー機器取付事業 避難行動要支援者世帯の防災対策を推進し、災害時の安全を確保するため、北区避難行動要支援者 名簿に登録されている方または65歳以上のみで 構成される世帯の方のうち、感震ブレーカーや家 具転倒防止器具を自ら購入し取付を希望する世帯に対し、器具の取付支援を行います。 《防災・危機管理課》	【平成30年度】 5世帯へ取付支援を実施 【令和元年度】 5世帯へ取付支援を実施 【令和2年度】(見込み) 10世帯へ取付支援を実施	【令和3~5年度】 引き続き希望する世帯に 対し器具の取付支援を行 います。

事業内容	実 績	計画内容
成年後見制度の利用促進 認知症高齢者など成年後見が必要な高齢者の増加を見据えて、成年後見制度の利用を促進します。 《健康福祉課》	【平成30年度】 区内高齢施設入所者2名について、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	な仕組みとして、本人に ふさわしい成年後見制度 の利用に向けた検討を行 う会議等を実施します。 具体的には中核機関機能 として「権利擁護困難ケ ース専門相談」と、受任 者調整を行う「成年後見 制度利用促進検討会議」
権利擁護センター「あんしん北」の機能充実 【総合相談事業】 高齢化の進展や認知症高齢者の増加に伴い、今後 さらに必要性が増す成年後見制度等の権利擁護 に関する総合相談体制を充実していきます。 【成年後見制度高清演会・研修会の充実】 成年後見制度の活用を促進するために親族後見人や親族後見を考えている区民、福祉関係事業者に対する成年後見申立書作成方法や後見人の実務などの研修会を実施していきます。また、後見人のサポートや養成講座の実施について検討を行っていきます。 《健康福祉課》	協議会とりの具体と調整する。 【平成30年度】 社会のの具体と調整する。 【平成30年度】 社会協議費、た。 「本帝福祉協議費、た。 「本帝和元年度】 社会ののの円 「大帝和元年度】 社会ののの円 「大帝和元年度】 であるたっの、「大帝和祖はの人間である。 「大帝和祖はの人間である。」 「大帝和祖はののの円 「大帝和祖はののの円」 「大帝和祖はのののの円」 「大帝和祖はのののの円」 「大帝和祖はのののののでは、大の一の、「大帝和祖は、大郎を一の、「大郎」と、「大郎」、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」、「大郎」、「大郎」、「大郎」、「大郎」、「大郎」、「大郎」、「大郎」	
高齢者虐待防止センターの充実 高齢者虐待への対応、問題解決までの進行管理、 総合調整及び啓発事業を積極的に実施していき ます。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 相談件数 121 件 【令和元年度】 相談件数 181 件 【令和2年度】(見込み) 相談件数 200 件	【令和3~5年度】 高齢者虐待防止センターを中心に、高齢者あんしんセンターの支援力を強化するとともに、高齢者虐待の早期対応、防止の普及啓発に取り組みます。

事業内容	実績	計画内容
こころの相談室 高齢者虐待の予防に重点をおきながら介護に悩む家族などを支援するため、毎週水曜日に臨床心理士による 1 対 1 の専門相談「こころの相談室」を実施します。	【平成 30 年度】 相談件数 162 件 【令和元年度】 相談件数 141 件 【令和 2 年度】(見込み) 相談件数 160 件	【令和3~5年度】 適切に支援していきます。
区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立 費用の助成 成年後見人等を選任する必要がありながら、身寄 りがないなど、申立てができない方に区長による 成年後見申立てを行います。また、本人及び親族 申立ての場合でも、申立てに要する費用を負担す ることが困難な方に対し申立て費用を助成し、成 年後見制度の利用を促進します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 区長申立件数 53件 【令和元年度】 区長申立件数 63件 【令和2年度】(見込み) 区長申立件数 60件	【令和3~5年度】 必要に応じて適切に支援 していきます。
成年後見人報酬助成 所得の少ない方に、成年後見人の報酬等を助成します。また、本人及び親族申立ての場合でも、報酬等を支払うことが困難な方に対し、報酬費用を助成します。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 報酬助成件数 11 件 【令和元年度】 報酬助成件数 18 件 【令和2年度】(見込み) 報酬助成件数 15 件	【令和3~5年度】 必要な方に適切に助成し ていきます。
救急医療情報キットの配付 75歳以上の高齢者等に救急医療情報キット(医療情報等を記入して専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の救急時に備えるためのもの)を配付します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 救急医療情報セット 429個 【令和元年度】 救急医療情報セット 659個 【令和2年度】(見込み) 救急医療情報セット 500個	【令和3~5年度】 75歳以上の高齢者の増加 に対応し、必要な方に配 布をしていきます。
熱中症予防対策の実施 熱中症に関する周知を図るとともに、高齢者への 戸別 訪問による注意 喚起、クールスカーフ の配布等、熱中症予防対策を実施します。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 クールスカーフ 9,000 個 【令和元年度】 クールスカーフ 9,500 個 【令和 2 年度】 クールスカーフ 9,000 個	【令和3~5年度】 新しい生活様式における 熱中症予防行動の周知、 啓発に努め、高齢者への 戸別訪問によるクールス カーフの配布や注意喚 起、エアコン使用の啓発 など、引き続き熱中症対 策を行います。

事業内容	実績	計画内容
高齢者見守り・緊急通報システム 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、慢性疾患など日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方に緊急通報システムを設置し、緊急時の対応とともに24時間相談できる体制を整えます。新規設置時には消防署職員が総合的な防火防災診断を実施します。また、ご希望の方には火災安全システム及び安否確認センサを設置することができます。	【平成 30 年度】 緊急通報システム 1,028 件 【令和元年度】 緊急通報システム 997 件 【令和 2 年度】(見込み) 緊急通報システム 1,049 件	【令和3~5年度】 24時間・365日、緊急時の対応や健康・医療等の相談を行い、地域で安心した生活を続けられるよう事業を継続します。
認知症高齢者等の緊急一時保護事業 区内の7か所の特別養護老人ホームと契約し、警察に保護された認知症や虐待にあった高齢者を緊急に保護します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 利用者 3人 利用日数 7日 【令和元年度】 利用者 4人 利用日数 8日 【令和2年度】(見込み) 利用者 12人 利用日数 24日	【令和3~5年度】 適切に対応していきま す。
福祉サービス第三者評価の推進 サービス・事業者を選択するための情報提供及び サービスの質の向上を図るという理念のもとに 実施されている第三者評価事業への参加促進を 図ります。 《介護保険課》	【平成 30 年度】 11 か所 【令和元年度】 12 か所 【令和 2 年度】(見込み) 9か所	【令和3年度】 16か所 【令和4年度】 16か所 【令和5年度】 16か所
特殊詐欺対策 オレオレ詐欺等の特殊詐欺からの被害を防止するため、必要な対策を実施します。 《生活安全担当課》	【平成30年度】 高齢者向け防犯講話、特殊 詐欺・ひったくり被害回 防犯リーダー養成研修 1回 【令和元年度】 高齢者向け防犯講話、特殊 詐欺・ひったくり 35回 防犯リーダー養成研修 1回 【令和2年度】(見込み) 高齢者向け防犯講話、特殊 キャンペーン等 35回 1回 【令和2年度】(見込み) 高齢者のけ防犯講話、特殊 許欺・ひったくり被害的 1回 【令和2年度】(見込み) 高齢者のけ防犯講話、特殊 許以・グーン等 7回 防犯リーダー養成研修 1回	特殊詐欺・ひったくり被害 防止キャンペーン等 20回 防犯リーダー養成研修 1回 【令和4~5年度】(各年度)

事業内容	実績	計画内容
地域安全・安心ネットワーク事業 地域における安全を図るため、区内公共施設な ど区内全域に、青色回転等のついた専用車両に よる365日24時間パトロールを実施しま す。 《生活安全担当課》	【平成30年度】 365日・24時間体制で区内保育園等のパトロール(立ち寄り・声かけ)を実施するほか、特殊詐欺注意喚起等の広報活動も実施。 【令和元年度】 365日・24時間体制で区内(立ち寄り・声かけ)を実施するほか、特殊詐欺注意喚起等の広報活動も実施。 【令和2年度】(見込み) 365日・24時間体制で区内(立ち寄り・声かけ)を実施するほか、特殊詐欺注意以立ち寄り・声かけ)を実施するほか、特殊詐欺注意喚起等の広報活動も実施。	【令和3~5年度】 365日・24時間体制で区内保育園等のパトロール(立ち寄り・声かけ)を実施するほか、特殊詐欺注意喚起等の広報活動も実施します。
北区安全・安心ネットワーク加入団体への活動支援 地域における防犯パトロール活動が効果的になるため、北区安全・安心ネットワーク加入団体に対し、効果的なパトロール活動方法等について、助言・指導を行うとともに、ステッカーやプレートの配付など物品の助成、ボランティア保険への加入など各種活動支援を行います。 《生活安全担当課》	【平成30年度】 安全・安心ネットワーク加入者 合計70団体 1,203名 【令和元年度】 安全・安心ネットワーク加入者 合計70団体1,190名 【令和2年度】(見込み) 安全・安心ネットワーク加入者 合計65団体1,180名	【令和3~5年度】 引き続き区安全・安心 ネットワーク加入団体 に対し、各種活動支援 を行います。
消費生活相談 消費者と事業者との間に生じた契約トラブルや 悪質商法の被害、商品・サービスに関する苦情等 の相談に、助言・事業者とのあっせん・情報提供 等解決に向けて支援を行います。 《産業振興課》	【平成30年度】 相談受付件数 2,904件 【令和元年度】 相談受付件数 3,244件 【令和2年度】(見込み) 相談受付件数 3,200件	【令和3~5年度】 消費生活に関する相談を 実施し、必要な場合は高 齢者あんしんセンター等 関係機関への情報提供等 を行います。
バリアフリー基本構想の推進 高齢者、障害者をはじめ、だれもが便利で安全 に、移動や施設の利用ができるようにするため、 バリアフリーのまちづくりを推進します。 《都市計画課、健康福祉課》	【平成30年度】 北区バリアフリー基本構想【地区別構想(王子地区)】策定 【令和元年度】 特定事業計画(王子地区) 策定 【令和2年度】(見込み) 地区別構想による特定事業計画の推進を図る。	【令和3~5年度】 地区別構想による特定事業計画の推進を図っていきます。

査・研究を行います。

事業内容 実績 計画内容 【平成30年度】 【令和3~5年度】 駅周辺交通バリアフリー化整備事業の推進 田端駅周辺 北区バリアフリー基本構 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 実施設計 想(地区別構想)で道路 関する法律(バリアフリー新法)」の制定を受け、 板橋駅周辺 特定事業に位置付けられ 地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を 滝野川桜通り(Ⅱエ区) た、区道のバリアフリー 推進するため策定した北区バリアフリー基本構 化の推進 整備工事 想の地区別構想に基づき、駅周辺において定め 板橋駅前広場整備 • 「高齢者、障害者等 板橋駅前トイレ改修工事 の移動等の促進に関す たバリアフリー化整備に関する事業を推進して る法律」の改正施行に いきます。 【令和元年度】 関連法令等の改正や制 《土木政策課、都市計画課》 滝野川桜诵り(Ⅲ工区) 定等の社会情勢を踏ま 整備工事 えて作成された、北区 区道 353号 バリアフリー基本構想 バリアフリー化工事 と王子、赤羽、滝野川 田端駅周辺昇降施設実施 の3地区で策定した北 設計(継続) 区バリアフリー基本構 想(地区別構想)で道 【令和2年度】(見込み) 路特定事業に位置付け 板橋駅前(Ⅱ工区) られた、区道のバリア 整備工事 フリー化の推進 区道豊北5号 ・田端駅周辺バリアフリ バリアフリー化工事 ー施設の検討 【平成30年度】 【令和3~5年度】 建築物のバリアフリー化の促進及びユニバーサ ルデザインの推進 〈健康福祉課〉 ・ユニバーサルデザイン 実績 の普及推進のため、 「東京都福祉のまちづくり条例」、「北区の共同 • 相談件数 128 件 相談・事前協に努め 住宅などに関する福祉のまちづくり整備要綱」 事前協議件数 58件 ます。 などに基づき、建築物のバリアフリー化の促進、 東京都のユニバーサル 東京都のユニバーサル ユニバーサルデザインの普及推進に努めていま デザインのまちづくり デザインのまちづく す。店舗、病院、共同住宅等、多数の方が利用す 緊急推進事業への申請 り緊急推進事業への る施設について、高齢者や障害者が安全かつ快 (点字ブロック他) 申請(点字ブロック 適に利用できるよう建築主に指導を行い、バリ 他) 【令和元年度】 アフリー化を推進します。建築確認申請時には、 実績 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に • 相談件数 168 件 関する法律」及び「高齢者、障害者等が利用しや • 事前協議件数 70 件 すい建築物の整備に関する条例」に基づき、対象 ・東京都のユニバーサル 建築物に対し、バリアフリー化を義務付けます。 デザインのまちづくり また、区が推進するバリアフリー化の促進に係 緊急推進事業への申請 る事業や、東京都のユニバーサルデザインのま 【令和2年度】(見込み) ちづくり緊急推進事業を進めることでユニバー • 相談件数 130件 サルデザインの普及に努めるとともに、公共施 • 事前協議件数 50件 設のユニバーサルデザインに関する事例の調 東京都のユニバーサル

《健康福祉課、建築課》

デザインのまちづくり

緊急推進事業への申請 (点字ブロック・トイレ

の洋式化他)

事業内容	実績	計画内容		
鉄道駅エレベーター等整備事業 公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進するため、鉄道事業者等に対し鉄道駅のエレベーター等の設置費用の一部を補助します。また、平成27年度からホームドアの設置費用の一部を補助します。令和元年度からは、多機能トイレの整備費用の一部についても補助します。 《都市計画課》	【平成 30 年度】 エレベーター整備 (駒込駅) 協議 (北赤羽駅) ホームドア完成 (王子駅) 【令和元年度】 エレベーター完成 (駒込駅) 多機能トイレ完成 (北赤羽駅) 【令和2年度】(見込み) エレベーター完成 (北赤羽駅)	【令和3~5年度】 JR東日本の事業計画に合わせて、設置費用の一部を要綱に沿って、補助していきます。		
高齢者交通安全教室 区内の交通事故における高齢者の割合が増加している現状を踏まえ、高齢者を対象とした交通安全の普及啓発を進めます。 《施設管理課》	【平成30年度】 高齢者交通安全教室等開催38回(3,395人) 高齢者宅個別訪問等 53回(203人) 駅頭キャンペーン99回 【令和元年度】 高齢者交通安全教室等開催71回(4,707人) 高齢者宅個別訪問等 55回(423人) 駅頭キャンペーン97回 【令和2年度】(見込み) 高齢者交通安全教室等開催31回(1,800人) 高齢者宅個別訪問等 46回(424人) 駅頭キャンペーン97回	【令和3~5年度】 引き続き高齢者交通安全 教室等を行っていきま す。		
再掲おたがいさまネットワーク 《長寿支援課》再掲一人ぐらし高齢者定期訪問	1 - (1)「地域のすべての の充実」 P57 参照	人々が互いに支え合う体制 人々が互いに支え合う体制		
本語 大くりも同間で見たがある。 《長寿支援課》				

(2) ニーズや実情にあった住まいの確保

高齢者のニーズや地域の実情に応じた多様な住まいを提供できるよう特別 養護老人ホームや高齢者住宅の整備や確保に取り組みます。また、住環境の整備のため、住宅改造費の助成や住み替えのための支援などを行います。

事業内容	実績	計画内容
特別養護老人ホームの整備 重度の要介護高齢者で、日常生活において常に 介護が必要で在宅での適切な介護が受けられな い高齢者に、入所により必要な介護サービスを 提供する特別養護老人ホームを整備・誘導しま す。 《健康福祉課》	【令和2年度末現在】 1,189 床 ※区立施設の改修により 変動	【令和3~5年度】 (仮称)王子みずほ(150 床)の整備について、引き 続き調整を図ります。
特別養護老人ホームの入所調整特別養護老人ホームの入所希望者に対し、希望者間の公平性、公正性を確保するため、入所調整基準に基づきポイントを付けて入所順位を決定し、待機者への相談・支援を行います。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度申請者数】 前期 619 人 後期 659 人 【令和元年度申請者数】 前期 681 人 後期 674 人 【令和 2 年度申請者数】 (見込み) 前期 670 人 後期 670 人	【令和3~5年度】 適切に入所への相談・支 援を行います。
養護老人ホームの入所措置 身体上、精神上又環境上の理由と、経済的理由に より、居宅での生活に支障のある高齢者を対象 に入所措置を行います。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 入所者数 131人 (やむを得ない措置を除く) 【令和元年度】 入所者数 128人 (やむを得ない措置を除く) 【令和2年度】(見込み) 入所者数 131人 (やむを得ない措置を除く)	【令和3~5年度】 必要に応じて入所措置を 行います。
住宅改造費助成事業 要介護状態になることを予防し、可能な限り自立した生活を支援するため、居住する住宅の手すりの取り付け、便器の洋式化等の住宅改造費の助成を行います。 《高齢福祉課》	【 平成 30 年度 】 助成件数 67 件 【 令和元年度 】 助成件数 55 件 【 令和 2 年度 】(見込み) 助成件数 64 件	【令和3~5年度】 必要な方に適切に助成し ていきます。

事業内容	実 績	計画内容
住宅改修・福祉用具アドバイザー派遣 要介護者(要支援者)が行う住宅改修や福祉用具の利用に関して、専門的知識を有する理学療法士等が、対象者の居宅を訪問したり、計画書を確認したりし、住宅改修や福祉用具の利用に関するアドバイスや事業者との調整を行います。 《介護保険課》	【平成30年度】 住宅改修 5件 福祉用具 0件 【令和元年度】 住宅改修 2件 福祉用具 1件 (新型コロナウイルス感 染症の影響で△1件) 【令和2年度】(見込み)	【 令和3~5年度 】 住宅改修 3件 福祉用具 6件
	住宅改修 4件 福祉用具 0件 (新型コロナウイルス感 染症の影響)	
住宅ではます。 住宅では要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、子育で世帯など)の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、北区居住支援協議会において北区・不動産関係団体・福祉関係団体・居住支援団体が連携し、住宅情報の提供等の支援を実施します。 また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への居住支援に関する課題解決を図ることを目的に、	【平成30年度】 東京都北区居住支援協議 会を設立 【令和元年度】 ・北区居住支援協議会開催 ・北区居住支援協議会セミ ナー実施 ・北区居住支援協議会 とこ ナー実施	【令和3年度】 不動産団体、居住支援法人と区による包括連携協定の締結 北区居住支援協議会開催 北区居住支援協議会とミナー実施 見守りサービス利用助成10件
在文援に関する課題解決を図ることを目的に、 不動産団体、居住支援法人及び区による包括連携協定を締結する。 あわせて、電球の点灯による安否確認を行う見守りサービス利用者に対し、初期費用の助成を行う。 《住宅課》	【令和2年度】(見込み) ・北区居住支援協議会開催	【令和4年度】 北区居住支援協議会開催 北区居住支援協議会セミナー実施 見守りサービス利用助成 10件 【令和5年度】 北区居住支援協議会関催 北区居住支援協議会セミナー実施 見守りサービス利用助成 10件

事業内容	業内容 実績					
高齢者住宅(シルバーピア)の管理 単身高齢者に住宅を供給するため高齢者住宅を 管理運営し、管理人(生活協力員)やLSA(生 活援助員)によるサポート体制を行っています。 また、福祉部門と住宅部門の連携を強化し、高齢 者の居住支援と安定化を図ります。なお、現在の 借上げ高齢者住宅は、契約期間満了で返還する ため、区が直接建設し、移転とともに集約してい きます。	【平成30年度】 新規入居者数 22件 【令和元年度】 新規入居者数 24件 【令和2年度】(見込み) 新規入居者数 22人 借上げシルバーピア1棟 25戸を返還し、入居者は 2月に新規開設した区建 設の高齢者住宅へ移転し ました。	【令和3~5年度】 引き続きす。 にきたいが、				
高齢者世帯の住み替え支援 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区内の民間住宅に居住する満65歳以上の高齢者のみの世帯が、区内の民間住宅に住み替える際の費用の一部を助成しています。 《住宅課》	【 平成 30 年度 】 13 件 【 令和元年度 】 4 件 【 令和 2 年度 】(見込み) 10 件	【 令和3年度 】 1〇件 【 令和4年度 】 1〇件 【 令和5年度 】 1〇件				
都市型軽費老人ホームの整備 都市部において、自立した日常生活を営むこと について不安があり、低所得で家族による援助 を受けることが困難な高齢者の生活の場を確保 するため、都市型軽費老人ホームの整備を誘導 します。 《健康福祉課》	【令和2年度末現在】 4か所(定員80名)	【令和3~5年度】 東京都の整備に係る補助 制度の動向を踏まえ、整 備・誘導を図ります。				
サービス付き高齢者向け住宅の供給 民間事業者の行う、バリアフリー構造で、安否確認・生活相談サービス等を提供する高齢者向け 住宅の供給を推進します。 《住宅課》	【令和2年度末現在】 (見込み) 6か所 302戸	【令和3~5年度】 東京都や区の福祉部門と 連携し、必要に応じて供 給を推進していきます。				
有料老人ホームの情報提供 介護が必要な方の住まいとしての役割が期待される有料老人ホームについて区民への情報提供に努めます。 《高齢福祉課》	【令和2年度末現在】 住宅型 4か所 239名 介護付 10か所 852名	【令和3~5年度】 引き続き情報提供に努め ます。				

(3) 福祉人材の確保

少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、高齢者等を支える福祉人材の充実を図るため、介護人材の定着支援、新規人材の確保、人材育成のための取り組みを推進します。

事業内容	実績	計画内容
介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援 家族の介護や看護による離職防止のため、介護保険制度の利用方法等をはじめ、介護・看護と仕事の両立に役立つ知識・情報等を早い段階から提供します。また、離職後の職場復帰のための情報提供等に取り組みます。 《多様性社会推進課》	【平成30年度】 ・ では、	【令和3~5年度】 家族の介護や看護によったができた。 では、フス語では、フスライン・バラスとのでは、フスとのでは、フスとのでは、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。
福祉のしごと総合フェア 人員不足に苦慮している福祉職場の人材確保策を支援するため、就職の機会として「北区福祉のしごと総合フェア」開催し、区民への良質な福祉サービスの提供体制を維持します。 《健康福祉課》	【平成30年度】 〈開催日:来場者数〉 6月22日 104名 9月28日 94名 1月24日 97名 【令和元年度】 〈開催日:来場者数〉 6月21日 107名 1月23日 139名 【令和2年度】 8月24日 中止止 1月22日 中止止 1月22日 ナルス感染症 の影響に関催中止。	【令和3年度】 6月25日 9月17日 1月21日 新型コロナウイルス感 染症の影響により、中止 の可能性あり。

事業内容	実績	計画内容	
福祉資格取得の支援 区内の施設及び介護サービス事業者において、採用後に業務に従事しながら介護福祉資格を取得しようとする職員を積極的に支援する事業主に対して必要経費を補助することにより未経験でも就職しやすく、かつ、職員がやりがいと誇りを持って就労できる環境づくりを支援します。 《健康福祉課》	【平成30年度】 介護職員初任者研修受講者 12名 介護福祉士受験者9名 【令和元年度】 介護職員初任者研修受講者 9名 介護福祉士受験者17名 【令和2年度】(見込み) 引き続き事業継続	【令和3年度】(見込み) 引き続き事業継続	
福祉人材の確保の推進 区が施設と大学の橋渡し役となって、学生に特別養護者人ホーム等の施設訪問や実習等の機会を提供し、高齢者福祉施設の果たしている役割や仕事の内容について理解を深めてもらうことにより、将来の福祉人材の確保につなげていきます。 《健康福祉課》	【平成30年度】 ・施設見学:区内8施設で学生約140名を受入れ・実習:区内特養及びデイサーを受入れ(特養4施設、デイサービスで学生約140名デイサービスで学生ので学生ので学生ので学生のででででででででででででででででででででででで	本 庭	
人材育成・研修事業の実施 介護保険制度についての理解を深め、サービスの質を確保するための研修等を実施し、専門知識や技術などのレベルアップを目指します。 《高齢福祉課、介護保険課》	【平成30年度】 介 (1) 年度】 介 (1) 年度】	【令和3~5年度】 ケアマネジャででである。 ケアマネスのででである。 ケアリーのでである。 大学では、、研究をは、、のででは、、のででは、、のででは、のででは、のででは、できない。 ないできないが、できないがいできないが、できないが、できないが、できないができないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないができないが、できないが、できないが、できないが、できないできないできないできないではないできないではないできないできないではないではないできないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	

(4) 在宅生活支援の充実

高齢者とその家族を支え、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、日常生活のなかで必要になる様々な支援やサービスを提供していきます。また、在宅療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、切れ目ない在宅医療提供体制の確保や在宅療養や看取りに関する啓発など、在宅医療・介護連携推進事業のさらなる推進に取り組みます。

事業内容	実績	計画内容
地域密着型サービスの基盤整備 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護) 介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし、介護サービスが受けられるように、地域密着型サービスを整備します。	【平成30年度】 〇か所 【令和元年度】 〇か所 【令和2年度】(見込み) 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 2か所(1か所整備決定) 小規模多機能型居宅介護 3か所	【令和3~5年度】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護3か所(1か所開設予定) 小規模多機能型居宅介護7か所(4か所開設予定)
在宅療養協力支援病床確保事業 在宅療養中の高齢者の病状悪化等の際に、かかりつけ医の判断のもと、速やかに短期の入院治療へつながるよう区内の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援します。 《地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 区内15か所の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援した。利用件数 13件 ・在宅療養推進会議「連携事業事価の検証と啓発がンフた。 【令和元年度】 区内15か所の医療機関に病の継続を支援した。利用件数 10件 【令和2年度】(見込み) 区内14か所の医療機関に病の継続を支援した。利用件数 10件 【令和2年度】(見込み) 区内14か所の医療機関に病床を支援し、在宅療養生活の継続を支援し、在宅療養生活の継続を支援し、在宅療養生活の継続を支援し、日間を開発し、日間を開発し、日間を開発している。	【令和3~5年度】 区内の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援します。

事業内容	実績	計画内容		
在宅療養相談窓口事業 病院や地域医療機関・ケアマネジャー等からの 退院支援を中心とする専門相談に応じ、適切に 在宅療養が行えるよう関係機関と調整を行う専 門職のための相談窓口を設置し、在宅療養生活 の継続を支援します。 《地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援した。 相談件数 117件 【令和元年度】 相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援した。 相談件数 124件	【令和3~5年度】 相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援します。		
	【令和2年度】(見込み) 相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援する。 相談件数 40件			
在宅療養普及啓発推進事業 各高齢者あんしんセンターなど様々な機会を捉えて在宅療養や看取りに関する講演会や講座を開催し、啓発活動を行います。 《地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 区民啓発講演会 1 参加者 89名) (参野講演会 2回実施 89名) (参野講座 2回実施 38名) (参和元年度】 出張の計構座 7参加に第一次を開展 174名(本土の一大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・	【令和3~5年度】 ・区民啓発講演会の開催 ・出張講座の実施		
病院の救急車を活用した在宅療養者搬送事業の支援 病院が保有する救急車を活用して、かかりつけ 医の判断のもと在宅療養患者を区内病院へ無料 で搬送する北区医師会の取り組みを支援し、在 宅療養生活の継続を図ります。 《地域医療連携推進担当課》	【平成30年度】 モデル実施(補助)に向けて、北区医師会と協議 【令和元年度】 モデル実施(補助開始) 利用件数 45件 【令和2年度】(見込み) モデル実施(補助開始) 利用件数 10件	【令和3年度】 モデル実施(補助実施) 【令和4~5年度】 未定		

事業内容	実績	計画内容
短期入所生活介護(ショートステイ)の整備 一時的に家庭での介助が受けられない高齢者 に、入所により必要な介助サービスを提供する ショートステイを、特別養護老人ホーム併設を 基本に整備・誘導します。 《健康福祉課》	【 令和2年度末現在 】 119床	【令和3~5年度】 (仮称)王子みずほ (15 床)の整備について、引き 続き調整を図ります。
老人保健施設の整備 入院治療は必要ないが医療的な介護が必要な高齢者に、リハビリテーションや看護、介護サービスを提供し、家庭への復帰をめざす老人保健施設の整備を誘導します。 《健康福祉課》	【令和2年度末現在】 5か所(508 床) ※空室利用ショートステ イ含む	【令和3年度】 旧赤羽中学校跡地を活用 した介護老人保健施設等 複合施設の整備につい て、建設費の補助を行い ます。 令和3年10月1日 100床開設予定
エンディングノートの発行 もしものときどうしたいか、葬儀や財産について記入することで人生を振り返り、自分の思いを整理することができるエンディングノートを作成し、あんしんセンター等で配布するともに、エンディングノートを活用した事業などを行います。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 2,000 部発行 【令和元年度】 2,000 部発行 【令和2年度】 2,400 部発行	【令和3~5年度】 必要な方に配布できるよう周知など図っていきます。また、エンディングノートを活用した事業を期し、ご自身の終末期を考えていただく取ります。
家族介護者リフレッシュ事業 常時介護を必要とする在宅の高齢者を介護している家族等の労をねぎらい、介護者間の交流を深めることにより、身体的、精神的負担の軽減を図るために事業を行います。	【令和2年度】	【令和3~5年度】 内容や参加方法を工夫 し、介護者が安心して参 加できるよう開催してい きます。 開催回数 年4回
寝具乾燥サービス 寝具の乾燥が困難な要介護高齢者に対し、月1回、寝具乾燥・汚れ落とし及び水洗いのサービスを行うことで衛生的、健康的な生活を支援します。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 対象者数 20人 実績 13人 【令和元年度】 対象者数 15人 実績 7人 【令和2年度】(見込み) 対象者数 17人 実績 13人	【令和3~5年度】 必要な方に適切に支援し ていきます。

事業内容	実績	計画内容
訪問理美容サービス 要介護4または5で外出が困難な高齢者に対し、理容師または美容師を派遣することにより、 衛生的で健康的な生活を支援します。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 134 人 【令和元年度】 158 人 【令和 2 年度】(見込み) 148 人	【令和3~5年度】 必要な方に適切に支援し ていきます。
高齢者生活援助サービス 介護を必要とする高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、北区社会福祉協議会が行っている「友愛ホームサービス」について、利用料や年会費の一部を補助し、介護保険給付だけでは対応できない日常生活の支援を行います。 《高齢福祉課》	【平成30年度】 新規利用者 87人 年間利用者 1,128人 延利用件数 3,712人 延利用時間 4,972時間 【令和元年度】 新規利用者 1,109人 年間利用者 1,109人 延利用時間 4,978時間 【令和2年度】(見込み) 新規利用者 215人 年間利用者 1,090人 延利用件数 3,642件	【令和3~5年度】 安心して住み慣れた地域 で在宅生活を続けられる ように支援していきま す。
高齢者緊急生活支援 おおむね 65 歳以上で介護保険の認定を受けていない在宅高齢者のうち、家庭の事情等により、一時的に在宅の生活が困難になった方に対し、介護保険法に規定する短期入所生活介護(ショートステイ)に準じたサービス(入所期間は1回につき2週間以内)を提供し、生活指導を行います。	延利用時間 4,894 時間 【平成30年度】 利用人数 23人 【令和元年度】 利用人数 95人 【令和2年度】(見込み) 利用人数 51人	【令和3~5年度】 必要に応じて適切に支援 していきます。
家族介護者教室の開催 高齢者等の介護に当たっている家族等を対象に 臨床心理、医学、介護等の専門知識を有する者を 講師とし、認知症や虐待問題及び身体介護等に ついての家族介護者教室を開催します。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 参加人数 461 人 【令和元年度】 参加人数 388 人 【令和 2 年度】(見込み) 参加人数 200 人	【令和3~5年度】 開催方法を工夫しながら 引き続き開催をしていき ます。
おむつ支給事業 おむつを必要とする在宅の要介護高齢者等におむつを支給、または代金の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。 《高齢福祉課》	【平成 30 年度】 現物支給 1,561 人 代金助成 265 人 【令和元年度】 現物支給 1,547 人 代金助成 247 人 【令和2年度】(見込み) 現物支給 1,600 人 代金助成 250 人	【令和3~5年度】 必要な方に適切に助成し ていきます。

事業内容	実績	計画内容		
若年性認知症訓練事業 軽度の若年性認知症の方の進行を遅らせることを目指し、専門のスタッフがグループで訓練を行います。 《障害者福祉センター》	【平成30年度】 高次脳機能障害の診断のある方と共に記憶・言語などの個別プログラムや集団リハビリを実施。若年性認知症者参加人数 実1人延42人【令和元年度】若年性認知症者参加人数 実2人 で和2年度】(見込み)若年性認知症者参加人数 実2人 近70人			
ごみの訪問収集 65歳以上の一人暮らし等の方、障害者だけで構成されている世帯の方で、ご自身でごみを集積所に持ち出す事が困難な方を対象に、面接の上、可燃ごみ・不燃ごみなどを、玄関先又はドアの前から収集します。 《北区清掃事務所》	【平成 30 年度】 新規受付件数 182 件 収集件数 672 件 【令和元年度】 新規受付件数 213 件 収集件数 712 件 【令和 2 年度】(見込み) 新規受付件数 200 件 収集件数 700 件	【令和3~5年度】 新規受付件数 200 件 収集件数 700 件 実施予定		
ふれあい訪問収集 75歳以上の一人暮らしの方で、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方などを対象に、面接の上、ごみの訪問収集を行い、ごみの排出がない場合は、声かけやあらかじめ登録されている緊急連絡先に連絡し安否の確認を行います。 《北区清掃事務所》	【平成30年度】 新規受付件数9件 収集件数31件 【令和元年度】 新規受付件数16件 収集件数36件 【令和2年度】(見込み) 新規受付件数10件 収集件数30件	【令和3~5年度】 新規受付件数1〇件 収集件数3〇件 実施予定		
再掲【重点】認知症カフェの開催 <i>《長寿支援課》</i>		人々が互いに支え合う体制		
再掲 ふれあい交流サロンの開催 《高齢福祉課》	1-(2)「多様な地域資源の活用」 P62 参照			
再掲 社会福祉協議会への支援 《健康福祉課》	1-(1)「地域のすべての人々が互いに支え合う体 の充実」 P56 参照			
再掲 かかりつけ医・歯科医・薬局の定着 <i>《地域医療連携推進担当課》</i>				
再掲 地域医療支援病院等との医療連携体制の 充実 《地域医療連携推進担当課》	3-(2)「介護・福祉・医 P90 参照	療・保健の連携」		





介護保険事業の運営



1 介護サービスの利用状況と将来推計

(1) 標準給付額

要介護・要支援認定者数の推計、第7期計画期間の給付実績や今後の施設整備計画等をもとに、サービス供給見込量を算定し、令和3年度から令和5年度及び令和7(2025)年度の標準給付額を算出しました。

高齢者人口は減少傾向にありますが、介護サービスの利用率が上昇する後期高齢者人口が増加するため、給付額は増加するものと推計しています。

標準給付額の実績・推計

単位:千円

			実統	責値	実績 見込み	推計値		计值	
			平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
標	標準給付額		25, 163, 381	26, 080, 214	27, 101, 629	28, 429, 565	29, 405, 678	30, 088, 668	30, 626, 643
	サービス ス	(介護予防) 合計	784, 478	862, 018	892, 133	967, 966	986, 145	995, 084	1, 017, 106
	ビモス	(介護) 合計	13, 305, 152	13, 720, 115	14, 312, 292	15, 452, 227	15, 852, 702	16, 200, 845	16, 443, 911
	サ ー だ 設 ス	(介護) 合計	7, 313, 696	7, 536, 131	7, 758, 916	8, 046, 917	8, 521, 063	8, 726, 293	8, 989, 533
	サービス地域密着型	(介護予防) 合計	9, 700	8, 212	3, 670	6, 572	7, 179	8, 765	8, 765
	え丸	(介護) 合計	2, 346, 180	2, 397, 631	2, 427, 224	2, 593, 344	2, 703, 096	2, 805, 628	2, 798, 588
		入所者 サービス費 付費	663, 788	673, 007	685, 488	694, 525	706, 940	715, 656	723, 803
		入所者介護 ⁺ 影響額	ナービス費	等の見直し	に伴う	△83, 247	△127, 105	△128, 670	△130, 134
		介護サービ 等給付費	652, 082	739, 046	865, 947	678, 179	690, 303	698, 814	706, 768
	高額介護サービス費等の見直しに係る 財政影響額		·	△16, 913	△25, 822	△26, 141	△26, 438		
		医療合算 サービス費 付費	60, 715	115, 121	126, 608	61, 876	62, 690	63, 526	65, 140
	審査	支払手数料	27, 590	28, 933	29, 351	28, 118	28, 488	28, 868	29, 601

(2) 居宅サービス

居宅サービスについては、被保険者や要介護・要支援認定者数、第7期計画 期間のサービス供給実績をもとに、サービスごとの給付費・見込量を算出しま した。

居宅サービスの給付実績・推計

単位:千円

	実約	責値	実績 見込み		推言	十値	
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
居宅サービス合計	14, 089, 630	14, 582, 133	15, 204, 425	16, 420, 193	16, 838, 847	17, 195, 929	17, 461, 017
訪問介護	3, 114, 968	3, 240, 289	3, 372, 088	3, 589, 487	3, 682, 211	3, 769, 162	3, 643, 228
訪問入浴介護	206, 892	207, 728	211, 933	226, 465	232, 166	237, 123	234, 643
初间入冶기砖	2, 836	1, 243	255	334	334	334	334
訪問看護	748, 384	795, 679	864, 140	961, 618	988, 738	1, 014, 113	967, 180
初191年 喪	113, 584	130, 899	136, 333	147, 576	149, 623	151, 139	151, 588
訪問リハビリテー	98, 961	111, 977	125, 630	137, 406	139, 953	142, 363	142, 943
ション	19, 827	23, 112	26, 389	30, 370	30, 387	30, 859	30, 859
足ウሎ美笠理长道	526, 453	570, 224	596, 822	614, 941	627, 828	638, 972	639, 574
居宅療養管理指導	61, 919	69, 313	69, 667	73, 059	74, 095	74, 798	75, 081
通所介護	2, 791, 856	2, 856, 713	2, 933, 054	3, 080, 500	3, 188, 180	3, 304, 302	3, 282, 073
通所リハビリテー	464, 296	474, 677	504, 432	555, 944	560, 104	567, 170	570, 834
ション	109, 846	131, 296	152, 999	164, 406	170, 684	172, 019	172, 301
后世 了武火江入进	614, 746	610, 421	616, 404	655, 425	688, 388	699, 457	694, 248
短期入所生活介護	10, 394	8, 785	7, 528	9, 992	10, 563	10, 563	10, 563
后	77, 651	76, 014	73, 551	91, 148	94, 099	95, 907	95, 907
短期入所療養介護	2, 941	2, 672	1, 963	1, 765	1, 766	1, 766	1, 766
特定施設入居者生	2, 641, 805	2, 723, 131	2, 934, 963	3, 403, 801	3, 469, 369	3, 513, 210	3, 951, 032
活介護	147, 152	157, 737	148, 045	174, 644	177, 334	179, 222	199, 035
岩址田日代上	773, 828	794, 927	811, 569	838, 750	856, 712	872, 177	871, 932
福祉用具貸与	137, 201	150, 514	162, 005	169, 315	171, 582	173, 145	173, 791
杜克拉利田目町主	28, 702	26, 427	33, 673	34, 424	35, 400	36, 083	36, 083
特定福祉用具販売	12, 253	12, 239	10, 153	10, 153	10, 484	10, 484	10, 484
	52, 107	51, 221	50, 279	51, 937	54, 626	54, 626	54, 626
住宅改修	34, 831	31, 431	29, 935	31, 767	32, 550	32, 550	32, 550
居宅介護支援・	1, 164, 503	1, 180, 688	1, 183, 754	1, 210, 381	1, 234, 928	1, 256, 180	1, 259, 608
介護予防支援	131, 695	142, 779	146, 861	154, 585	156, 743	158, 205	158, 754

上段:介護給付 下段:予防給付

※四捨五入の関係で、サービス別の数値の合計が、合計と一致しない場合があります。

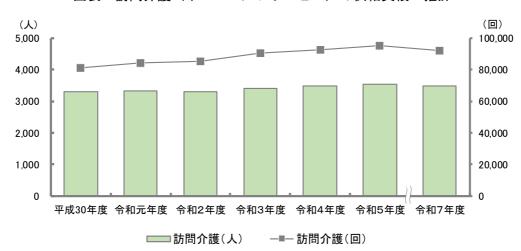
①訪問介護 (ホームヘルプサービス)

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せ つ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加傾向にあります。

1人あたりの利用回数が増加していることに加え、後期高齢者人口の増加に伴う在宅療養等の増加を踏まえ、需要の増加を見込みます。



図表 訪問介護 (ホームヘルプサービス) の供給実績・推計

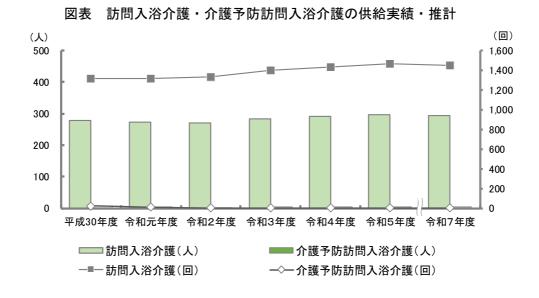
事業		実統	責値	実績 見込み	推計値			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
訪問介護 回/月		81, 422	84, 179	85, 479	90, 569	92, 853	95, 047	91, 934
前川川川 前支	人/月	3, 301	3, 324	3, 297	3, 401	3, 475	3, 546	3, 488

②訪問入浴介護·介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護師が移動入浴車で利用者の住居を訪問し、入浴の介助を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、利用実績はほぼ横ばいとなっています。令和3年度以降は、 要介護認定者数の増加を踏まえ、需要の増加を見込みます。



声 	事業		責値	実績 見込み	推計値				
事 兼		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
訪問入浴介護	回/月	1, 320	1, 312	1, 336	1, 398	1, 432	1, 463	1, 447	
初问八冶기砖	人/月	279	272	271	284	291	297	294	
介護予防	回/月	26	11	2	3	3	3	3	
訪問入浴介護	人/月	6	4	2	3	3	3	3	

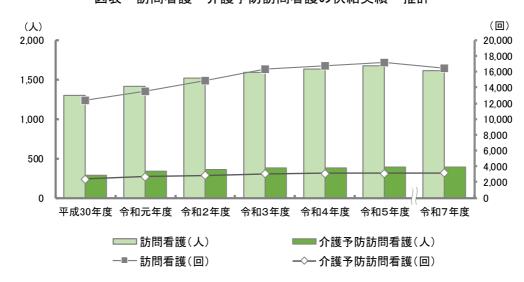
③訪問看護 · 介護予防訪問看護

看護師等が疾患等を抱えている利用者の住居を訪問して、療養上の支援や診療の補助を行います。

【実績と計画】

後期高齢者の増加や在宅療養の増加を受け、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降は、引き続き同様の傾向が続き、需要の増加も継続するもの と見込みます。



図表 訪問看護・介護予防訪問看護の供給実績・推計

事業		実統	責値	実績 見込み	推計値				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
訪問看護	回/月	12, 399	13, 538	14, 917	16, 311	16, 754	17, 173	16, 447	
前川川省設	人/月	1, 301	1, 417	1, 517	1, 595	1, 637	1, 676	1, 615	
介護予防 訪問看護	回/月	2, 365	2, 710	2, 879	3, 064	3, 105	3, 137	3, 146	
	人/月	285	341	362	380	385	389	390	

(4)訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

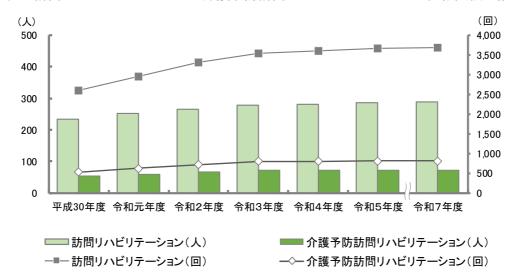
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者の住居を訪問し、心身機能の 維持や回復を図るためにリハビリテーションを行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降も、要介護(要支援)認定者数が増加していることを踏まえ、 需要の増加を見込みます。

図表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの供給実績・推計



事業		実統	責値	実績 見込み	推計值				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
訪問リハビリ	回/月	2, 607	2, 949	3, 318	3, 548	3, 612	3, 674	3, 689	
テーション	人/月	234	252	266	277	282	287	288	
訪問リハビリ	回/月	528	621	715	803	803	815	815	
	人/月	53	59	66	72	72	73	73	

⑤居宅療養管理指導·介護予防居宅療養管理指導

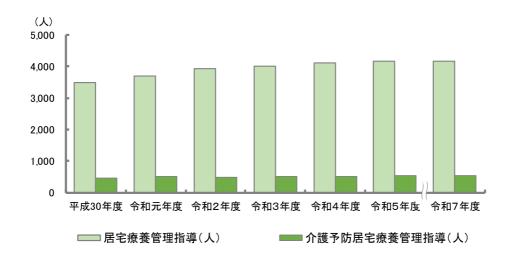
医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が利用者の住居を訪問し、療養上の 管理や指導を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降は、要介護(要支援)者数の増加がしていることを踏まえ、 需要の増加を見込みます。

図表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の供給実績・推計



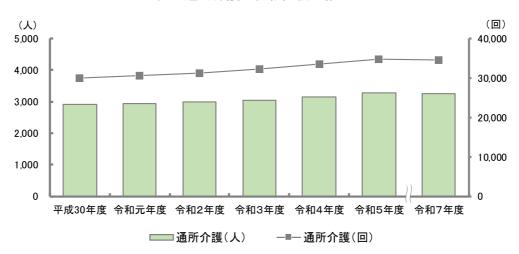
事業		実統	責値	実績 見込み	推計値				
尹未		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
居宅療養管理 指導	人/月	3, 493	3, 690	3, 924	4, 018	4, 100	4, 173	4, 177	
介護予防 居宅療養管理 指導	人/月	460	510	496	517	524	529	531	

⑥通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その 他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持ととも に、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は微増傾向が続いています。 令和3年度以降も同様の傾向が続くと考えられ、需要の微増を見込みます。



図表 通所介護の供給実績・推計

事業		実統	責値	実績 見込み	推計値			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
回/月		29, 998	30, 700	31, 208	32, 356	33, 498	34, 754	34, 526
通所介護	人/月	2, 901	2, 930	2, 995	3, 038	3, 147	3, 267	3, 247

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

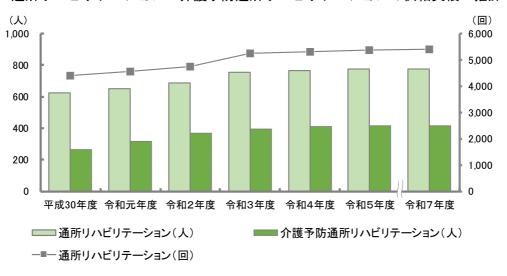
介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加し続けています。

今後も生活期におけるリハビリテーションの重要性は増すものと考えています。また、令和3年度中に新たに1事業所が開設予定であることから、需要の増加を見込みます。

図表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの供給実績・推計



事業		実約	責値	実績 見込み	推計值			
字 未 	事 兼		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
通所リハビリ	回/月	4, 404	4, 572	4, 761	5, 257	5, 303	5, 371	5, 408
テーション	人/月	622	650	685	755	763	773	778
介護予防通所 リハビリテー ション	人/月	264	315	371	396	411	414	415

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

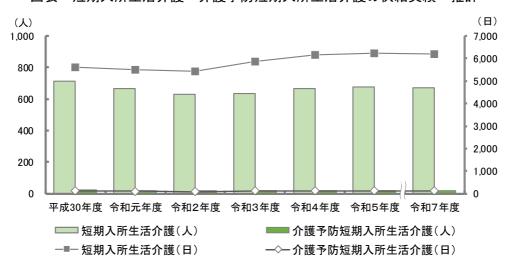
介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は微減しています。

新型コロナウイルスの影響による大幅な減少や、区立特別養護老人ホームの 建て替え事業の影響によるものと考えています。

しかし、潜在的な需要は継続しており、介護する家族の負担軽減や「介護離職ゼロ」を目指すためにも必要なサービスであることから、令和3年度以降は需要の増加を見込みます。



図表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の供給実績・推計

事業		実統	責値	実績 見込み	推計值				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
短期入所	日/月	5, 616	5, 516	5, 436	5, 861	6, 150	6, 248	6, 207	
生活介護	人/月	711	667	630	634	665	675	671	
介護予防短期 入所生活介護	日/月	131	107	86	115	121	121	121	
	人/月	23	20	18	20	21	21	21	

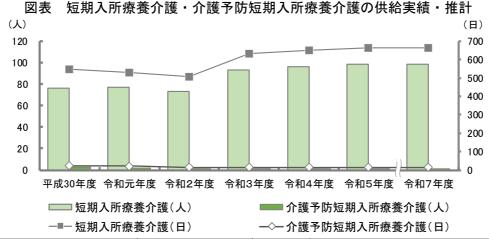
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は微減しています。新型コロナウイルスの影響によるものと考えています。

しかし、潜在的な需要は継続しており、介護する家族の負担軽減や「介護離職ゼロ」を目指すためにも必要なサービスであることから、令和3年度以降は需要の増加を見込みます。



事業		実約	責値	実績 見込み		推言	计值		
事業		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
短期入所療養介護	日/月	534	508	487	613	631	644	644	
(老健)	人/月	75	73	72	90	93	95	95	
短期入所療養介護	日/月	13	7	18	7	7	7	7	
(病院等)	人/月	1	1	1	1	1	1	1	
短期入所療養介護	日/月	0	16	0	13	13	13	13	
(介護医療院)	人/月	0	3	0	2	2	2	2	
介護予防短期	日/月	24	21	15	16	16	16	16	
入所療養介護 (老健)	人/月	3	2	1	1	1	1	1	
介護予防短期	日/月	0	0	0	0	0	0	0	
入所療養介護 (病院等)	人/月	0	0	0	0	0	0	0	
介護予防短期	日/月	0	0	0	0	0	0	0	
入所療養介護 (介護医療院)	人/月	0	0	0	0	0	0	0	

⑩特定施設入居者生活介護·介護予防特定施設入居者生活介護

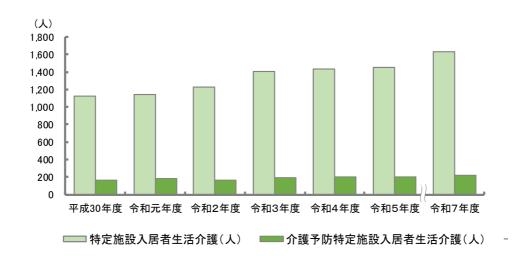
介護保険法に基づく指定を受けた有料者人ホームなどに入居している要介護(要支援)認定者について、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、多様な住まいの需要の増加に合わせ、サービス利用は増加 し続けています。

令和3年度以降も一定の増加を見込みます。

図表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の供給実績・推計



事業		実績	責値	実績 見込み	推計値			
字 未 		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
特定施設入居 者生活介護	人/月	1, 121	1, 147	1, 226	1, 410	1, 436	1, 454	1, 635
介護予防特定 施設入居者生 活介護	人/月	167	181	168	197	200	202	224

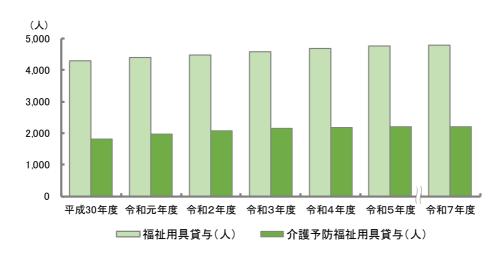
⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・歩行補助つえ等、日常生活の自立を助けるための福祉用 具を貸与します。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は増加し続けています。

令和3年度以降も、要介護(要支援)認定者数が増加していることや、高齢者の在宅生活を支える身近なサービスであることから、需要の増加を見込みます。



図表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の供給実績・推計

事業		実績	責値	実績 見込み	推計値				
尹未		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
福祉用具貸与	人/月	4, 288	4, 397	4, 486	4, 594	4, 687	4, 769	4, 779	
介護予防 福祉用具貸与	人/月	1, 822	1, 974	2, 066	2, 158	2, 187	2, 207	2, 215	

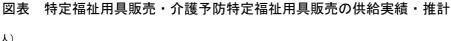
⑪特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

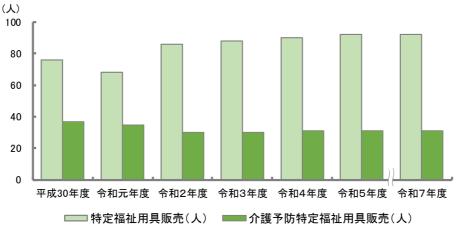
入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した場合に、その購入費の一部を 支給します。

【実績と計画】

令和元年度に、サービス利用は一時落ち込んだものの、全体として増加し続けています。

令和3年度以降も、要介護(要支援)認定者数が増加していることや、高齢者の在宅生活を支える身近なサービスであることから、需要の増加を見込みます。





事業		実統	責値	実績 見込み		推言	计值	
尹 未		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
特定福祉用具 販売	人/月	76	68	86	88	90	92	92
介護予防 特定福祉用具 販売	人/月	37	35	30	30	31	31	31

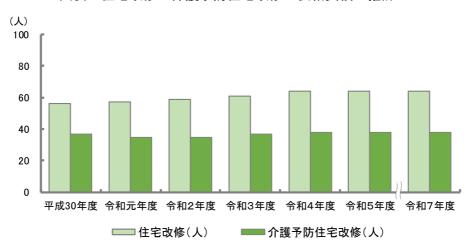
③住宅改修·介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした際、20万円を上限に改修 費用の一部を支給します。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用は微増傾向が続いています。

令和3年度以降も、要介護(要支援)認定者数が増加していることや、高齢者の在宅生活を支える身近なサービスであることから、需要の増加を見込みます。



図表 住宅改修・介護予防住宅改修の供給実績・推計

事業		実約	責値	実績 見込み		推訂	十値	
尹 未		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
住宅改修	人/月	56	57	59	61	64	64	64
介護予防 住宅改修	人/月	37	35	35	37	38	38	38

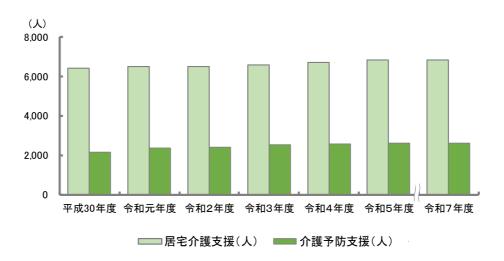
(4)居宅介護支援·介護予防支援

要介護(要支援)認定者の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、 要介護(要支援)認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、 介護支援専門員(ケアマネジャー)が、居宅サービス計画(ケアプラン)の作 成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連 絡調整、要介護(要支援)認定者が介護保険施設に入所を希望する場合におけ る施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、サービス利用はほぼ横ばいとなっています。

令和3年度以降も、要介護(要支援)認定者数が増加していることから、ほぼ同様の傾向が続くと考え、微増を見込みます。



図表 居宅介護支援・介護予防支援の供給実績・推計

市 柴		実統	責値	実績 見込み	推計値				
事業		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
居宅介護支援	人/月	6, 423	6, 504	6, 480	6, 574	6, 701	6, 814	6, 839	
介護予防支援	人/月	2, 168	2, 350	2, 426	2, 538	2, 572	2, 596	2, 605	

(3) 施設サービス

施設サービスについては、被保険者や要介護認定者数、第7期計画期間のサービス供給実績、区内施設の整備計画等をもとにサービスごとの給付費・見込量を算出します。

施設サービスの給付実績・推計

単位:千円

	実績値						₹績 込み	L	推計値											
			F成 年度		令和 年原			和 2 F度		令和 年原			令和 年度			和年度			令和 7 年度	
施	設サービス合計	7,	313,	696	7, 536	, 131	7, 7	58, 9	16	8, 046,	917	8,	521,	063	8, 7	726,	293	8, 98	39,	533
	介護老人福祉施設	4,	905,	029	5, 152	, 131	5, 3	78, 5	31	5, 453	, 852	5,	735,	850	5, 8	327,	158	5, 8	90,	958
	介護老人保健施設	2,	074,	873	2, 069	, 809	2, 0	78, 4	68	2, 286	, 882	2,	476,	186	2,	590,	108	2, 7	55,	054
	介護医療院		23,	700	71	, 490	1	11, 3	72	154	, 266		206,	265	:	206,	265	3	43,	521
	介護療養型医療 施設		310,	, 093	242	, 702	1	90, 5	45	151	, 917		102,	762		102,	762		/	

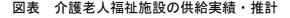
※四捨五入の関係で、サービス別の数値の合計が、合計と一致しない場合があります。

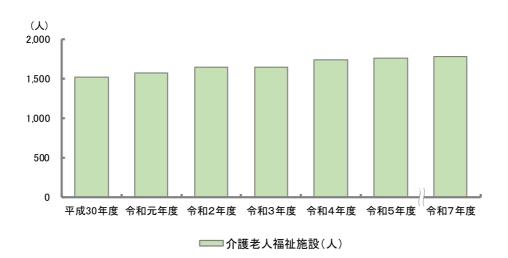
①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者 に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康 管理及び療養上の介護や支援を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に11施設1,148床、区外に7施設175床、合計1,323床が整備されています。令和3年度から4年度にかけて、区立施設の大規模改修を実施するため、一時的に入所定員が減少しますが、引き続き需要は高いことから、次期計画期間以降の施設の整備を検討します。





事業	実約	責値	実績 推計値 見込み					
尹 未		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護老人福祉 施設	人/月	1, 518	1, 576	1, 640	1, 650	1, 734	1, 760	1, 781

②介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

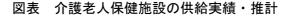
【実績と計画】

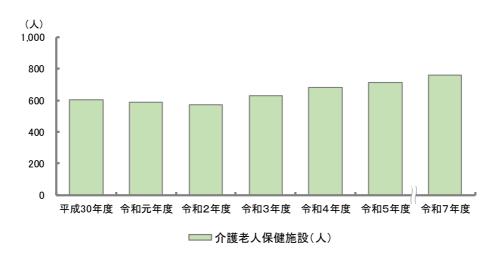
令和2年度末時点では、区内に5施設498床が整備されています。 令和3年度中に1施設100床を整備する予定です。

医療的な介護が必要な高齢者の需要は、引き続き増加傾向にあることから、需要の増加を見込みます。

【令和3年度開設予定施設】

• 志茂1丁目 100床





事業	実約	責値	実績 見込み	推計値				
尹 未		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護老人保健 施設	人/月	601	587	574	632	684	713	758

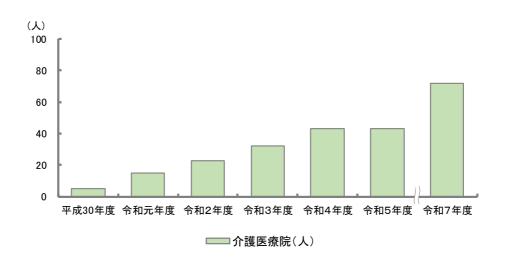
③介護医療院

平成30年4月1日に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」により新たに創設された施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を一体的に提供します。介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として位置づけられています。

【実績と計画】

平成30年度に新たに位置付けられましたが、区内で介護療養型医療施設を 開設している事業所と転換・整備について協議を重ねてまいりました。

令和3年度中に介護医療院への転換予定との計画があることから、、令和3年度以降について、区外施設の利用に加えて見込みます。



図表 介護医療院の供給実績・推計

	実績	責値	実績 見込み		推計	十値		
尹未	事業		令和	令和	令和	令和	令和	令和
		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
介護医療院	人/月	5	15	23	32	43	43	72

4)介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方を対象とする施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医学的な管理のもとで介護や医療、看護等を受けることができます。

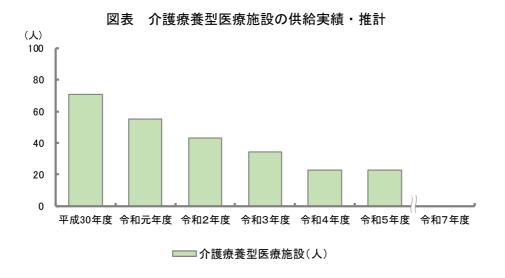
なお、介護療養型医療施設は、令和6年度までに、介護医療院を含む他の施設への転換が決まっています。令和7年度については、すべて介護医療院へ転換するものと想定しています。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に1施設20床が整備されています。

平成30年度以降、区外施設において、介護医療院や介護者人保健施設等への 転換が促進されたことにより、サービス利用実績が減少しています。

区内施設も令和3年度中に、介護医療院への転換が予定されていることから、 令和3年度以降も減少を見込みます。



実績 実績値 推計值 見込み 事 業 平成 令和 令和 令和 令和 令和 令和 30 年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 7年度 介護療養型 人/月 71 55 43 34 23 23 医療施設

(4) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、被保険者数や要介護・要支援認定者数、第 7期計画期間のサービス供給実績、区内施設の整備計画、区外施設の利用見込み等をもとにサービスごとの給付費・見込量を算出します。

また、地理的配置バランス等も踏まえ、適切に整備を進めてまいります。

地域密着型サービス給付実績・推計

単位:千円

	実統	責値	実績 見込み		推言	十値	
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型サービス 合計	2, 355, 881	2, 405, 843	2, 430, 895	2, 599, 916	2, 710, 275	2, 814, 393	2, 807, 353
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	51, 053	60, 017	56, 481	103, 103	137, 264	137, 264	137, 264
夜間対応型訪問介護	16, 249	9, 136	7, 523	7, 954	7, 959	8, 437	8, 437
認知症対応型	460, 604	433, 525	404, 181	442, 988	443, 234	449, 593	443, 407
通所介護	235	558	894	1, 768	1, 769	1, 769	1, 769
地域密着型通所介護	703, 278	730, 669	762, 915	816, 750	845, 606	877, 715	873, 115
小規模多機能型	138, 223	152, 192	158, 955	159, 684	194, 533	258, 119	258, 119
居宅介護	5, 393	6, 665	2, 776	2, 416	3, 021	4, 607	4, 607
看護小規模多機能型 居宅介護	49, 664	47, 412	49, 518	52, 120	54, 108	54, 108	54, 108
認知症対応型	852, 416	887, 752	906, 538	929, 133	938, 735	938, 735	938, 735
共同生活介護	4, 073	989	0	2, 388	2, 389	2, 389	2, 389
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護		76, 928	81, 114	81, 612	81, 657	81, 657	85, 403
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

上段:介護給付 下段:予防給付

※四捨五入の関係で、サービス別の数値の合計が、合計と一致しない場合があります。

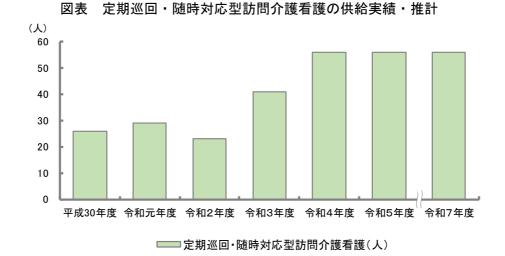
①定期巡回·随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

【実績と計画】

第7期計画期間に、滝野川地区に1か所、公募を行いましたが、依然として 未整備となっています。さらに、令和元年度中に、赤羽地区の事業所が廃止と なったことから、令和2年度に公募を実施し、令和3年度中の整備が予定され ています。

アンケート調査や地域分析の結果から、在宅療養や医療的ケアの必要な利用者が引き続き増加するものと考えられることから、第8期計画期間においても、引き続き滝野川地区に整備を行います。



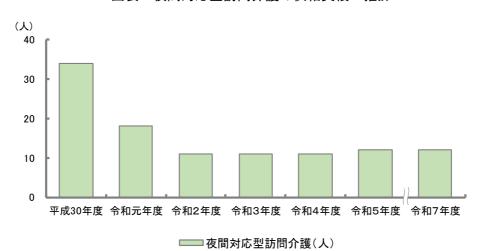
実績 実績値 推計值 見込み 事 業 平成 令和 令和 令和 令和 令和 令和 30 年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 7年度 定期巡回·随 時対応型訪問 人/月 26 29 23 41 56 56 56 介護看護

②夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回と緊急時に対応する随時訪問を行い、排せつや体位変換等の 援助を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に1事業所が整備されています。今後も、サービスの需要把握に努めながら、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。



図表 夜間対応型訪問介護の供給実績・推計

事業		実統	責値	実績 見込み	推計値				
字 未 		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度				令和 7 年度	
夜間対応型訪 問介護 人/月		34	18	11	11	11	12	12	

③認知症対応型通所介護·介護予防認知症対応型通所介護

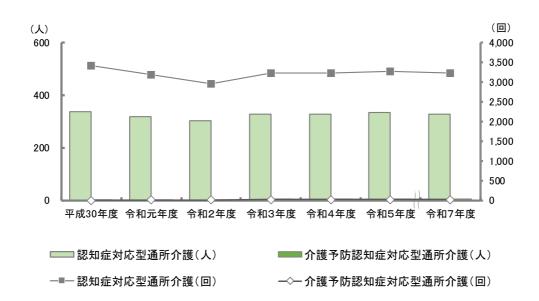
認知症の高齢者を対象とした通所介護施設で、食事・入浴等の日常生活上の 支援や機能訓練を日帰りで行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に16事業所(うち共用型2か所)が整備されています。

認知症高齢者は今後も増加が見込まれており、令和3年度以降は既存の事業 所をベースに適切な需要を見込みます。

図表 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の供給実績・推計



車 **	事業		実績値		推計値			
尹未		平成 30 年度	令和 元年度					令和 7 年度
認知症対応型	回/月	3, 423	3, 186	2, 964	3, 225	3, 225	3, 272	3, 232
通所介護	人/月	337	318	302	328	328	333	329
介護予防	回/月	2	6	9	18	18	18	18
認知症対応型 通所介護	人/月	1	1	2	4	4	4	4

4)地域密着型通所介護

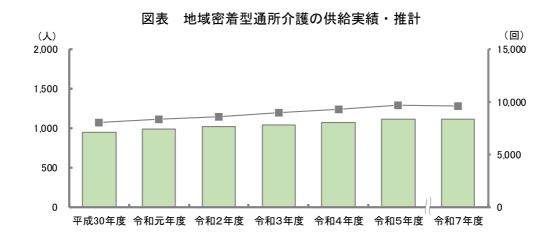
定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護高齢者に対して、食事、入 浴等の日常生活上の支援や、心身の機能の維持向上のための支援を、行います。

【実績と計画】

平成30年度以降、微増傾向が続いています。

地域密着型通所介護は、小規模であることを活かし、身体機能向上や、生活動作の向上など特徴のあるサービス提供を行っています。今後も、利用者の生活ニーズの多様化に合わせ、多様なサービス提供体制が必要であると考えています。

地域特性に合わせた整備を推進するため、新規開設に合わせて学識経験者等と協議を行い審査を行うこととします。



■■地域密着型通所介護(人) -■一地域密着型通所介護(回)

実績 推計值 実績値 見込み 平成 令和 令和 令和 令和 令和 令和 30 年度 元年度 2年度 3年度 4 年度 5年度 7年度 回/月 8,045 8, 311 8,564 8,983 9, 315 9,669 9,616 地域密着型 通所介護 人/月 948 990 1,023 1,037 1, 076 1, 117 1, 111

⑤小規模多機能型居宅介護·介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護 サービスを提供します。

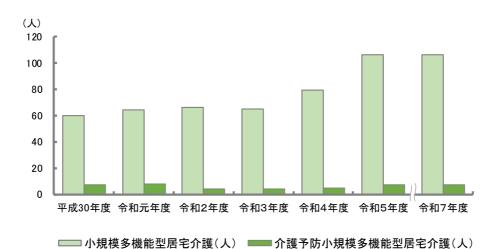
【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に3事業所が整備されています。小規模多機能型居宅介護は、地域共生社会の実現へ向けて、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援していく体制の中核として期待されています。

第7期計画期間中に、区西部を中心とした4か所の公募を行いましたが、整備に至りませんでした。

第8期計画期間中に、区独自報酬の設定を行い、開設当初の安定運営を支援するとともに、地域ニーズの把握・分析を進め、改めて公募を行います。また、サテライト型事業所の整備も併せて実施してまいります。

図表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の供給実績・推計



事業		実績値		実績 見込み	推計値			
事 未 		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
小規模多機能 型居宅介護	人/月	60	64	66	65	79	106	106
介護予防 小規模多機能 人/月 型居宅介護		7	8	4	4	5	7	7

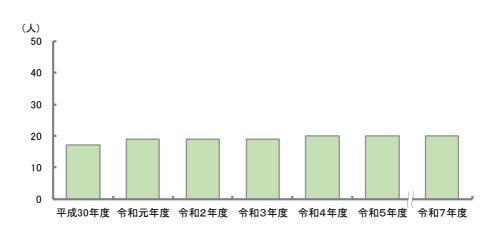
⑥看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスが看護小規模多機能型居宅介護です。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に1事業所が整備されています。

今後、医療的な介護が必要な方も、在宅療養の需要が高まることが予想され、 地域共生社会の実現へ向け、小規模多機能型居宅介護とともに、その役割を期 待されています。今後は、サテライト型事業所や小規模多機能型居宅介護との 併設型事業所などを含め、整備を検討します。



図表 看護小規模多機能型居宅介護の供給実績・推計

■ 看護小規模多機能型居宅介護(人)

事業		実績値		実績 見込み	推計値				
丁 未		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 令和 令和 4年度 5年度 7年月			
看護小規模多 機能型居宅介 護	人/月	17	19	19	19	20	20	20	

※令和2年度の実績値は見込値です。

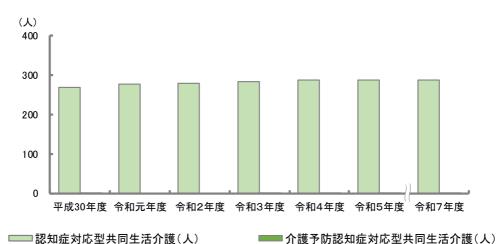
⑦認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、食事・入浴等の日常生活 上の支援や機能訓練を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に16施設(定員288人)が整備されています。 在宅サービスの多様化・充実化等により、利用率が伸び悩んでいることから、 令和3年度以降は、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。

図表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の供給実績・推計



事業		実績値		実績 見込み	推計値			
尹 未		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
認知症対応型 共同生活介護	人/月	269	276	279	284	287	287	287
介護予防 認知症対応型 人/月 共同生活介護		1	0	0	1	1	1	1

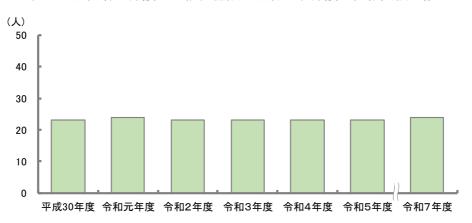
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、食事・入浴等の日常生活 上の支援や機能訓練、健康管理を行います。

【実績と計画】

令和2年度末時点では、区内に1施設が整備されています。第8期計画中の 整備は行わず、既存の事業所をベースに適切な需要を見込みます。

図表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の供給実績・推計



■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)

事業		実績値		実績 見込み	推計値				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	·	23	24	23	23	23	23	24	

⑨地域密着型特定施設入居者生活介護(小規模介護専用型有料老人ホーム)

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームで、食事・入浴等の日常生活上・療養上の支援、機能訓練を行います。

【実績と計画】

現在、区内に施設はありません。新規事業者の参入が見込めないため、第8期計画期間中の整備は行いません。

図表 地域密着型特定施設入居者生活介護の供給実績・推計

事業	実	績値	実績 見込み	推計値			
事業	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型特 定施設入居者 人/ 生活介護	月 0	0	0	0	0	0	0

(5) 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が地域において自立した生活を継続できるように区が実施する事業です。介護予防の推進や要支援者の多様な生活支援ニーズに対するサービス提供を図る「介護予防・日常生活支援総合事業」、高齢者あんしんセンターの運営に関わる「包括的支援事業」、区が独自に行う「任意事業」があります。

介護予防・日常生活支援総合事業(要支援1~2、それ以外の方)

- ●介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- ●一般介護予防事業

包括的支援事業

- ●高齢者あんしんセンターの運営 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、 ケアマネジメント支援、地域ケア会議の開催
- ●在宅医療·介護連携推進事業
- ●生活支援体制整備事業 コーディネーターの配置、協議体の設置 等
- ●認知症総合支援事業 認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

任意事業

- ●介護給付費適正化事業 ●その他の事業
- ●家族介護支援事業

地域支援事業費用額

単位: 千円

		実績	責値	実績 見込み	推計値				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
地	域支援事業費用額	1, 857, 914	1, 876, 480	1, 832, 885	2, 067, 424	2, 144, 759	2, 189, 323	2, 246, 929	
	介護予防・日常生活 支援総合事業	1, 152, 848	1, 159, 978	1, 105, 019	1, 327, 627	1, 386, 222	1, 417, 261	1, 442, 365	
	包括的支援事業 • 任意事業	705, 066	716, 502	727, 866	739, 797	758, 537	772, 062	804, 564	

①介護予防・日常生活支援総合事業

被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、北区は平成28年3月より、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、 地域全体で介護予防を支援する取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と、「一般介護予防事業」があります。

介護予防 • 日常生活支援総合事業費用額

単位:千円

	実約	責値	実績 見込み		推言	十値	
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防・日常生活 支援総合事業費用額	1, 152, 848	1, 159, 978	1, 105, 019	1, 327, 627	1, 386, 222	1, 417, 261	1, 442, 365
訪問型サービス (第1号訪問事業)	404, 880	414, 438	420, 267	445, 597	457, 666	471, 811	473, 381
通所型サービス (第1号通所事業)	505, 967	512, 996	465, 089	560, 589	582, 196	608, 140	620, 136
介護予防ケアマネジ メント(第1号介護 予防支援事業)	126, 005	117, 621	108, 065	118, 437	123, 987	125, 120	125, 539
審査支払手数料	3, 022	3, 024	3, 300	4, 715	4, 708	4, 751	4, 767
高額介護予防サービ ス費相当事業等	2, 683	3, 420	4, 743	4, 340	4, 340	4, 340	4, 340
一般介護予防事業	110, 084	108, 479	103, 555	193, 949	213, 325	203, 099	214, 202

1) 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービスとして、「予防訪問サービス」と「いきいき生活援助サービス」を、通所型サービスとして、「予防通所サービス」を、さらに「元気アップマシントレーニング教室(短期集中予防サービス」を実施しています。

要支援1・2と認定された方や笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)により生活機能の低下がみられた方が利用できます。

ア 訪問型サービス (第1号訪問事業)

日常生活の自立を目指し、訪問介護員(ホームヘルパー)などが、掃除、 洗濯などの日常生活上の支援を行います。

北区独自訪問型サービスは、国基準型を踏襲した「予防訪問サービス」 と区の研修を受けた「生活援助員」が掃除や洗濯などの家事援助を行う「い きいき生活援助サービス」の2種類があり、多様な担い手の一つとして、 生活援助員の養成を推進します。

令和3~4年度に、データ分析・検討を進め、令和5年度に北区独自の短期集中予防サービスのモデル事業を実施します。

単位:延べ利用者数(人)

	実約	責値	実績 見込み		推訂	十値	
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
 問型サービス 第1号訪問事業)	24, 979	24, 655	23, 532	26, 528	26, 889	27, 133	27, 224
予防訪問サービス	22, 827	23, 054	22, 068	24, 761	25, 097	25, 325	25, 410
いきいき生活援助 サービス	2, 152	1, 601	1, 464	1, 767	1, 792	1, 808	1, 814

イ 通所型サービス (第1号通所事業)

自立した日常生活を支援し、重度化の予防や地域の通いの場などへ通えるように、生活機能の維持・向上を図ります。

北区独自通所型サービスは、国基準型を踏襲した「予防通所サービス」と「生活機能向上通所サービス」の2種類ですが、令和3年度に「生活機能向上通所サービス」を「予防通所サービス」と統合したうえで、令和3~4年度に、データ分析・検討を進め、令和5年度に北区独自の短期集中予防サービスのモデル事業を実施します。

単位:延べ利用者数(人)

	実績	責値	実績 見込み	推計値				
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
所型サービス 第1号通所事業)	24, 900	24, 830	21, 780	27, 477	27, 281	27, 529	27, 622	
予防通所サービス	22, 961	24, 180	21, 588	27, 477	27, 281	27, 529	27, 622	
生活機能向上通所 サービス	1, 939	650	192			と統合する <i>†</i> fサービスに		

ウ 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

要支援または事業対象者の方が、一人ひとりの心身状態や生活環境に合わせた介護予防サービスを利用できるように、高齢者あんしんセンターが相談を受けながら介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。

単位:延べ利用者数(人)

	実績	実績値			推言	†値	
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
延べ利用者数(人)	25, 062	23, 444	21, 534	23, 140	23, 460	23, 674	23, 753

2) 一般介護予防事業

介護予防の普及啓発及び地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うために、65歳以上のすべての方を対象とした講座や教室、講演会などを開催します。

地域支援事業項目※	北区の事業
介護予防把握事業	笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)
介護予防普及啓発事業	介護予防で元気はつらつサロン 介護予防講演会 笑顔で長生きガイドブック 等
地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダー養成講座 おたっしゃ教室 自主グループ活動支援 高齢者いきいきサポーター制度 介護予防拠点施設ぷらっとほーむの運営 いきがい活動センターきらりあ北の運営 等
一般介護予防事業評価事業	介護予防事業評価
地域リハビリテーション活動支援 事業	リハビリテーション専門職による自主グループ等への支援 高齢者あんしんセンターとの連携 等

※ 厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目



長寿支援課の事業全般(主に 介護予防・日常生活支援総合 事業、認知症施策、元気高齢 者施策)について、わかりや すく掲載しています。

長寿支援課窓口のほか、高齢者あんしんセンターやぷらっとほーむなどで配布しています。

②包括的支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる支援を行っていきます。

地域支援事業項目※	北区の事業
地域包括支援センターの運営	高齢者あんしんセンターの運営
	医療社会資源調査の実施
	在宅療養推進会議の開催
	ICTを活用した情報共有・多職種連携の支援
在宅医療•介護連携推進事業	在宅療養相談窓口事業
	高齢者あんしんセンターサポート医の配置
	多職種連携研修会・顔の見える連携会議の開催支援
	在宅療養普及啓発推進事業
大泛去控体制数准束 类	生活支援体制整備事業
生活支援体制整備事業 	就労的活動支援事業
	認知症初期集中支援チームの配置
	認知症高齢者訪問相談事業
	認知症地域支援推進員の配置
認知症総合支援事業	認知症ケア向上多職種協働研修の実施
	認知症カフェの開催
	認知症ピアサポート活動支援
	チームオレンジの整備
地域ケア会議推進事業	北区地域ケア会議の開催
地域ファム球性性争素	介護予防のための地域ケア個別会議の開催

[※] 厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

③任意事業

地域の実情に応じて、区独自の発想や創意工夫で実施する事業です。

地域支援事業項目※	北区の事業
介護給付等費用適正化事業	介護給付費適正化事業
家族介護支援事業	家族介護者リフレッシュ事業
	区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立費用の助成
	成年後見人報酬助成
その他の事業	認知症サポーター養成講座・認知症サポート店
C 02/13/07 4-2/	地域見守り・支え合い活動促進補助事業
	(町会・自治会への助成)
	シルバーピア生活援助員(LSA)派遣業務

[※] 厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

2 介護保険料について

(1) 介護保険財源の負担割合

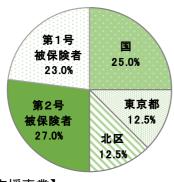
介護保険サービスを利用した場合、利用者は前年の所得に応じて割合が決定され、一定以上の所得のある第1号被保険者(65歳以上の方)は費用の2割または3割、それ以外の方は1割を負担します。残りの費用は介護保険財源によってまかなわれており、被保険者から徴収した保険料(第1号被保険者の保険料と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料)と公費(国・東京都・北区)からなりたっています。

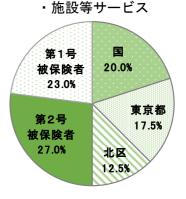
第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料の負担割合は、全国の年齢人口比率により定められます。第7期計画期間は、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%でしたが、第8期も引き続き同率となる予定です。

図 介護保険財源の負担割合

【介護サービス費】

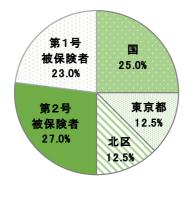
居宅サービス



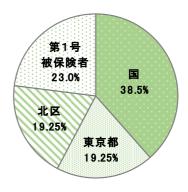


【地域支援事業】

・介護予防・日常生活支援総合事業



• 包括的支援事業、任意事業



※ 居宅サービス、施設等サービス等の国負担分のうち、5%相当は調整交付金です。この交付金は、区市町村間の高齢者の所得分布等に応じて、交付割合を調整するものです。 介護予防・日常生活支援総合事業についても、国の負担分には調整交付金が含まれます。

(2) 介護保険料の算定方法

第1号被保険者の保険料は、区市町村ごとの介護サービスの提供状況に応じて決められます。第8期計画期間の保険料は、以下の手順で算定します。

■ 保険料算定式

保険料基準額(年額)

= 3年間の保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 補正した3年間の第1号被保険者数

◇ 介護保険料の算定方法(第1号被保険者の保険料)

1 第1号被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計

将来人口推計や過去の要介護・要支援認定状況、介護予防事業の効果を勘案 し、第1号被保険者数と要介護・要支援認定者数を推計します。

2 サービス供給見込量の算定

要介護・要支援認定者数の推計や過去のサービス供給実績、第8期計画期間の施設整備計画等をもとに、令和3年度~5度のサービス供給見込量を算定します。

3 保険料収納必要額の算定

サービス供給見込量に基づいて算定した標準給付費見込額と地域支援事業費 見込額を合計し、その23%に相当する額が第1号被保険者負担分相当額と なります。この額に調整交付金や介護保険給付費準備基金の活用額等を勘案 して保険料収納必要額を算定します。

4 第1号保険料基準額(年額)の算定

保険料収納必要額に予定保険料収納率(96%を想定)を勘案して額を補正した第1号被保険者数で割った数が保険料基準額(年額)になります。

第8期計画期間の介護保険料の設定

保険料基準額(年額)に保険料率を乗じたものが、実際の保険料(100円未満四捨五入)となります。保険料率は所得段階により 16 段階とします。

調整交付金

調整交付金は、介護保険財源で国の負担割合のうち5%程度に相当します。この交付金は、区市町村間の高齢者の所得分布等に応じて交付割合が調整され、交付率割合が5%を上回った場合には、上回った額を第1号被保険者負担分相当額から差し引き、下回った場合には、下回った額を第1号被保険者負担分相当額に加えることになるものです。

介護保険給付費準備基金

介護保険事業計画期間の財政収支を調整するために基金を設置し、保険料の剰余金について積み立てを行っているものです。その一部を取り崩し、保険料に充てることによって、保険料を軽減することができます。

補正した第1号被保険者数

保険料が所得段階に応じて設定されていることを踏まえて、第1号被保険者の数を保険料の負担能力に応じて補正した数です。

(3) 第8期計画期間の介護保険料設定

①介護保険料基準額の設定

第8期計画期間の標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計は943 億円となり、介護保険給付費準備基金を活用せずに算定される介護保険料基準 年額は80,018円(月額:6,668円)となります。

介護保険給付費準備基金については、令和2年度末の基金残高を27億円と見込んでいます。予測を超えた給付費の増大に備えて、10億円を積み残し、17億円を取り崩すことにより、介護保険料の軽減に活用します。

基金を充当した後の最終的な保険料基準年額は、73,370円(月額:6,114円)となります。

第8期計画期間の第1号被保険者の介護保険料基準額 年額:73,370円(月額:6,114円)

表 第8期計画期間の介護保険料の算定

単位:千円

	区分	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度		合計
総引	費用額	30, 496, 989	31, 550, 437	32, 277, 991	(a)	94, 325, 417
	標準給付費見込額	28, 429, 565	29, 405, 678	30, 088, 668		87, 923, 911
	地域支援事業費見込額	2, 067, 424	2, 144, 759	2, 189, 323		6, 401, 506
第	1 号被保険者負担割合		2	23% (b)		
第	1号被保険者負担分相当額	7, 014, 307	7, 256, 601	7, 423, 938	(A)	21, 694, 846
調整	整交付金相当額	1, 487, 860	1, 539, 595	1, 575, 296	(c)	4, 602, 751
調整	整交付金見込割合	6. 30%	6. 39%	6. 38%		
	後期高齢者補正係数	0. 9530	0. 9490	0. 9492		
	所得段階別補正係数	0. 9901	0. 9901	0. 9901		
調整	整交付金見込額	1, 874, 703	1, 967, 602	2, 010, 078	(d)	5, 852, 383
介語	美保険給付費準備基金取崩額				(e)	1, 700, 000
保隆					(B)	18, 745, 214
予5	定保険料収納率				(f)	96%
補工	Eした第1号被保険者数	89, 575	88, 720	87, 859	(g)	266, 153
	今			年額	(C)	73, 370
 木 	食料基準額					

了足体映料拟剂率				(1)	90%
補正した第1号被保険者数	89, 575	88, 720	87, 859	(g)	266, 153
保険料基準額			年額	(C)	73, 370
体限科基华创			月額		6, 114
				•	

第1号被保険者負担分相当額	(A)	21, 694, 846 千円
---------------	-----	-----------------

94, 325, 417 千円 総費用額(a)

× 第1号被保険者負担割合(b) 23%

保険料収納必要額(B)

18,745,214 千円 第1号被保険者負担分相当額(A) 21, 694, 846 千円

+ 調整交付金相当額(c) 4,602,751 千円

- 調整交付金見込額(d) 5, 852, 383 千円

一 介護保険給付費準備基金取崩額 (e) 1,700,000 千円

保険料基準額(年額)(C)

73, 370 円

= 保険料収納必要額(B) 18, 745, 214 千円 96%

÷ 予定保険料収納率(f)

÷ 補正した第1号被保険者数(g) 266, 153 人

②保険料所得段階・保険料率の設定

保険料基準年額(73,370円)に、所得段階に応じた保険料率を乗じたものが実際の保険料(100円未満四捨五入)となります。

【第1号被保険者の所得段階別保険料額】

第8期			第7	7期
所得段階 保険料率	対象となる方	保険料年額	所得段階 保険料率	保険料年額
第 1 段階 【軽減前】 ×0.5 【軽減後】 ×0.30	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税 年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円 以下の方	【軽減前】 36,700円 【軽減後】 22,011円	第1段階 【軽減前】 ×0.5 【軽減後】 ×0.30	【軽減前】 36,700円 【軽減後】 22,014円
第2段階 【軽減前】 ×0.66 【軽減後】 ×0.41	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年 金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円以 下の方	【軽減前】 48,400円 【軽減後】 30,081円	第2段階 【軽減前】 ×0.66 【軽減後】 ×0.41	【軽減前】 48,400円 【軽減後】 30,086円
第3段階 【軽減前】 ×0.72 【軽減後】 ×0.67	世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び 第2段階以外の方	【軽減前】 52,800円 【軽減後】 49,157円	第3段階 【軽減前】 ×0.72 【軽減後】 ×0.67	【軽減前】 52,800円 【軽減後】 49,165円
第4段階 ×0.86	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人が住民税非課税で、本人の前年の課税 年金収入額と合計所得金額が 80 万円以下 の方	63, 100 円	第4段階 ×0.86	63, 100 円
第5段階 ×1.0	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人が住民税非課税で、第4段階以外の方	73, 400 円	第5段階 ×1.0	73, 400 円
第6段階 ×1.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が 125 万円以下の方	88,000円	第6段階 ×1.2	88, 100円
第7段階 ×1.35	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が 125 万円を超えて 200 万円未満の方	99, 000 円	第7段階 ×1.35	99, 100 円
第8段階 ×1.6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が 200 万円以上 300 万円未満の方	117, 400 円	第8段階 ×1.6	117, 400 円
第9段階 ×1.7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が 300 万円以上 500 万円未満の方	124, 700 円	第9段階 ×1.7	124, 700 円
第 10 段階 ×2.0	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が 500 万円以上 800 万円未満の方	146, 700 円	第 10 段階 ×2.0	146, 800 円
第 11 段階 × 2. 2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が 800 万円以上 1,100 万円未満の方	161, 400 円	第 11 段階 ×2.2	161, 400 円

	第8期			7期
所得段階 保険料率	対象となる方	保険料年額	所得段階 保険料率	保険料年額
第 12 段階 × 2. 5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,100 万円以上 1,500 万円未満の方	183, 400 円	第 12 段階 × 2. 5	183, 500 円
第 13 段階 × 2. 8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満の方	205, 400 円	第 13 段階 × 2. 8	205, 500 円
第 14 段階 ×3.1	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 2,000 万円以上 2,500 万円未満の方	227, 400 円	第 14 段階 ×3.1	227, 500 円
第 15 段階 ×3.3	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 2,500万円以上 3,000万円未満の方	242, 100 円	第 15 段階 ×3.3	242, 200 円
第 16 段階 ×3.5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が 3,000 万円以上の方	256, 800 円	第 16 段階 ×3.5	256, 800 円

③公費投入による介護保険料

公費を投入し、所得段階の第1段階~第3段階に該当する方の保険料率を軽減し、保険料年額を軽減する予定です。

所得段階		軽減前	軽減後
第1段階	保険料率	0. 5	0. 30
第「段陷	保険料(年額)	36, 700 円	22, 011 円
第2段階	保険料率	0. 66	0. 41
第4 段陷	保険料(年額)	48, 400 円	30, 081 円
なっ 500比	保険料率	0. 72	0. 67
第3段階	保険料(年額)	52, 800 円	49, 157 円

表 所得段階別の被保険者見込み数

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	構成比
第1段階	19,922	19,732	19,539	59,193	22.7%
第2段階	7,283	7,213	7,143	21,639	8.3%
第3段階	7,340	7,270	7,199	21,809	8.3%
第4段階	9,123	9,035	8,947	27,105	10.4%
第5段階	7,938	7,862	7,785	23,585	9.0%
第6段階	12,267	12,150	12,031	36,448	14.0%
第7段階	10,232	10,134	10,036	30,402	11.6%
第8段階	6,167	6,108	6,049	18,324	7.0%
第9段階	4,184	4,144	4,103	12,431	4.8%
第 10 段階	1,588	1,572	1,557	4,717	1.8%
第 11 段階	637	631	625	1,893	0.7%
第 12 段階	410	406	402	1,218	0.5%
第 13 段階	286	283	281	850	0.3%
第 14 段階	161	160	158	479	0.2%
第 15 段階	106	105	104	315	0.1%
第 16 段階	278	276	274	828	0.3%
合計	87,922	87,081	86,233	261,236	100.0%

(4) 令和7年度(2025年度)及び令和22年度(2040年度)の介護保険料

令和7年度の保険料基準額を第8期の計画期間の介護保険料と同様の方法を用いて算定すると、保険料基準年額は87,576円となり、第8期計画よりも14,206円上昇することとなります。

さらに、令和22年度の保険料基準年額は114,984円となり、第8期よりも41,614円上昇することとなると考えられます。

これは、後期高齢者数や要介護(要支援)認定者数の増加等に伴い、標準給付費見込額が上昇するものと見込まれている一方で、高齢者人口はゆるやかに減少することから、一人あたりの保険料が増加するためと考えています。

なお、各年度推計値は以下の条件で算定しています。

- ・令和7年度及び令和22年度の標準給付見込額は、要介護・要支援認定者 数の推計、第7期計画期間の給付実績等をもとに算定しています。
- 介護報酬改定及び介護保険給付費準備基金の取崩額については見込んでいません。
- ・第1号被保険者負担割合は23%としています。

3 介護保険制度の円滑な運営に向けて

介護保険制度を円滑に運営していくために、低所得者への配慮や給付の適正化、事業運営の適正化・安定化のための支援及び普及啓発、福祉人材の確保と育成等の方策を実施していきます。

(1) 低所得者への配慮

1)介護保険料減額制度

保険料負担が低所得者に対して過度の負担とならないように、条件に該当する方に保険料の減額を行います。

表 介護保険料減額制度

減額の条件	減額の対象と内容
① 世帯の実月収額が生活保護基準の115/ 100以下② 世帯全員が資産(居住用以外の土地また は家屋、300万円以上の預貯金)を所有し	第1段階の方(老齢福祉年金受給者のみ) 第1段階保険料(軽減後)の半額相当額に減額 します。
でいない ③ 住民税課税者の被扶養者となっていない ④ 保険料を滞納していない	第2・第3段階の方 第1段階保険料(軽減後)相当額に減額します。

②食費と居住費 (滞在費) の減額制度

介護保険施設(介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)または、ショートステイ((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護)を利用する場合に、所得区分に応じた負担軽減を行います。

表 食費と居住費(滞在費)の減額制度 【入所】

		居住費				
区分	食費	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的 多床室	
第1段階	300円	490円 (320円)	O円	820円	490円	
第2段階	390円	490円 (420円)	370円	820円	490円	
第3段階①	650円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	
第3段階②	1,360円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	
基準額 (国が示した標 準的な金額)	1,445円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	

^{※()}の金額は、介護老人福祉施設(地域密着型も含む)に入所した場合の額です。

【短期利用】

		滞在費			
区分	食費	従来型個室	多床室	ユニット型個 室	ユニット型個 室的多床室
第1段階	300円	490円 (320円)	O円	820円	490円
第2段階	600円	490円 (420円)	370円	820円	490円
第3段階①	1,000円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
第3段階②	1,300円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
基準額 (国が示した標 準的な金額)	1,445円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円

^{※()}の金額は、介護老人福祉施設(地域密着型も含む)の(介護予防)短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[※]各段階は、世帯の住民税課税状況や収入・所得金額、資産の要件によります。

[※]各段階は、世帯の住民税課税状況や収入・所得金額、資産の要件によります。

③生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

国の特別対策「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業」とその対象事業を拡大した東京都の生計困難者負担軽減事業の仕組みを活用して、利用者負担額の軽減を行います。

表 生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

<u> </u>	0 1 37 10 A 24 1	
対象となる サービス (予防含む)	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤短期入所療養介護 ⑥訪問看護 ⑦訪問リハビリテーション ⑧通所リハビリテーション	 ⑨定期巡回・随時対応型訪問介護 ⑪夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫認知症対応型通所介護 ⑬小規模多機能型居宅介護 ⑭介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ⑮地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑯看護小規模多機能型居宅介護 ⑰第一号訪問事業のうち旧介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち旧介護予防通所介護に相当する事業
軽減の対象者	住民税世帯非課税であって、年間収入が 150 万円以下等、特に生計が困難であると北区長が認めた方が対象となります。	
軽減の対象となる 利用者負担額	軽減の対象となるのは、以下の費用です。 ①介護費負担 ②食費負担 ③居住費(滞在費)負担	
軽減の程度	利用者負担額の 25% (老齢福祉年金受給者は 50%)	

[※] 生活保護受給者についても軽減の対象になりますが、対象となるサービス④④⑤の個室を利用 する 場合の居住費(滞在費)のみが対象となります。(軽減の程度:全額)

④高額介護サービス費の支給

1か月に支払った介護保険における自己負担額が、決められた限度額を超えた場合は、超えた分を支給し、負担を軽減します。

表 高額介護サービス費の支給

区 分		自己負担限度額(月額)
TB/D:++ 7. TC/B+D\/ /=BTXTC/B / / C	年収約1,160万円以上	140,100円
現役並み所得相当(課税所得145 万円以上)の方がいる世帯	年収約770万円以上	93,000円
7313MI) (3738 VIOEII)	上記以外	44,400円
一般世帯(住民税課税世帯)		44,400円
住民税非課税世帯		24,600円
・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		24,600円(世帯)
・ 老齢福祉年金の受給者		15,000円(個人)
生活保護受給者等		15,000円

⑤高額医療合算介護サービス費の支給

同一の医療保険に加入している世帯内で、医療保険と介護保険を合わせた1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)の自己負担額が、決められた限度額を超えた場合に超えた分を支給し、負担を軽減します。

表 高額医療合算介護サービス費の支給 【70歳未満の方】

区 分		自己負担限度額(年額)
上位所得者	所得901万円超の世帯	212万円
工位別待有	所得600万円超~901万円以下の世帯	141万円
ήД.	所得210万円超~600万円以下の世帯	67万円
— 般 	所得210万円以下の世帯	60万円
低所得者	住民税非課税世帯	34万円

【70歳以上の方】

	区 分			自己負担限度額 (年額)
TE 40. 3 / 2 .		課	690万円以上の世帯	212万円
現役业み 所得者	現役並み 現役並み 課税所得145万円以上の世帯	課税所得	380万円以上の世帯	141万円
NIGE		得	それ以外	67万円
一般	課税所得145万円未満の世帯		56万円	
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯		31万円	
低所得者 I	住民税非課税世帯 (全員の所得がO円で年金収入	が80)万円以下)	19万円

(2) 給付適正化計画

①給付適正化について

介護給付の適正化は、保険者である北区と事業者が、利用者の自立支援に役立つ介護サービスを過不足なく適正に提供できる制度を持続させ、現在から将来までの利用者を保護するための取り組みです。

北区では、これまでも主要5事業(要介護認定の適正化、ケアプラン点検、 住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知)す べてを実施してきましたが、第8期介護保険事業計画においては、自己分析を 行い、今期の重点的に取り組むべき分野を明確にするなど、地域の状況を十分 に踏まえた上で、実施目標を設定することとされました。

これを受け、東京都による支援や、国民健康保険団体連合会とも協力し、新たな取り組み(給付実績の活用)も加え、ルールに沿った適正なサービスを提供できる体制づくりを促進していきます。

②第7期の取り組み状況

i)現状と課題

●要介護認定の適正化

計画に基づき、認定調査員、審査会委員及び事務局職員の研修を実施しました。

認定調査員研修は、業務分析データ等を活用して内容を決定し、特記事項の 記載方法や一次判定に影響が出やすい調査項目の定義の確認など、演習やグル ープワークを取り入れて実施しました。

審査会においては統一事例審査を実施し、その結果をもとに審査会委員の研修を行い審査判定手順の確認や考え方の情報共有を行っています。

要介護認定については新型コロナウイルス関連の臨時的な取扱いも含め、有効期間が長期となる傾向にあり、また、新型コロナウイルス関連の影響で認定調査方法のバラつきが生じており、平準化への影響について分析や検討が必要となっていると考えています。

●ケアプラン点検

北区では、ケアマネジャーのスキル向上や"気づき"を促すため、個々に抱える課題に沿った点検を実施しています。また、点検後の取り組みに関するフィードバックを求めるとともに、集団研修などにより、区全体のケアマネジメントの質の向上に努めました。

一方で、主任ケアマネジャーとの連携については、体制整備ができず、実施 することができませんでした。

●住宅改修等点検

住宅改修アドバイザーによる取り組みは、継続して実施しました。

令和元年度から、福祉用具貸与・購入に関する点検事業をリハビリ職の任意 団体と協力して実施しました。

代理受領登録事業者説明会は毎年1回開催し、事業者に対し、制度の趣旨や 手続きについて周知しました。

●縦覧点検・医療情報との突合

各種研修会に参加するなど、ノウハウの獲得に努めましたが、引き続き第6期と同程度の項目の実施にとどまっています。現在、未実施の項目を含め、事業実施の検討を行っています。

●介護給付費通知

第6期の取り組みに引き続き、年2回発送しています。制度周知等の活用方法については、引き続き検討を行う必要があると考えています。

●給付実績の活用

活用帳票の拡大などを検討してきたが、引き続き第6期と同程度の実施にと どまっています。継続的に実施ができるよう、体制の確立が必要と考えていま す。

ii)北区の利用者やサービスの特徴

要介護認定率(年齢補正値)は、東京都平均をやや上回るものの、周辺区と比較した場合、ほぼ同等で推移しています。

また、厚生労働省の「地域包括ケア「見える化」システム」のデータによると、短期入所系サービスについては、第一号被保険者の受給者1人あたりの給付月額及び利用回数等が都平均や近隣保険者と比較して高い傾向がみられましたが、他のサービスについてはほぼ同等で推移しています。

iii) 北区としての方針

介護給付適正化事業は、以下のとおり、引き続き着実に実施していきます。 要介護認定については、新型コロナウイルス関連の臨時的な取扱い等による、 平準化への影響を踏まえ、認定調査員や審査会委員の研修等を実施していきま す。

ケアプラン点検については、データを活用しながら、区全体のケアマネジメントの質の向上を図るため、効率的な実施方法を検討することとします。

縦覧点検・医療情報との突合や、給付実績の活用は、効率的な運用方法を確立するとともに、他のデータの活用も含め、より効果を上げる方策を検討することとします。

③事業実施の内容(保険者による適正化事業の推進)

i) 要介護認定の適正化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、認定調査の実施に大きな影響が出ている中でも、要介護認定の公平性を保ち、介護保険制度への信頼を高めるため、全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に行われるよう取り組みを推進します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み目標	認定調査員の面接技術 の向上と選択基準等の 理解を深め、調査員間 の平準化や一次判定の 精度向上を図ります。	有効期間延長処理開始 後の認定申請の傾向、 調査項目の選択率や審 査判定の傾向・特徴を 分析し、東京都・全国と 比べたバラつきの解消 を図ります。	要介護認定を遅延なく適正に実施するために必要な体制の整備を図ります。
実施内容・ 方法	業務分析データ等を利 用しバラのある調 査項目や、適切の調査 事項記載のための調査 技術の直上に重点を 表別を を調査 に重点を を の間で は全件 との間で を は全件 に を の に は と に は と に し と に は と に し と に も し と に も し と し と し と し と し と り に し と り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	統一事例審査による二 次判定変更の傾向把握 と合議体間のバラつき を分析し、研修等で情 報共有を図るとも に、事務局職員の役割 について担当者間の平 準化を図ります。	システムにRPAを導入し申請書入力業務を 効率化するとともに、 要介護認定制度における認定の簡素化もふま えた体制整備を図ります。

ii)ケアプラン点検

対象事業所の選定に関してデータ分析を行いながら、効率的に実施します。 また、サービス付き高齢者住宅の入居者なども対象に加えることで、新た な視点を取り入れるとともに、主任ケアマネジャーをはじめ区内ケアマネジャーと相互連携を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み 目標	主任ケアマネジャーとの連携の仕組みを構やし、区内ケアマイン・ し、区内ケアマートでは、区内ケアマートではを確立では、区内のフィートではをできる。 また、国保連提供情報では、ケー・ は、ケー・ は、ケー・ は、ケー・ は、ケー・ は、ケー・ は、ケー・ は、ケー・ は、ケー・ は、ケー・ は、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	主任ケアマネジャーを点検者側に加えて実施します。データ分析結果を活用した実施対象事業所の選定方法を確立します。	令和4年度の取り組み 効果を検証し、引き続 き実施します。
実施内容・ 方法	ケアマネジャー任意団体との連携を強化し、主任ケアマネジャーが本事業に参加するスキームを構築します。実施事業所選定に際し活用できるデータを選定し、事業の効率的実施方法を検討します。	点検によるケアマネジ メントの質の向上及び 効率化等についてケア マネジャーの任意団体 と協力し、主任ケアマ ネジャーの参加及び 果検証を行います。 データ分析を行った結 果を元に事業実施し、 効果検証を行います。	主任ケアマネジャーの協力及び区内ケアマネジャーへ全体へのフィードバック方法を確立し、その効果を検証します。

iii) 住宅改修·福祉用具点検

本事業を確実に実施し、両事業者がリハビリテーションの考え方を意識できるようスキルアップを図ることで、適切で効果的な住宅改修・福祉用具の給付がなされるようにします。

	A T- 0 T- T-	A = 4 = =	A == == ==
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み 目標	住宅改修の申請内容を 精査し、必要に応じて 住宅改修アドバイザー 等による効果的な訪問 調査を実施します。 福祉用具点検事業を着 実に実施し、福祉用具 利用の適正化を図ります。	令和3年度の取り組み を引き続き実施する。	令和4年度の取り組み を引き続き実施する。
実施内容・方法	住宅改修アドバイザー 制度を積極的に活用 し、関係者同席のもと、 適宜訪問調査を実施 意す。 福祉用具点検は新型コロナウイルスの影響を 踏まえ、実施方法を再 検討し、着実に実施で きる体制を構築します。	住宅改修アドバイザー 及び福祉用具パートナ 一受託者や本事業活用 事業者と意見交換を実 施し、効果を検証しま す。	これまでの取り組みを ケアマネジャー等、他 の介護サービス事業者 とも共有し、チームケ アへの活用を促しま す。

iv) 縦覧点検・医療情報との突合

事業実施に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業の効率的に実施し、適正な報酬請求を促します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み 目標	東京都国民健康保険団体連合会処理分以外の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施します。	点検の効率性を高め、 点検実施件数を増やし ます。	令和4年度の取り組み を引き続き実施すると ともに、集団指導等の 場において、ケアマネ ジャー等の介護サービ ス事業者と情報共有を 行います。
実施内容・ 方法	東京都や東京都国民健康保険団体連合会等が主催する研修会や出張説明等を活用し、点検ノウハウを蓄積するとともに、継続的に実施できる体制の構築を検討します。	効率的な実施方法を検討し、継続的に実施できる体制を構築します。	本事業のヒアリング等 において判明した情報 を、介護サービス事業 者と共有し、適正な報 酬請求を促進します。

v)介護給付費通知

年複数回の通知の発送を継続し、介護給付適正化を進める目的や意義等を共有します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み目標	介護サービス受給者に 対し、有益な通知となる よう、実施方法の再検討 を行います。	介護サービス事業者と も連携し、効果的な通 知方法を検討します。	給付費の内容に加え、 介護サービス利用者に とって必要な情報を提 供できる介護給付費通 知を送付します。
実施内容・ 方法	現在の取り組み状況を 分析し、課題を把握する とともに、他自治体の先 進事例等の研究を行い ます。	実施回数・対象等、より 効果が上がる活用方法 を検討します。	前年度までの検討結果に基づいて実施します。

vi)給付実績の活用

給付実績を活用し、不適切な給付の早期発見・改善につなげます。また、 実地指導や地域分析等の他事業への活用も積極的に行い、データ活用の基盤 をつくります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取り組み 目標	活用頻度が高く、効果的な帳票を活用した取り組みを、着実に実施できる体制を確立します。	地域分析や全高齢者実 態調査等とあわせた分 析方法を検討します。	前年度までの取り組み を着実に実施するとと もに、新たに活用でき る帳票を検討します。
実施内容・ 方法	第7期の取り組みを継続して実施し、帳票を活用した不適切な給付や事業者の発見、実地指導への活用等のノウハウを継承し、持続的に実施できるマニュアルの整備を行います。	前年度の取り組みを引き続き行うとともに、地域分析等の他事業への活用方法を検討します。	活用帳票の拡大を検討 するとともに、持続可 能な実施体制の構築を 検討します。

(3) 事業運営の適正化・安定化のための支援及び普及啓発

給付適正化計画に加え、区内の介護サービス事業者が適正で安定的な運営を 行えるよう支援します。また、制度の内容について理解が得られるよう、適切 な情報提供を行うなど普及啓発に努めます。

事業名	事業内容
事業者に対する指導・監督 の実施	各サービス事業所を訪問し、サービス内容や介護給付の状況等について、法令・通達・基準に対する適合状況等を個別に明らかにし、必要な助言、指導を行います。
介護サービス事業者向け の研修・説明会の開催	介護サービス事業者の資質の向上や活動を支援するために定期 的に研修を実施します。
介護サービス事業者の会 への支援・情報交換	各介護サービス事業者の会が自主的に実施する研修会へ、講師の派遣や介護保険課職員の派遣、会場の確保の支援等を行います。 また、定期的に事業者の会との連絡会を開催し、情報提供や意見 交換を行います。
ケアプラン自己作成者へ の支援	居宅サービス計画(ケアプラン)を自分(家族)で作成する方に 作成方法をホームページに掲載するなど支援をします。
運営推進会議等への参加	地域密着型サービスにおける運営推進会議等に介護保険課職員 が積極的に参加し、情報提供や意見交換を行います。
苦情相談や通報への適切 な対応	苦情相談や通報には、事業者と協力し、迅速な解決に努めます。 また、必要に応じて、利用者宅を訪問し、詳細な説明を行います。
苦情相談・通報情報の適切 な把握・分析及び活用	苦情相談や通報情報を整理、分析し、事業者指導に活用するなど、 サービスの改善が図られるよう努めます。
制度案内パンフレットの作成及び配布等	介護保険制度のパンフレットや事業者ガイドブックを作成し、高齢者あんしんセンターで配布するほか、事業者向け研修会等で活用します。また、ホームページでの周知等により、サービスの利用方法やサービスの種類等の情報をわかりやすく提供します。

(4) 福祉人材の確保と育成及び業務の効率化と質の向上

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、福祉人材の確保が喫緊の課題となる中、全国的に福祉人材の不足と職場への定着率の悪化が問題となっています。質の高い安定した介護サービスを提供するためには、介護従事者が安心して働き続けられるように支援していく必要があります。

①人材の確保

北区では、区内事業者の人材確保を図るため、平成20年度から「福祉のしごと総合フェア」を開催し(北区社会福祉協議会主催、ハローワーク王子後援)、福祉の仕事の紹介、相談・面接会等を実施しています。今後も引き続き「福祉のしごと総合フェア」の充実に努めるとともに、介護従事者が資格を取得する際の費用補助等、さらなる人材確保策を展開していきます。今後も、福祉・介護サービスの周知・啓発を積極的に行い、福祉・介護の仕事への理解が深まるよう努めます。

また、介護という仕事の魅力発信等のための必要な取り組みについて、東京都 などと連携しながら検討を進めます。

②人材の定着・育成

介護人材の定着を図るためには、各事業所の管理者による適切な組織マネジメントが必要です。新たに就業した人材が、適切にキャリアアップを図れるよう、 支援を進めます。

また、専門知識や技術等のレベルアップを図るため、介護従事者の専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、各介護サービス事業者の会が自主的に実施する研修会を積極的に支援し、事業者と協力しながら人材の育成を推進します。

③業務の効率化

職員の負担軽減を図ることから、介護現場におけるICTの導入及び活用支援を 進めていくことも重要です。オンラインでの多職種連携などの取り組みを評価・ 推進するとともに、介護ロボットの活用を含めた効率化を推進します。

さらに、電子申請の推進を検討するとともに、文書に係る負担軽減のため、申 請様式や添付書類、手続きの簡素化、様式の標準化なども検討を進めます。

(5) 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築 に関する計画

①本計画の目的

北区においては、地域包括ケアシステムの構築を進め、様々な地域資源を整備してまいりました。そして、それらを活用し、すべての人々が地域、暮らし、いきがいを創り高めあうことのできる地域共生社会の実現を目指すためには、医療と介護をはじめとする、多機関の連携の重要性が、今後ますます高まってまいります。

リハビリテーションにおいても、要介護(支援)者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、急性期・回復期のリハビリテーション(医療保険)から生活期リハビリテーション(介護保険)まで切れ目ないサービス提供体制を構築する必要があります。

そのため、データに基づいた地域の実態や課題を把握し、地域の実情に応じた、リハビリテーションサービスの提供体制を構築し、要介護状態となっても地域・家庭の中で生きがいや役割を持って生活することができる地域を目指します。

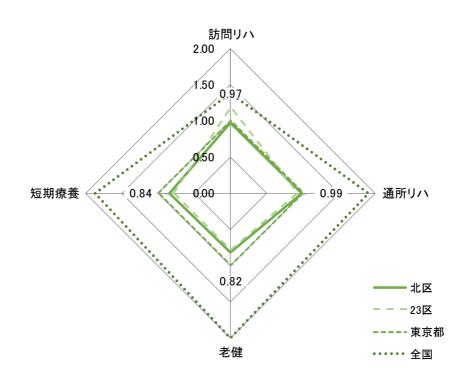
この計画では、介護保険における訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、介護者人保健施設及び介護医療院で行われるリハビリテーションサービスの提供体制について記載いたします。

②北区の現状

1) 事業所数

北区の事業所数は、認定者1万人に対し、東京都の平均とほぼ同等程度の整備がされているものの、全国比では少ない状態となっています。

※ここでの事業所数は、年度中に1回以上サービス提供の実績のある施設・ 事業所を指します。



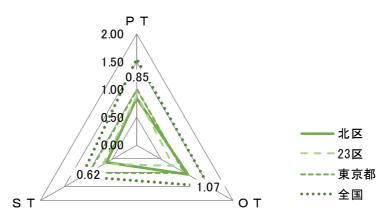
事業所数 (認定者1万人対)

地域包括ケア「見える化」システム資料(平成30年度)

2) 従事者数

北区のリハビリテーション専門職の従事者数のうち、作業療法士(OT)は、 認定者1万人に対し、東京都の平均とほぼ同等程度の整備がされているものの、 理学療法士(PT)及び言語聴覚士(ST)は少ない状態となっています。

※ここでの従事者数は、介護老人保健施設、通所リハビリテーション(介護 老人保健施設、医療施設)の従事者数を指しています。



従事者数 (認定者1万人対)

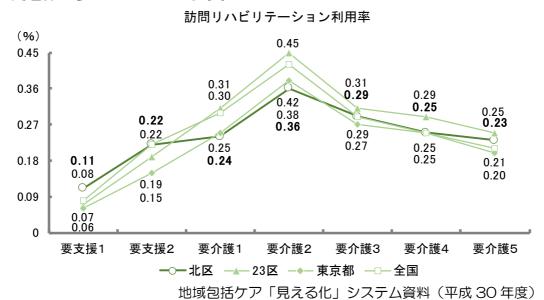
地域包括ケア「見える化」システム資料(平成30年度)

3)利用率

○訪問リハビリテーション

北区における訪問リハビリテーションの利用率は、要支援者が高く、要介護 1・2が低くなっています。

1)のとおり、訪問リハビリテーションの事業所数は、東京都の平均とほぼ同水準であることから、軽度認定者の利用者数が低調であり、重度認定者の利用者数が多いことがいえます。

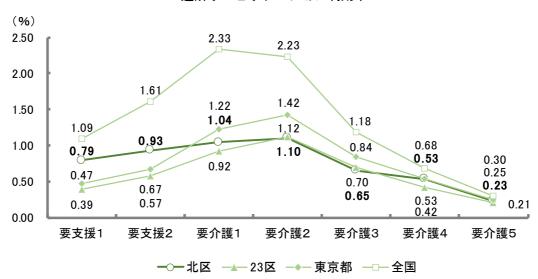


176

○通所リハビリテーション

北区における通所リハビリテーションの利用率も、訪問リハビリテーション と同様に、要支援者が高くなっています。

訪問リハビリテーションと同様に、通所リハビリテーションの事業所数も、 東京都の平均とほぼ同水準であることから、要介護認定者の利用者が低調であ り、特に軽度認定者の利用率の乖離が大きいことがわかります。

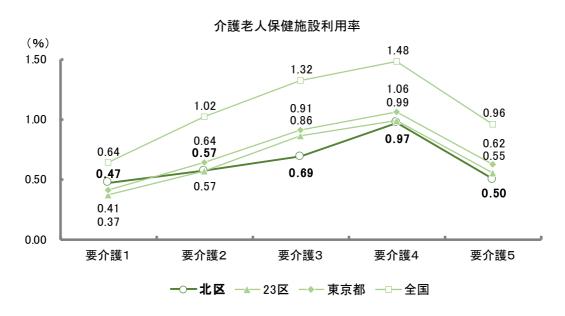


通所リハビリテーション利用率

地域包括ケア「見える化」システム資料(平成30年度)

〇介護老人保健施設

北区における介護者人保健施設の利用率は、要介護3の方の利用率が特に低くなっているほかは、東京都及び23区平均とほぼ同等となっています。



地域包括ケア「見える化」システム資料(平成30年度)

③リハビリテーション提供体制のあるべき姿

北区においては、通いの場や自主グループの活動、元気アップマシントレーニング教室等が一定程度整備されています。そのため、要支援者が介護予防や自立支援・重度化防止の必要性や理解・関心を高めやすく、サービス導入に対して、心理的な抵抗も少なく、専門職が関与する訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションの利用がスムーズに行われていると考えられます。

一方で、事業所数や関与する専門職は東京都や23区平均と同等もしくはや や少ない状況です。

心身機能の低下によって、要介護状態となった際には、家族の負担が増加することや認知症等への対応も必要となることから、レスパイトなど、公的な介護保険サービスに求めるニーズが優先され、他の介護保険サービスと比べリハビリテーションサービスが利用されにくくなっている可能性があると考えています。

このことから、北区において、要介護(支援)者が必要に応じてリハビリテーションを受けられる体制を整えるためには、以下の体制を実現する必要があります。

1)要支援者に対しては、フレイル・プレフレイル対策を実践するための支援を 実現します。

要支援者への自立支援・介護予防の取り組みの効果を高めるためには、フレイル・プレフレイル状態の利用者を早期に発見し、専門職による早期の適切な介入が効果的です。

そのため、多職種が連携するとともに、要支援者が利用している多様な場と も連携し、必要なリハビリテーションサービスにつなぎ伴走型の支援を実施す ることができるネットワークを広げます。

さらに、短期集中リハビリテーションなど、期間を定め、個別の課題に応じたリハビリテーションを提供できる体制を充実します。

2) 要介護者に対しては、身体状況に合わせて、適切なリハビリテーションを導入できるための人材育成に取り組みます。

要介護者に対する重度化防止のためのリハビリテーションの実施は、効果の 見える化がしづらく、利用者のみならず、ケアマネジャーをはじめとしたチー ムケアの中においても、評価が難しい状況です。

地域ケア会議等の取り組みだけでなく、日常的にリハビリテーション職との 連携の機会を増やし、インフォーマルサービスも含めた適切なリハビリテーションサービスの選択肢を利用者に示せる人材を育成します。

④リハビリテーション提供体制の構築に向けた取り組みと目標

1) 短期間の充実したリハビリテーションの提供

短期集中(個別)リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算、生活機能向上連携加算などの算定基準を満たすためには、本人の状況に応じたきめ細やかな対応が必要です。また、これらの加算を算定している利用者は、ADLの向上などの効果が短期間に現れます。

こうした加算の算定要件を満たす事業所の増加を積極的に支援するとともに、算定者数を増やすことで、効果的なリハビリテーションの実施を促進します。

さらに、多様なサービスを提供する短期集中予防サービスの基盤整備を検討 し、早期のリハビリテーションの導入により、フレイル・プレフレイルの防止 を推進します。

2) 多機関連携による継続的な支援の実現

利用者の状態を的確に捉えた適切なサービスの選択は、主にケアマネジャーが利用者やその家族とともに行います。そのため、ケアマネジャーがリハビリテーションの必要性やその効果を的確に理解することが重要です。

リハビリテーションの専門職とケアマネジャーの相互理解を促進し、連携を深めるため、歯科医師や管理栄養士等、地域の実情に応じて意見を交換できる場を設置することを検討します。

生活期のリハビリテーションは、医療機関からの退院や急性期・回復期のリハビリテーションや、短期集中で実施するリハビリテーションの成果を維持し、 生活や社会活動への参加へつなぐことも重要な役割の一つです。

そのためには、リハビリテーション専門職による通所系介護サービスだけでなく、訪問系サービス関係者や地域の方々など、利用者を取り巻く様々な方々とも連携し、利用者自身が自主的にリハビリテーションを継続して取り組めるよう支援する必要があります。

さらに、インフォーマルサービスの利用や住民主体の活動への参加を促進するためにも、各機関との情報連携や各事業所の取り組みなどの見える化を促進する体制整備を検討します。

3) 多職種・多機関によるリハビリテーションネットワークを活用できる人材の 育成

これまで、地域を支える人材の育成として、職能団体を始め、各種研修会の実施支援等を行い、手技手法や知識の習得の支援を行ってまいりました。

しかし、生活期のリハビリテーションを効率的に実施し、効果を最大化する ためには、専門職のリハビリテーションに関する技能を向上させ、各事業所で リハビリテーションを実施しているだけでは達成できません。地域において自 分らしく、自立した豊かな生活を続けることを支えるために、「いつでも、どこ でも、誰でも」リハビリテーションを実施できるネットワークを構築し、リハ ビリテーションの効果を維持するとともに、生活機能が低下した際にはすぐに 利用できる「安心」を提供できる体制が必要です。

その実現のためには、利用者や関係機関に対し、地域共生社会を意識して、 リハビリテーションの考え方を適切に伝達するなど、必要に応じて積極的に連 携をとれるリハビリテーション専門職の育成・定着が不可欠であると考えます。

日常生活圏域ごとの「地域分析カルテ」を活用した取り組みや、高齢者あん しんセンター等との積極的な連携、地域資源を発掘・活用した取り組みを行う 事業所を評価・公表し、リハビリテーションネットワークの構築を促進します。

(6) 災害や感染症に対する備え

各事業所等が提供している各種介護サービスは、利用者の方々やその家族の、 自立した豊かな生活を継続しその質を維持するために必要不可欠なものです。 国の社会保障審議会介護保険部会においても、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えが重要であると言及され

北区では、災害や感染症が発生した際にも、十分な対策を前提として、利用者に対して必要な援助を提供し続けることができる体制を構築する必要があると考え、以下の取り組みを進めてまいります。

①感染症の予防について

ています。

新型コロナウイルスやノロウイルス、インフルエンザなど、感染症の拡大は、 既往症等を抱える高齢者にとっては、大きな脅威となります。

そのため、感染症が拡大することを防ぐため、以下の取り組みを進めます。

【取り組み】

- 〇チェックリストを活用した確認
- ○医療機関との連携体制の確認
- ○正しい理解や知識を習得するための研修会等の開催支援

②災害や感染症が発生した際の備えについて

災害や感染症が発生した際には、初動体制を確立し、状況に応じて適切に行動することが重要です。

特に、介護サービスの利用者の生活を支えるためには、事業が中断してしまうことも避けなければなりません。

今後、国や東京都からの支援事業も注視しながら、以下の取り組みを進めます。

【取り組み】

- ○業務継続計画の策定支援
- ○研修や訓練の実施支援
- ○必要な衛生用品等の備蓄支援

③事業所の対応力強化に向けて

北区では、新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について、区内介護サービス事業所は備蓄資材の不足や事業所内で感染者や濃厚接触者が発生した際の対応など、各事業所が単独で対応する限界が顕在化しました。

そこで、地震や水害などの災害や、感染症の感染拡大等により、介護サービス事業所の単体での運営が困難となった場合に備え、地域の複数の事業所間において、大規模施設等が中心となって、物資や人材等の連携体制を構築するため、以下の取り組みを新たに開始いたします。

【取り組み】

○介護サービス事業所感染症対応支援事業

これらに加え、新型コロナウイルスに関連した感染症の拡大を受けた対応について、介護サービス事業者団体とも情報共有や分析等を行い、今後も対策を検討してまいります。



認知症施策の推進 ~北区認知症施策推進計画~



184			

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、 多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の人や家族の視点を重視しながら、 認知症になっても住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し ます。

本章では、令和元年6月に国がまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、北区における認知症施策の総合的な推進に関する方向性と取り組みを、「北区認知症施策推進計画」として、事業を再掲してお示しします。

1 普及啓発・本人発信支援

【現状と課題】

認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めることは、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても同じ社会の一員として地域をともに創っていくうえで必要です。

しかし、本人や周囲の認知症に対する否定的なイメージから、認知症であることを 公言できなかったり、早期の相談や受診をためらう場合がみられます。

認知症の人自身の経験や、できることを活かしていきいきと活動する姿を発信していくことは、認知症に対する画一的で否定的なイメージを塗り替え、多くの認知症の人が、社会の中で希望を持って生活するための大きな原動力となります。

また、本人がその力を発揮し、安心して自分らしい暮らしを続けていくためには、 認知症の人本人の希望や意見を反映させた支援の仕組みをつくることが必要です。

北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査結果では、認知症に関する相談窓口の認知度は、3割強と少なく、一番身近な相談先である高齢者あんしんセンターの認知度も高いとは言えず、一層の周知を図る必要があります。

- 〇認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症の人と家族が、自 分らしさをもって住み慣れた地域の中で活躍している姿を発信していきます。
- ○認知症カフェや、地域のサロン活動等の中から発せられた、認知症の人や家族 の声を、認知症地域支援推進会議等へつなげていきます。
- ○認知症サポーターおよび認知症支援ボランティアの育成を進め、社会全体で認 知症について考え、ともに生きる社会をつくる機運を醸成します。
- ○認知症の相談窓口を広く周知するため、北区版認知症ケアパス(北区認知症あんしんなび)を活用します。
- ○認知症当事者による相談支援や当事者同士の交流による支え合いを進めます。 (認知症ピアサポート活動支援)

事業内容	掲載ページ
【重点】認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 認知症についての正しい知識を深め、認知症への備えや早期支援につな げるため、普及・啓発を推進します。 《長寿支援課》	P55 参照
【重点】認知症サポーター養成講座の開催 認知症に関する正しい知識の普及と地域の応援者(サポーター)を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。 《長寿支援課》	P55 参照
【重点】認知症支援ボランティアの活動支援 認知症サポーターが認知症についてより理解を深め、地域で活動できる よう、ステップアップ講座を開催します。また、登録制度を設けて、活 躍の場を広げます。	P61 参照
【新規】認知症ピアサポート活動支援 認知症診断前後、心理面や生活面への早期からの支援として、認知症当事者による相談支援や当事者同士の交流による支え合いを進めます。 《長寿支援課》 ※認知症ピアサポート:認知症の人自身が、自らの体験に基づき、ほかの認知症の人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域交流を通じてお互いに支え合うことです。	P61 参照
北区版認知症ケアパスの更新・配布 認知症の進行にあわせた適切な医療・介護サービス等を受けることができるよう「北区版認知症ケアパス(北区認知症あんしんなび)」を適宜更新します。認知症の人やその家族、医療・介護関係者等に配布し、ケアパスの活用を推進します。 《長寿支援課》	P58 参照

2 予防(備え)・社会参加

【現状と課題】

認知症であってもなくても、社会との継続的なつながりが必要です。また、地域や家庭の中で役割をもって活躍し続けることや、生涯にわたる健康づくりに取り組むことは、認知症になることを遅らせたり、進行を緩やかにする可能性が示唆されています(認知症予防)。社会の中で孤立せず、誰もが身近に通える社会参加・活躍の場を充実していくことが必要です。

なお、北区は「認知症施策推進大綱」と同様に、「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことと考えます。

- ○社会参加のきっかけをつくるとともに、自発的な地域貢献活動が広がっていく よう、現在進めている介護予防事業との連携・融合を図ります。
- ○区内全域で認知症カフェを開催し、認知症の人や家族と地域住民が気軽に語り 合う、地域の身近な交流の場としての機能を充実します。

事業内容	掲載ページ
【重点】地域介護予防活動支援事業 住民主体の介護予防につながる活動を行う自主グループの立上げを支援するとともに、通いの場づくりを推進していきます。 《長寿支援課》	P77 参照
【重点】認知症カフェの開催 地域の支え合いを進める交流・活動の場です。 認知症の正しい情報案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ(歯科医師、臨床心理士、作業療法士)による相談も実施しています。 《長寿支援課》	P55 参照
絵本読み聞かせ世代間交流プログラムの普及 絵本読み聞かせ教室を実施し、終了後は自主グループ化を図ります。 教室の卒業生は、シニアボランティアとして、保育園、小学校、児童館 や老人ホームなどで絵本の読み聞かせを行い、地域で多世代共生型の社 会貢献活動を展開しています。 <i>《長寿支援課》</i>	P64 参照

3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

【現状と課題】

診断前の違和感や、診断直後を含めたすべての期間を通じて、認知症の様態に応じた、認知症の人や家族の意思・価値観を尊重した適切な医療・介護の提供が求められています。そのためには、より早い時期からの継続的な支援のなかで、本人の意思やニーズを把握することが大切です。これまで、北区もの忘れ相談や、認知症カフェなど、身近な相談先の充実を図ると同時に、認知症初期集中支援事業を通じて、診断前の早期の段階からの支援を行ってきました。

今後はこれらに加え、本人のなじみの人や地域の関係者との連携を図りながら、地域の医療・介護・福祉等の多職種がそれぞれの機能を充分に発揮できるようなネットワークを構築していく必要があります。

- 〇早期支援につながる仕組みを強化するために、認知症初期集中支援事業のさら なる周知や、本人の意思を尊重した支援を充実させるほか、北区もの忘れ相談 や認知症カフェにおいて、より身近で、気軽に相談を行うことのできる体制の 充実を図ります。
- ○軽度認知障害も含めた、認知機能低下のある人、認知症の人及び家族に対する 早期支援が行えるよう、かかりつけ医、高齢者あんしんセンター、認知症疾患 医療センター等の連携を進めていきます。
- 〇医療・介護・福祉等従事者の認知症対応力を向上し、多職種での連携を進めていくための研修を充実します。
- 〇認知症の人や家族のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の基盤をつくり、地域支援体制の強化を図ります。

事業内容	掲載ページ
【重点】認知症地域支援推進員の配置 地域での認知症に関する支援を効果的に行うため、認知症地域支援推進 員を各高齢者あんしんセンターに配置し、医療・介護・地域の支援機関 の間の連携を図るための支援や、認知症の人とその家族を支援する相談 等を行います。 《長寿支援課》	P87 参照
【重点】認知症初期集中支援チームの配置 医療・介護の専門職(医師、臨床心理士、看護師、作業療法士、介護福祉士)からなる初期集中支援チームを各高齢者あんしんセンターに配置します。認知症の人本人や家族等の相談を受けて、対象者を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活をサポートします。	P89 参照

事業内容	掲載ページ
【重点】認知症カフェの開催 地域の支え合いを進める交流・活動の場です。 認知症の正しい情報案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ(歯科医師、臨床心理士、作業療法士)による相談も実施しています。 《長寿支援課》	P55 参照
【重点】認知症支援ボランティアの活動支援 認知症サポーターが認知症についてより理解を深め、地域で活動できるよう、ステップアップ講座を開催します。また、登録制度を設けて、活躍の場を広げます。 《長寿支援課》	P61 参照
【新規】チームオレンジの整備 認知症診断前後の、空白の期間における心理面・生活面への早期からの支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を整備し、地域支援体制の強化を図ります。 《長寿支援課》 ※空白の期間:認知症の診断前後や初期の段階における、介護保険サービスを含めた支援の対象になりにくい、地域社会からの孤立や家族も含めた葛藤・不安を伴う期間を示します。	P62 参照
北区もの忘れ相談事業 北区医師会との連携により、認知症の心配のある人や家族を対象に認知症カフェにおいて、もの忘れ相談を実施し、日常生活への助言や早期発見・早期支援を目指します。 《長寿支援課》	P89 参照
認知症対応力向上に向けた支援 医療・介護・福祉等の従事者を対象に、認知症の人とその家族を地域で 支えるために必要な資質の向上及び、多職種連携の推進を目的とした研 修やネットワークづくりを図ります。 《長寿支援課》	P89 参照
認知症家族介護者支援事業 介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象とした集いや、 認知症のケアに関する講座を開催します。 《長寿支援課》	P59 参照
認知症高齢者訪問相談事業 認知症の高齢者及び家族に対し、精神科医師等が訪問相談を行い、適切な治療やケアについての助言、認知症に関する知識の提供、医療機関への受診指導や紹介などを行います。 《高齢福祉課》	P58 参照

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・認知症の人の権利

【現状と課題】

認知症の人の多くが、認知症になることで電車やバスを使っての移動や買い物、趣味活動の参加など、外出や交流の機会を減らしている実態があります。認知症にならなくても、高齢になると難しくなることが増え、人の手を借りる必要が出てきます。一方で、認知症であっても自分にできることを続けることで、周囲や地域に貢献している場面も多くあります。

商店や金融機関、地域活動の参加、就労など、生活の様々な領域で、認知症になっても利用しやすい、もしくは認知症の人本人が活躍できるような地域の仕組みづくりが求められています。

同時に、認知症の人の安全や権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進や、権利擁護のための相談体制等の充実が重要となっています。

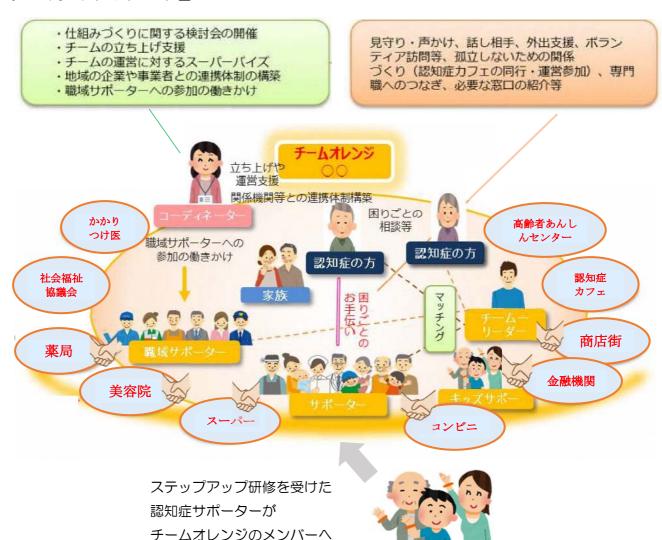
若年性認知症は、就労継続や子育て等、高齢期の発症とは異なる生活上の問題があります。障害者総合支援法に基づく制度の活用を含め、支援や相談に的確に応じる必要があります。

- ○認知症の人と家族のニーズや願いと、認知症サポーターを中心とした地域での 具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の基盤をつくり、地域支援 体制の強化を図ります。
- ○生活の基盤を支える事業所・商店への、認知症の普及・啓発活動を通じて、認知症バリアフリーをすすめる機運を高めるとともに、各地域の実情に応じた連携支援を促進していきます。
- 〇講演会等を通じて若年性認知症に関する啓発を推進するとともに、必要な人に 適切な相談や支援に応じる体制をつくっていきます。
- 〇地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用や権利擁護等の 取り組みを進めます。

事業内容	掲載ページ
【新規】チームオレンジの整備 認知症診断前後の、空白の期間における心理面・生活面への早期からの 支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認 知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組み(チームオレ ンジ)を整備し、地域支援体制の強化を図ります。	P62 参照
《長寿支援課》 ※空白の期間:認知症の診断前後や初期の段階における、介護保険サービスを含めた支援の対象になりにくい、地域社会からの孤立や家族も含めた葛藤・不安を伴う期間を示します。	

事業内容	掲載ページ
【重点】認知症サポート店の活動支援 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人に配慮した応対を心が ける小売業・金融機関等を区に登録し、認知症ケアパス等で区民に広く 周知します。 《長寿支援課》	P61 参照
若年性認知症カフェの開催(若年性認知症啓発事業) 若年性認知症の人と家族、地域の人が交流し、情報交換や相談支援を行っています。 《長寿支援課》	P59 参照
若年性認知症訓練事業 軽度の若年性認知症の方の進行を遅らせることを目指し、専門のスタッフがグループで訓練を行います。 《障害者福祉センター》	P113 参照
認知症地域支援推進会議 認知症とともに生きるまちづくりに向けて、北区医師会や認知症疾患医療センター、関係団体と認知症の早期診断・早期支援の仕組みづくりや、医療・介護を含む統合的な生活支援体制の構築等を検討します。 《長寿支援課》	P89 参照
成年後見制度の利用促進 成年後見が必要な認知症の人等の増加を見据えて、成年後見制度の利用 を促進します。 《健康福祉課》	P98 参照
権利擁護センター「あんしん北」の機能充実 高齢化の進展等に伴い、今後さらに必要性が増す権利擁護に関する総合 相談体制を充実していきます。 《健康福祉課》	P98 参照
認知症高齢者等の緊急一時保護事業 区内の7か所の特別養護老人ホームと契約し、警察に保護された認知症 や虐待にあった高齢者を緊急に保護します。 《高齢福祉課》	P100 参照

チームオレンジのイメージ図



全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(令和3年3月)より一部改変

若年性認知症

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、若年性認知症とは、65 歳未満で発症した場合を指します。発症年齢は平均 51 歳です。

社会で活躍し、家族の生活を支える世代であることが多いため、症状の進行によって家事、子の養育等の日常生活に支障が生じやすく、職を失うと経済的に困窮することがあります。親の介護が重なる場合は、さらに家族の負担が大きくなります。高齢期の発症に比べ、脳血管障害や頭部外傷など、原因が多様であることも特徴です。

わが国の若年性認知症有病率%は 18 歳~64 歳人口 10 万人当たり 50.9 人とされており、北区では約 110 名の若年性認知症の人がいると考えられます。(令和 3 年 2 月現在)

※東京都健康長寿医療センター研究所調査報告(令和2年度)

第**7**章

計画の推進に向けて



1 計画の総合的な推進体制

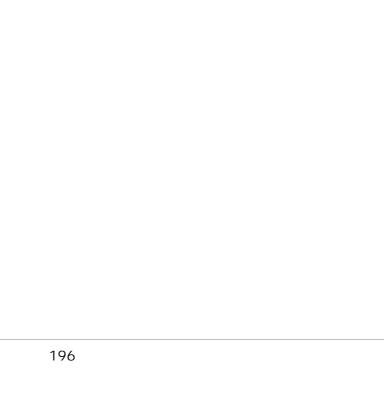
本計画は、行政だけでなく、区民や関係者などの協働のもとで推進していきます。区は福祉・保健・医療等の枠を超えた横断的な体制で施策や事業の推進にあたるとともに、町会・自治会や民生委員・児童委員、NPO・ボランティア団体、北区社会福祉協議会、社会福祉法人、民間サービス事業者、医療機関等の幅広い関係者・関係団体と連携して、区全体で北区版地域包括ケアシステムの深化を目指していきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理はPDCAサイクルを活用して実施します。介護保険法の改正により、区市町村は、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みに対する目標を設定し、その実績評価を行って結果を公表することとされています。この実績評価とともに、本計画の施策や事業の進捗状況について年度ごとに個別評価を行うことで、より良い高齢者施策の実現につなげていきます。

PDCAサイクルのイメージ





資 料 編



1 北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会

■設置要綱

東京都北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会設置要綱

31北福高第1541号 令和元年7月22日区長決裁

(設置目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画とを一体的なものとする北区地域包括ケア推進計画(以下「計画」という。)を策定し、地域包括ケアシステムの充実を図るため、東京都北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所堂事項)

- 第2条 委員会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査し、検討する。
 - (1)計画の策定に関し必要な事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、学識経験者2名、区内関係団体代表7名、公募委員3名及び行政機関職員8名とする。

(委員の仟期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(招集等)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課及び同部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定された日限り、その効力を失う。

■北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会 委員名簿

区分	氏名(敬称略)	所属等
- "		
 学識経験者	◎ 藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所の研究部長
	〇 八木 裕子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 准教授
	碓井 亘	医師会代表
	大場 庸助	歯科医師会代表
	ト部・吉文	介護予防事業者代表
区内関係団体	中島 記久子	地域包括支援センター代表
	大場 栄作	介護サービス事業者代表
	足立 賢一郎	民生委員•児童委員代表
	栗原 敏明	北区社会福祉協議会事務局長
	石坂 友美	公募
区民代表	藤沼 三郎	公募
	渡邉 千和世	公募
	峯﨑 優二	北区健康福祉部長
	前田 秀雄	北区保健所長
	筒井、久子	北区政策経営部企画課長
		令和2年3月31日まで
	 倉林 巧	北区政策経営部企画課長
		令和2年4月1日から
北区	飯窪 英一	北区健康福祉部健康福祉課長
700	内山 義明	北区健康福祉部健康推進課長
	藤野・ユキ	北区健康福祉部地域医療連携推進担当課長
	酒井 史子	北区健康福祉部長寿支援課長
	7371 23	令和2年3月31日まで
	 大石 喜之	北区健康福祉部長寿支援課長
	八口 古た	令和2年4月1日から
	栃尾 俊介	北区まちづくり部住宅課長
事務局	岩田直子	北区健康福祉部高齢福祉課長
	l —	

北区健康福祉部介護保険課長 佐藤 秀雄

◎ 委員長 〇 副委員長

2 北区地域包括ケア推進計画 検討経過

	日付・内容
令和元年	10月9日(水) 第1回策定検討委員会
令和2年	3月26日(木) 第3回策定検討委員会 (中止、資料送付にて対応) ・日常生活圏域の見直しについて ・北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査結果報告書【抜粋版】 6月29日(月) 第4回策定検討委員会 ①令和2年度計画策定スケジュールについて ②計画の体系(案)について ②計画の基本的な考え方について ②計画の基本的な考え方について ②計画全体の構成について ③公聴会の日程について 11月9日(月) 第6回策定検討委員会 ①中間のまとめについて ②公聴会について 12月1日(火)~令和3年1月8日(金) パブリックコメント <u>い聴会</u> 12月 5日(土) 赤羽文化センター 12月 7日(月) 北とびあ 12月 9日(水) 滝野川会館 12月15日(火) 浮間ふれあい館(中止)
令和3年	1月25日(月) 第7回策定検討委員会(WEB会議) ①計画(案)について 2月15日(月) 第8回策定検討委員会(WEB会議) ①計画(案)について 3月 計画策定

計画策定における途中経過をまとめた「中間のまとめ」について、広く区民の皆さんのご意見を伺うためパブリックコメントと公聴会を実施しました。また、区内団体から意見の提出がありました。

●パブリックコメント

- 1. 意見提出期間 令和2年12月1日(火)~令和3年1月8日(金)
- 2. 周 知 方 法 北区ニュース(12月1日号)、高齢福祉課、介護保険課、区政資料室、 高齢者あんしんセンター、地域振興室、区立図書館、北区ホームページ
- 3. 意 見 提 出 者 提出者人数 6 人 (北区ホームページ4人、郵送 1 人、FAX 1 人)
- 4. 意 見 総 数 30件

●公聴会

開催日時	場所	参加者数
令和2年12月5日(土)	 赤羽文化センター 第 1 視聴覚室	100
午後 2 時~3 時 30 分	が初文化センター 第十祝師見至	13名
令和2年12月7日(月)	北とびあ ペガサスホール	7.57
午後 6 時 30 分~8 時	北こびめ ベカサスボール	7名
令和2年12月9日(水)	滝野川会館 小ホール	7名
午後 2 時~3 時 30 分	海野川云路 · 小八一/0	
令和2年12月15日(火)	※問ふわちい絵 笠つま II A - D	中止
浮間ふれあい館 第3ホール A • B 午後6時30分~8時		中田
参加者数合計		

●区内団体からの意見

計画策定にあたり、北区ケアマネジャーの会、北区リハビリネットワーク、北区訪問看護ステーション連絡協議会、北区地域密着型サービス事業者連絡会、北区通所サービス事業者連絡会等から意見・要望等を提出いただきました。

3 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のことです。

【か行】

介護保険保険者努力支援交付金

介護予防、健康づくりに資する取り組みを支援するための交付金です。

介護予防事業

介護が必要とならないように、元気なうちから心身の衰えを予防・回復することを目的とした事業で す。運動器の機能向上や栄養改善、口腔ケアなどを行います。

介護予防・日常生活支援総合事業

区市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行う事業です。介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。

介護離職

就業者が家族の介護や看護のために退職、転職することです。

通いの場

身近な地域の中で歩いて通える範囲にあり、住民が主体となって運営しています。年齢や心身の状況などに関わらず、人と人がつながり、活動が広がる場となっています。取り組み内容も、体操、ボランティア、会食、趣味活動、多世代交流などさまざまです。

ケアプラン

介護サービス計画のことです。一般的には、要介護者などが介護サービスを適切に利用できるように、 心身の状況や生活環境、要介護者と家族の希望などを考慮し、利用するサービスの種類・内容などを 定めます。計画に伴うサービスについての連絡・調整も含みます。

ケアマネジメント

介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うことです。

健康寿命

健康上の理由で、日常生活が制限されることなく、心身ともに自立して生活できる期間のことです。

高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)

北区では地域包括支援センターを高齢者あんしんセンターと呼んでいます。

地域で暮らす高齢者を、医療・健康・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支えるための機関です。①介護予防ケアマネジメント、②総合的な相談・支援、③包括的・継続的マネジメント、④高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護といった事業を行っています。現在、北区内に17か所あります。

高齢者虐待防止センター

高齢者虐待に関する相談を受けるとともに、高齢者虐待を予防するために、高齢者自身や介護する方を支援するために設置された区の窓口です。

コミュニティソーシャルワーカー

地域の方々と一緒に、そこに暮らす誰もが「孤立」することのないよう、地域で支える仕組みづくりを進める役割の人を言います。制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むのが主な仕事で、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るような働きかけを進めます。

コミュニティビジネス

地域の課題を、地域の人材・施設・資金などを活かしながら、区民が主体となってビジネスの手法で解決していく取り組みのことです。活動を通じてコミュニティの再生を図るとともに、その利益は地域に還元していきます。

合計所得金額

所得税法上は、所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により 異なる)を差し引いた金額のことです。なお、介護保険制度では、所得税法上の合計所得金額から「長 期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額をいいます。また、非課税者に おいては、さらに公的年金に係る所得を除いたものを意味します。

【さ行】

在宅サービス

介護などの福祉サービスを必要とする高齢者や障害者などを対象に、長年住み慣れた住まいや地域での生活を継続できるように提供されるサービスの総称です。訪問介護 (ホームヘルプ)、通所介護 (デイサービス) などがあります。

サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場です。

食育

生涯を通じて、一人ひとりが健全な食生活の実現及び食文化の継承、健康の確保ができるように、自らの食事について考える習慣や食事に対する知識と判断力を身につけるための学習のことです。

新型栄養失調予防

おもに肉類などの動物性たんぱく質の摂取不足が原因で栄養が不足し老化を早めている状態を、現代の栄養失調として、新型栄養失調と呼んでいます。新型栄養失調になると、身体の老化が進みやすくなるだけでなく、肺炎や脳出血、心臓病、骨折等のリスクが高まるとされ、要介護状態につながる恐れもあります。食事量が減り、身体に必要なエネルギーや栄養が不足している状態を「低栄養」といいますが、食事量は維持していても食事内容が偏っていると必要な栄養が不足してしまうため、肉、卵、牛乳などの動物性たんぱく質を多く含む食品を中心に、いろいろな食品をまんべんなく食べることを推奨しています。

生活援助員

介護保険の要支援の方への掃除や洗濯などの訪問サービスに従事する資格を、区の研修を修了する ことで取得することができます。その研修修了者のことをいいます。

生活支援コーディネーター

各高齢者あんしんセンターに配置し、北区全体のコーディネートを担う生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置して、地域資源情報の把握、情報の見える化、区内のサービス開発、地域ネットワークの構築などに取り組み、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす専門職のことです

成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分になった人のために、社会生活を支援する人(成年後見人)を家庭裁判所で定めることで本人の権利を守り、安心して生活を送れるように支援する制度です。

摂食えん下

食物が認知され、口腔、咽頭、食道を経て胃に至るまでのすべての過程をいいます。摂食・嚥下障害とは、この一連の動作に障害があることです。

【た行】

ダブルケア

近年の晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に引き受け、育児と介護 の二つのケアを同時に担うことです。

団塊の世代

第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期(昭和22年(1947年)〜昭和24年(1949年))生まれの世代 のことです。

地域医療構想

2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるものです。

地域共生社会

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のことです。

地域ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしく生活できるように、在宅、施設を通じた 地域における包括的・継続的なケア体制を構築するために、医療機関・介護サービス事業者などの関 係機関の相互連携を図る目的で開催される会議です。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ 目なく提供される仕組みのことです。

地域包括ケア連絡会

区内の各高齢者あんしんセンターの総合相談・連絡調整機能を高め、医療・保健・福祉・介護等の社会資源ネットワークの構築を目指すために設置した会議です。年1回の全体会と、各高齢者あんしんセンターごとに担当地域内でのさまざまな分野の関係者が連携した仕組みづくりを行うための連絡会を開催しています。

地域包括支援センター

⇒高齢者あんしんセンター

地域密着型サービス

介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしながら介護が受けられるように、区市町村が主体となって地域の実情に応じて提供されるサービスです。利用者は原則としてその区市町村の住民に限られます。小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)などがあります。

超高齢社会

WHO (世界保健機構) などの定義によれば、高齢化率が7%を超すと高齢化社会、14%を超すと高齢 社会、21%を超すと超高齢社会と言います。

チームオレンジ

認知症診断前後の、空白の期間における心理面・生活面への早期からの支援として、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症支援ボランティアを中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

【な行】

日常生活圏域

高齢者がより身近な地域で相談や必要なサービスを受けることができるように設定された地域区分のことです。北区では区内を地域振興室の区域に合わせた19の日常生活圏域に分けています。

認知症カフェ (オレンジカフェ きたい~な)

認知症になっても住み慣れた地域の中で生活を送ることができるよう、地域の支え合いを進める交流・活動の場です。認知症の方やその介護者だけでなく、地域の方など誰でも気軽に参加できます。 専門スタッフによる認知症についての相談も受け付けています。

認知症ケアパス(北区認知症あんしんなび)

認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らし続けるために、認知症の進行にあわせて区で受けられるさまざまなサービスや、認知症に関する情報をまとめた冊子です。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講した方のことです。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、 認知症の方や家族を温かく見守る応援者として自分のできる範囲で活動します。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職からなる、認知症の人やその家族に早期に関わる多職種チームです。認知症の人本人や家族等の相談を受けて訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活をサポートします。

【は行】

8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうことです。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来します。

避難行動要支援者

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なため特に支援を必要 とするとして定められた人のことです。

フレイル

加齢によって筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態 のことで、健康な状態と介護が必要な状態の中間の虚弱の状態のことです。適切な介入・支援により 生活機能の維持向上が可能であるとされています。フレイルを予防するには、低栄養の予防、体力の 維持、社会参加そして口腔機能の向上に取り組むことが有効です。

訪問看護ステーション

自宅で療養する高齢者などに訪問看護サービスを提供する機関です。かかりつけ医の指示によって 看護師等が自宅を訪問し、医療的処置・管理等を行う他、療養上の相談にのるなど在宅療養を支援し ます。

保険者機能強化推進交付金

PDCAサイクルによる取り組みの一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援する新たな交付金が創設されました。

【や行】

ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など)や世話(年下のきょうだいの世話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことです。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、文化などの違いとは関係なく、誰もが利用しやすい施設・製品・情報などのデザインのことです。誰にでも安全で使いやすいように配慮されたエレベーター、障害者や外国人でもわかりやすい絵による案内(ピクトグラム)などがあります。

北区地域包括ケア推進計画

北区高齡者保健福祉計画·第8期介護保険事業計画

刊行物登録番号 2-1-156

発行年月 令和3年3月

発 行 北区 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

電話 03-3908-1158 (高齢福祉課)

03-3908-1286 (介護保険課)

